

研修教材

五訂版 犯歴事務解説

法務総合研究所

研修教材

五訂版 犯歴事務解説

法務総合研究所

研修教材

五訂版 犯歴事務解説

法務総合研究所

五訂版のはしがき

この資料は、平成16年3月に四訂版として発刊された研修教材「犯歴事務解説」を基として、約14年ぶりに改訂を行ったものである。

その間、監獄法や犯罪者予防更生法が廃止され、刑法等の一部改正や、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）、更生保護法（平成19年法律第88号）、薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成25年法律第50号）等の新たな法律が施行されるなど様々な改正が行われたが、今回の改訂は、これらに伴う規程の改正、通達の発出等を織り込んだものである。

今回の改訂に当たっては、竹村浩一刑事局刑事法制管理官付補佐官を煩わし、米田悟刑事局総務課企画調査第二係長の協力を得た。

平成30年3月

法務総合研究所

四訂版のはしがき

この資料は、平成8年3月に三訂版として発刊された研修教材「犯歴事務解説」を基として、その後の規程の改正、通達等を織り込んだものである。

今回の改訂に当たっては、扇谷俊春刑事局総務課補佐官に加筆・補筆の労を煩わした。

平成16年3月

法務総合研究所

三訂版のはしがき

この資料は、平成3年3月に改訂版として発刊された研修教材「犯歴事務解説」を基として、その後の規程の改正、通達等を織り込んだものである。改訂に当たっては、刑事局総務課補佐官大霜憲司氏を煩わし、同課検務第二係長森田久弘氏の協力を得た。

平成8年3月

法務総合研究所

改訂版のはしがき

本書は、昭和60年3月に発行した研修教材新版「犯歴事務解説」に、その後の規程の一部改正、参考となる判例等を織り込んだものである。

今回の改訂に当たっては、近藤康利刑事局総務課補佐官に加筆・補筆の労を煩わした。

本書が、各種の研修の教材としてはもとより、執務の指針として活用されることを期待するものである。

平成3年3月

法務総合研究所

はしがき

本書は、昭和59年4月26日付けで「犯歴事務規程」が全面改正されたのに伴い、新たに同規程を解説したものである。武内道明刑事局総務課補佐官に執筆の労を煩わした。

なお、第4章「電算処理の対象とならない犯歴の把握に関する事務手続」及び第8章「特別取扱い」の部分については、規程改正後も基本的にその取扱いが変更されていないので、従前の解説を引用し、また、電算用各種通知書及びデータ・シートの作成要領及び電子計算機への入力要領については、昭和59年4月26日付け法務省刑総第330号刑事局長通達「犯歴事務規程の改正について」の別添第2「電算用通知書等作成要領」及び別添第8「電子計算機への入力要領」に詳記されているので、本書では、この点に関する解説は割愛されている。

本書が、各種の研修の教材としてはもとより、執務の指針として活用されることを期待するものである。

昭和60年3月

法務総合研究所

目 次

第1章 犯歴事務規程について	1
第1 犯歴事務規程	1
第2 規程の目的（規程第1条）及び内容等	1
第3 規程改正の経緯	6
第4 規程改正の経過	7
第2章 犯歴の把握	13
第1 犯歴把握の方法等	13
第2 犯歴把握の目的	14
第3章 電算処理の対象となる犯歴の把握	15
1 電算処理対象犯歴の範囲（規程第2条）	15
2 電子計算機への入力手続	18
3 各種電算用通知書等の作成	18
4 本籍市区町村長に対する既決犯罪通知（規程第3条）	22
5 既決犯罪通知の撤回	27
6 刑の執行状況等通知（規程第4条）	28
7 戸籍事項の訂正通知（規程第5条）	33
8 犯歴事項の訂正通知（規程第6条）	35
第4章 電算処理の対象とならない犯歴の把握	38
第1 非電算処理対象犯歴に係る事務（規程第7条、第8条）	38
1 犯歴票	38

2 目 次

2 犯歴票の作成	39
3 犯歴票の記載事項	41
4 犯歴票の整理保管	51
5 既決犯罪通知書（乙）の作成	52
6 本籍地方検察庁の犯歴担当事務官に対する既決犯罪通知	53
7 本籍市区町村長に対する既決犯罪通知	54
8 既決犯罪通知の撤回	55
9 刑の執行状況等通知	56
10 刑執行状況等通知書（乙）の作成	56
11 刑執行状況等の犯歴票への記入	69
12 本籍市区町村長に対する刑の執行状況等通知	71
第2 道交犯歴に係る事務（規程第9条、第10条）	72
1 道交犯歴事務の合理化	72
2 道交犯歴の把握方法	72
3 既決犯罪通知	73
4 既決犯罪通知書（丙）の作成	73
5 刑の執行状況等通知	74
第3 非電算処理対象犯歴及び道交犯歴に係る戸籍事項の訂正通知（規程第11条）	75
1 訂正事項の通報	75
2 既決犯罪通知等をした犯歴担当事務官に対する訂正通知	75
3 犯歴票等の訂正	76
4 犯歴票等を保管することとなる本籍地方検察庁の変更事由	77
5 犯歴票等を新たに保管することとなる本籍地方検察庁への送付等	78

目 次 3

6 新たに犯歴票等を保管することとなった本籍地方検察庁における取扱い	80
第4 非電算処理対象犯歴及び道交犯歴に係る犯歴事項の訂正通知（規程第12条）	81
1 訂正事項の通報	81
2 犯歴票等を保管している本籍地方検察庁の犯歴担当事務官等に対する訂正通知	82
3 犯歴票等の訂正	83
第5章 犯歴の照会回答及び身上照会	84
第1 前科照会等（規程第13条第1項）	84
1 前科照会の方法等	84
2 行政官庁等からの前科照会	87
3 刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者についての行政官庁からの法令上の欠格事由の調査のための前科照会に対する回答に当たっての留意点	93
第2 前科調書（規程第13条第2項）	95
1 前科調書	95
2 前科調書（甲）の作成	97
3 前科調書（乙）及び前科調書（丙）の作成	98
4 前科調書（丁）の作成	100
5 刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた場合における前科調書（甲）及び前科調書（乙）の読み方について	101
第3 身上照会（規程第14条）	102

第6章 とん刑者等の把握のための特別手続	104
第1 とん刑者等の把握（規程第15条）	104
1 とん刑者等	104
2 とん刑者等の把握方法	107
3 とん刑者等通知	108
第2 とん刑者等に係る戸籍事項及び犯歴事項の訂正（規程第16条）	109
第3 とん刑者等の発見・解除通知（規程第17条）	110
1 とん刑者等の発見通知	110
2 とん刑者等の解除通知	111
第7章 犯歴の抹消	113
第1 犯歴の抹消（規程第18条）	113
第2 犯歴の抹消の時期	113
第3 犯歴の抹消の手続	114
第8章 特別取扱い	116
第1 地方検察庁の本庁の所在地を管轄する区検察庁における特別取扱い（規程第20条）	116
第2 地方検察庁の本庁における特別取扱い（規程第21条）	117
第3 最高検察庁における暫定措置	118
第9章 刑法第34条の2の規定による刑の消滅	119
第1 刑の消滅	119
第2 刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者についての刑の消滅に関する照会に対する回答に当たっての留意点	120

第3 刑の消滅時期の具体例	121
〔付〕	
犯歴事務電算化の経緯	129
犯歴事務規程	136
公職選挙法等に定める公民権（選挙権及び被選挙権）停止に関する規定	160

第1章 犯歴事務規程について

第1 犯歴事務規程

1 現行の犯歴事務規程（以下「規程」という。）は、昭和59年4月26日付け法務省刑総訓第329号をもって法務大臣から訓令され、同年6月1日から施行された。

規程は、大部分の犯歴に係る事務が電算化されたことに伴い、昭和40年8月20日付け法務省刑事（総）第610号をもって法務大臣から訓令（同年10月1日施行）された犯歴事務規程（以下「旧規程」という。）が全面的に改正されたものである。

2 規程は、検察庁事務章程や、事件事務規程を始めとする検務関係事務規程と同様に、検察庁法（昭和22年法律第61号）第32条にいう「検察庁の事務章程」の一つであり、検察庁の全職員を拘束するものである。

第2 規程の目的（規程第1条）及び内容等

1 規程は、主として、有罪の確定裁判を受けた者の犯歴を電子計算機又は犯歴票等（犯歴票のほか、既決犯罪通知書（丙）、道路交通法等違反事件迅速処理のための共用書式第2枚目又は反則金不納付事件迅速処理のための共用書式第1枚目（これら共用書式によるものを以下「切符原票」という。以下同じ。）によって的確に把握するため、既決犯罪通知、刑の執行状況通知等の諸通知に関する事務の取扱手続及び犯歴の照会・回答事務に関する取扱手続等を規定するとともに、この種事務を取り扱う職員の職務と責任を明確にし、もって犯歴に関する事務の適正かつ迅速な運用を図ることを目的としている。

2 規程は、本文7章21条及び別表3表から成っており

(1) 犯歴は、電子計算機又は犯歴票等により把握するものとし、①電子計算機により把握するものについては（注1）、最高検察庁総務部情報システム管理室（以下「情報管理室」という。）の電子計算機と直結する地方検察庁の本庁の端末機により犯歴等を把握するために必要な事項を入力することとし、②犯歴票等により把握するものについては、有罪の確定裁判を受けた者の本籍地（法人又は団体にあっては、その本店又は主たる事務所の所在地。本籍が明らかでない者又は本邦に本籍がない者にあっては、東京都。以下同じ。）を管轄する地方検察庁の本庁（以下「本籍地方検察庁」という。）において犯歴票等を作成し（注2）、保管すること

（注1）平成13年9月21日付け法務省刑総訓第1123号法務大臣訓令をもって規程の一部が改正され（同年10月1日から施行）、従来の本邦に本籍がある大正以降の出生者に加え、本邦に本籍がない者に対する裁判のうち、裁判の言渡しがあった日（略式命令にあっては、略式命令の日）が昭和23年1月1日以降の有罪の確定裁判で、かつ、昭和以降の出生者に対する裁判についても、電子計算機により把握することとなった。

（注2）ただし、既決犯罪通知書（丙）及びこれに代わる切符原票については、その性質上、次の（2）により送付されるものがある。

（2）刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第472条の規定により裁判の執行を指揮すべき検察官（刑の執行猶予、刑の免除又は刑の執行を免除する裁判にあっては、その裁判において執行を要する刑の言渡しがなされたとした場合におけるその執行を指揮すべき検察官。以下「執行指揮検察官」という。）の属する検察庁の犯歴担当事務官（犯歴の把握等に関する事務を所管し、又は分担する検察事務官をいう。以下同じ。）は、有罪の裁判が確定したときは、既決犯罪通知書を作成した上、それが電算処理の対象とされる犯歴（以下「電算処理対象犯歴」という。）に係るものであるときは、その検察庁

の所在地（当該犯歴担当事務官が支部に勤務する者であるときは、その支部の所在地。以下同じ。）を管轄する地方検察庁の本庁（以下「所在地地方検察庁」という。）の犯歴担当事務官に対して当該通知書を送付し、また、それが電算処理の対象とされない犯歴（以下「非電算処理対象犯歴」という。）に係るものであるときは、本籍地方検察庁の犯歴担当事務官に対して当該通知書を送付してそれぞれその旨を通知すること

（3）電算処理対象犯歴については、所在地地方検察庁の犯歴担当事務官が、電子計算機に入力する手続を行った上、その犯歴に係る確定裁判が罰金以上の刑（道路交通法（昭和35年法律第105号）又は自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）に違反する罪に係る裁判にあっては禁錮以上の刑）に処するものである場合には、当該確定裁判を受けた者の戸籍事務を管掌する市区町村の長（以下「本籍市区町村長」という。）に対して既決犯罪通知書を送付し（注1）、また、非電算処理対象犯歴については、本籍地方検察庁の犯歴担当事務官が、犯歴票等の作成・保管の手続を行った上、その犯歴に係る確定裁判が罰金以上の刑（道路交通法又は自動車の保管場所の確保等に関する法律に違反する罪に係る裁判にあっては禁錮以上の刑（注2））に処するものである場合には、当該確定裁判を受けた者の本籍市区町村長に対して既決犯罪通知書を送付してそれぞれの裁判の内容を通知すること（注3）

（注1）所在地地方検察庁が本籍地方検察庁でないときは、既決犯罪通知書を直接本籍市区町村長に送付することなく、本籍地方検察庁を経由して送付することとされている（昭59.4.26刑総330号刑事局長通達「犯歴事務規程の改正について」の記の第1, 2, (2)）。

（注2）道路交通法等違反の罪により禁錮以上の刑に処する裁判が非電算処理対象犯歴となるのは、規程第2条第1号に規定する非電算処理対象者（同号のウを除く。）に係る裁判に限られ、実際に本籍市区町村長に対して既決

- 犯罪通知をするのは、同号のアに掲げる本邦に本籍がある明治以前の出生者に係るものとなり、この通知をする事例はほとんどないものと思われる。
- (注3) 本籍が明らかでない者又は本邦に本籍がない者については、本籍市区町村長に対し既決犯罪通知書を送付する必要はない（平13.9.21刑続1124号刑事局長通達「犯歴事務規程の一部を改正する訓令について」の記の5、(1)）。
- (4) 刑の執行状況等に関する通知の手続及びその電子計算機への入力手続又は犯歴票等による把握手続は、前記電算処理対象犯歴に係る既決犯罪通知又は非電算処理対象犯歴に係る既決犯罪通知の場合とおおむね同様であること
- (5) 道路交通法等違反の罪に係る裁判で罰金以下の刑に処し、又は刑を免除するものについては、犯歴票に代え、既決犯罪通知書（丙）又は切符原票により把握するものとすること
- (6) 電算処理対象犯歴に係る戸籍事項（氏名、生年月日又は本籍をいう。以下同じ。）について訂正すべき事項があることを知ったときは、その犯歴担当事務官において、直ちに戸籍事項訂正通知書（甲）を作成し、所在地地方検察庁の犯歴担当事務官において、電子計算機により把握されている戸籍事項を訂正するための手続を行うこと、また、非電算処理対象犯歴に係る戸籍事項について訂正すべき事項があると料したときは、本籍地方検察庁の犯歴担当事務官に対してその旨を通報し、その通報を受けた犯歴担当事務官において、訂正すべき事項の有無・内容を確認した上で犯歴票等に記載されている戸籍事項の訂正を行うこと（注）
- (注) ただし、切符原票は、裁判書原本でもあるから、それに記載されている戸籍事項を直接訂正することは許されない。その必要がある場合には、別紙を用いるとか切符原票の欄外に記載する等の方法によることとし、裁判原本に変更を加えることのないようにしなければならない。
- (7) 電算処理対象犯歴又は非電算処理対象犯歴に係る犯歴事項（戸籍事項を除く事項）について訂正すべき事項があると料したとき

は、当該犯歴に係る裁判の執行指揮検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官に対してその旨を通報し、通報を受けた犯歴担当事務官において、訂正すべき事項の有無・内容を確認した上で犯歴事項訂正通知書（甲）又は（乙）を作成すること（注）

(注) 切符原票によって把握されている犯歴事項については、切符原票が裁判書原本でもあることから、このような手続が必要となることは考えられないであろう。

(8) 特定の者が有罪の確定裁判を受けた事実を照会する場合には、前科照会書によることとし、また、有罪の確定裁判を受けた事実を明らかにする書面を作成する場合には、前科調書によること

(9) とん刑者及び所在不明の被告人・被疑者等については、電子計算機及びとん刑者等カード等により把握し、とん刑者等の発見に資するものとすること

(10) 電子計算機又は犯歴票等及びとん刑者等カード等により把握されている有罪の確定裁判を受けた者が死亡したときは、電算処理対象犯歴については、その者に係る戸籍事項及びその他の事項を抹消し、非電算処理対象犯歴については、その者に係る犯歴票等及びとん刑者等カード等を廃棄すること

等を主な内容としている。

3 規程における「犯歴担当事務官」とは、他の検務関係事務規程におけると同様に、組織機構上、高等検察庁の検務課若しくは検務第二課又は地方検察庁若しくは区検察庁の検務部門の犯歴担当部署（注）に所属する検察事務官のみを指すものではなく、検察庁事務章程及び各庁の執務細則の定めるところにより、規程に定める当該具体的な事務を所管ないし分担する検察事務官を指称するものである。

(注) 平成13年4月1日の組織改編に伴い、地方検察庁及び区検察庁の検務部門の課が廃止され、検務監理官以下の検務官制が導入された。

第3 規程改正の経緯

旧規程においては、犯歴は全て犯歴票等により把握することとされていたため、犯歴事務は、犯歴票等を保管する本籍地方検察庁を中心に処理することとされていたが、その後、交通機関の目覚ましい発達とともに人の生活圏・行動圏の拡大や、人口の都市集中化現象が顕著となり、これに伴って犯罪も広域化し、そのため各検察庁間において、前科照会・回答事務がふくそうしてきたことに加え、本籍地の変更による犯歴票の保管換えが頻繁に行われるなど、犯歴関係事務も年々増加の一途をたどっていたことから、犯歴事務に要求される的確・迅速な運用が損なわれ、ひいては適正な検察運営又は適正な裁判に支障を生ずることも懸念されるところとなり、その抜本的な解決策として、昭和43年に犯歴の電子計算機による集中管理システムの開発、すなわち、犯歴事務の電算化が計画されるに至った。そして、この計画は、昭和46年4月1日から、東京地方検察庁において実施されることとなり、同庁が保管する犯歴票について電子計算機に入力するための移行作業を開始し、翌47年7月1日からいわゆる本番業務が開始されて、いよいよ犯歴事務電算化の幕開けとなった。以後、順次各地方検察庁において犯歴事務の電算化のための移行作業が進められた結果、同58年3月末をもって、全ての地方検察庁において犯歴事務の電算化のための移行作業が終了し、電算処理対象犯歴については、全て電子計算機によって集中管理されることとなった。(注) そして、さらに、同59年6月から、端末機の設置されている地方検察庁の本庁において、端末機から直接電子計算機へのデータ入力が可能となったことを機会に、それまで刑事局長通達によって運用してきた電算処理対象犯歴に関する事務手続を規程化するため、旧規程が全面的に改正された。

規程は、電算処理対象犯歴に関する事務手続については、事務処理の一層の迅速化を図るため、既決犯罪通知書（甲）等各種電算用通知書（死亡

通知書（甲）を除く。）を作成した犯歴担当事務官の属する検察庁の所在地地方検察庁を中心に事務処理をするように規定されている。また、非電算処理対象犯歴に関する事務手続については、従前どおり、犯歴票等を保管することとされている本籍地方検察庁を中心に事務処理をするように規定されており、基本的には旧規程における取扱いは変更されていない。

(注) 犯歴事務電算化の経緯については、末尾の〔付〕のとおりである。(129ページ以下)

第4 規程改正の経過

- 平成3年6月18日付け法務省刑総訓第534号法務大臣訓令をもって規程の一部が改正された（同年7月1日から施行）。この改正は、従来、電子計算機の端末機により「前科調書（甲）」（様式第37号）に機械的に片仮名表示されていた事項のうち、コード入力されている本籍（町字名番地を除く。）、裁判所名及び罪名等について、端末機により機械的に漢字表示を行うことが可能となったことに伴うもので、同様式中の漢字表示の可能な不動文字等を削除するなど所要の改正が行われたものである。
- 平成5年12月22日付け法務省刑総訓第1009号法務大臣訓令をもって規程の一部が改正された（平成6年3月1日から施行）。この改正は、従来、片仮名によりデータ入力されていた本籍町字名番地、非コード化罪名、備考欄及び手書きしていた氏名について、漢字によるデータ入力に改めるとともに、これに伴い、既決犯罪通知書（甲の1）等の氏名欄、本籍町字名番地欄及び備考欄等について所要の改正が行われたものであり、漢字によるデータ入力により、前科調書（甲）の氏名、本籍町字名番地、非コード化罪名及び備考欄が漢字等により印字あるいは表示されることとなったものである。

また、労役場留置による刑の執行終了を把握するため、該当する場

合には、財産刑執行終了通知書（甲）について、刑名欄に新たに区分を記入することとし、財産刑執行終了通知書（乙）については、備考欄にその旨を記入することとし、それぞれ所要の改正が行われた。

3 平成6年3月16日付け法務省刑総訓第279号法務大臣訓令をもって規程の一部が改正された（同年4月1日から施行）。この改正は、近い将来、戸籍事務の処理にコンピュータの導入が見込まれることから、市区町村における事務処理の効率化を図るため、規程に定める身上調査照会書の様式について、従来の縦書きを横書きに改めるなど所要の改正が行われたものである。

4 平成8年3月8日付け法務省刑総訓第200号法務大臣訓令をもって規程の一部が改正された（同年4月1日から施行）。この改正は、政治資金規正法の一部を改正する法律（平成6年法律第4号）が公布施行され、政治資金規正法違反の罪を犯し、罰金の刑に処せられた者はその裁判が確定した日から5年間、禁錮の刑に処せられた者はその裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間及びその後5年間、これらの刑の執行猶予の言渡しを受けた者はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する選挙権及び被選挙権を有しないこととされた（第28条関係）ことに伴い、既決犯罪通知書（甲の1）等の公民権停止欄等について所要の改正が行われたものである。

5 平成12年2月18日付け法務省刑総訓第134号法務大臣訓令をもって規程の一部が改正された（同年3月21日から施行）。この改正は、電子計算機による犯歴システムについて、メインフレーム（中央集中処理）方式からクライアント・サーバ（分散処理）方式への変更により、氏名通常読み、本籍町字名番地等の管理可能文字数を拡大したこと及び裁判の日等の日付け項目に元号を追加したこと等に伴い、既決

犯罪通知書（甲の1）等の氏名欄等について所要の改正が行われたものである。

6 平成12年3月30日付け法務省刑総訓第436号法務大臣訓令をもって規程の一部が改正された（同年4月1日から施行）。この改正は、民法（明治29年法律第89号）の禁治産及び準禁治産の制度が後見、保佐及び補助の制度に改められ、新たに任意後見制度が創設されるとともに、禁治産及び準禁治産の宣告を戸籍に記載する方法に代わる新たな公示方法として、成年後見登記制度が創設されたことに伴い、身上調査照会書の「禁治産・準禁治産等の有無」を削除する改正が行われたものである。

7 平成12年10月27日付け法務省刑総訓第1242号法務大臣訓令をもって規程の一部が改正された（同13年1月1日から施行）。この改正は、裁判所の事件に関する記録その他の書類について、用紙の大きさが日本工業規格A列4番に、書式が横書き（左とじ）に改正されたことに伴い、前科照会書等の様式を日本工業規格A列4番とする改正が行われたものである。

8 平成13年3月16日付け法務省刑総訓第317号法務大臣訓令をもって規程の一部が改正された（同年4月1日から施行）。この改正は、少年法等の一部を改正する法律（平成12年法律第142号）の施行に伴い、少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合の仮出獄及び自由刑の執行終了の通知が少年院の長からなされることとなるため、別表第1第2欄について所要の改正が行われたものである。

9 平成13年9月21日付け法務省刑総訓第1123号法務大臣訓令をもって規程の一部が改正された（同年10月1日から施行）。この改正は、本邦に本籍がない者に対する裁判のうち、裁判の言渡しがあった日（略

式命令にあっては、略式命令の日）が昭和23年1月1日以降の有罪の確定裁判で、かつ、昭和以降の出生者に対する裁判について、電算処理の対象となる犯歴として把握するため、所要の改正が行われたものである。

10 平成14年5月29日付け法務省刑総訓第611号法務大臣訓令をもって規程の一部が改正された（同年6月20日から施行）。この改正は、個人情報保護等の観点から、前科照会を受けた庁において前科照会の有無等の事実を事後的に確認することができるよう、前科照会に当たって、前科照会書にその写し1部を添付するため、前科照会書について所要の改正が行われたものである。

11 平成18年5月19日付け法務省刑総訓第690号法務大臣訓令をもって規程の一部が改正された（同月24日から施行）。この改正は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成17年法律第50号）（注）が同18年5月24日から施行されることを受けたものであり、同法の施行により、監獄に関する用語について、「監獄」が「刑事施設」、「仮出獄」が「仮釈放」等に改められたことに伴い、別表及び書式例中の様式に所要の改正が行われたものである。

（注）刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第59号、同19年6月1日施行）により、現在は、法律の題名が「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」となっている。

12 平成20年5月29日付け法務省刑総訓第820号法務大臣訓令をもって規程の一部が改正された（同年6月1日から施行）。この改正は、更生保護法（平成19年法律第88号）が同20年6月1日から施行されることを受けたものであり、同法の施行により犯罪者予防更生法が廃止されたことに伴い、別表及び書式例中の様式に所要の改正が行われたものである。

13 平成25年3月19日付け法務省刑総訓第5号法務大臣訓令をもって規

程の一部が改正された（同年4月1日から施行）。この改正は、検察総合情報管理システム（以下「検察システム」という。）による管理をこれまでの法務大臣の許可による特別の取扱いから原則の取扱いとしたことを受けたものであり、これまで定義がされていなかった「犯歴係事務官」が「犯歴担当事務官」に改められ、「犯歴の把握等に関する事務を所管し、又は分担する検察事務官」と定義されるとともに、同様に、「執行係事務官」が「執行担当事務官」等に改められたことに伴い、本文及び別表に所要の改正が行われたものである。

14 平成28年5月2日付け法務省刑総訓第4号法務大臣訓令をもって規程の一部が改正された（同年6月1日から施行）。この改正は、刑法等の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成25年法律第50号。以下「薬物法」という。）が同28年6月1日から施行されることを受けたものであり、これまで「刑の執行猶予」とされていた刑法（明治40年法律第45号）第25条による刑の執行猶予が「刑の全部の執行猶予」を指すことを明らかにするため本文及び別表第3に所要の改正が行われたほか、刑の一部の執行が猶予された場合にその内容を記載する欄を追加するなど書式例中の様式に所要の改正が行われたものである。

15 平成28年6月16日付け法務省刑総訓第7号法務大臣訓令をもって規程の一部が改正された（同月19日から施行）。この改正は、公職選法等の一部を改正する法律（平成27年法律第43号）が同28年6月19日から施行されることにより、選挙権を有する者の年齢が満20歳以上から満18歳以上に改められるとともに、年齢満18歳以上満20歳未満の者であるときに犯した罪に係る公職選挙法等の規定の適用については、当分の間、少年法第60条の規定は適用しないこととされたことを受け

たものであり、満18歳以上満20歳未満の者が、公職選挙法第11条第1項第5号に掲げる法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられ刑の全部の執行を猶予することとされた場合のほか、同法第252条第1項若しくは政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条第1項に掲げる罪を犯し罰金の刑に処せられた場合、公職選挙法第252条第2項若しくは政治資金規正法第28条第2項に掲げる罪を犯し禁錮以上の刑に処せられた場合などには、本籍市区町村長に対し、既決犯罪通知、刑執行状況等通知及び犯歴事項の訂正通知をすることとされるなど本文に所要の改正が行われたものである。

第2章 犯歴の把握

第1 犯歴把握の方法等

- 1 犯歴は、検察運営の適正及び裁判の適正に資するために把握するものであり、規程は、電子計算機又は犯歴票等により、有罪の確定裁判を受けた者ごとに、有罪の確定裁判を受けた事実及びその裁判の執行状況等を把握することとされており、具体的には、有罪の確定裁判を受けた者の氏名、生年月日、本籍、裁判をした裁判所、裁判年月日、確定年月日、罪名、刑名、刑期・金額、刑の執行状況、恩赦事項等を把握することとされている。
- 2 電子計算機により把握される犯歴等に係る各種電算用通知書及びデータ・シート（以下「電算用通知書等」という。）の記載内容を電子計算機に入力する手続は、所在地地方検察庁の犯歴担当事務官が行うこととされている。
電子計算機への入力手続及び更新処理の要領は、昭和59年4月26日付け法務省刑総第330号刑事局長通達「犯歴事務規程の改正について」（以下「運用通達」という。）の別添第8「電子計算機への入力要領」等によることとされている。
- 3 非電算処理対象者及び道交裁判（注）を受けた者については、従前どおり、その者の本籍地方検察庁において犯歴票等を保管して把握することとされている。

（注）非電算処理対象者については、規程第2条第1号に、また、道交裁判については、同条第2号に規定されている。

第2 犯歴把握の目的

特定の者が有罪の確定裁判を受けた事実等につき、電子計算機又は犯歴票等により詳細に把握することとされている目的は

- (1) 檢察官の起訴、不起訴の処分（刑事訴訟法第247条、第248条）の決定及び求刑等の情状資料
- (2) 裁判所の量刑資料
- (3) 執行猶予を付するための条件（刑法第25条、第25条の2、第27条の2、第27条の3、薬物法第3条）該当の有無の判断資料
- (4) 執行猶予取消事由（刑法第26条、第26条の2、第26条の3、第27条の4、第27条の5、第27条の6、薬物法第5条）の有無の判断資料
- (5) 併合罪の関係（刑法第45条）の有無の判断資料
- (6) 累犯加重の原因たる前科（刑法第56条）の有無の判断資料
- (7) 仮釈放の取消事由（刑法第29条第1項）の有無の判断資料
- (8) 常習犯（刑法第186条、暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）第1条ノ3、第2条、盜犯等ノ防止及処分ニ関スル法律（昭和5年法律第9号）第2条、第3条、第4条）の常習性の有無の判断資料
- (9) 刑の執行指揮（刑事訴訟法第472条）の参考資料
- (10) 恩赦、特に政令恩赦該当の有無の判断資料

等として利用するためであり、検察運営の適正及び裁判の適正に欠くことのできない重要な資料である。

第3章 電算処理の対象となる犯歴の把握 (規程第2条～第6条)

1 電算処理対象犯歴の範囲（規程第2条）

- (1) 電子計算機により把握する裁判は、次に掲げる裁判以外の有罪の裁判であって、確定したものである（規程第2条）。
 - ア 本邦に本籍がある明治以前の出生者及び本邦に本籍がない大正以前の出生者に対する有罪の確定裁判
 - イ 本籍が明らかでない者に対する有罪の確定裁判
 - ウ 法人又は団体に対する有罪の確定裁判
 - エ 道路交通法、道路交通取締法、道路交通取締法施行令、道路交通取締令又は自動車の保管場所の確保等に関する法律違反の罪に係る確定裁判であって、罰金以下の刑に処し、又は刑を免除するもの（以下「道交裁判」という。）
- (2) 「本邦に本籍がない大正以前の出生者」とは、大正以前の出生者で日本の国籍を有しない者をいい、無国籍者はこれに該当するが、日本と外国との二重国籍者は、これに当たらない。日本の国籍を有する者が、外国の国籍を取得したため日本の国籍を喪失したとき（国籍法（昭和25年法律第147号）第11条）、又は日本の国籍を離脱したとき（同法第13条）は、「本邦に本籍がない者」となる。

一方、日本国民でない者（言い換えれば、外国人）が、帰化・就籍により日本国籍を取得したとき（同法第4条第1項）は、本邦に本籍を有することとなる。
- (3) ここでいう「本邦」とは、本州、北海道、九州、四国及び沖縄並び

にこれらに付属する島しょであり、歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島のいわゆる北方領土も含まれる（注）。

（注）昭58.6.20刑総418号刑事局長通達「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の施行に伴う犯歴事務の取扱いについて」

（4）また、「本籍が明らかでない者」とは、日本国民であると認められるが本籍がない者又は本籍が判明していない者をいう。この場合において、裁判によって認定された本籍が「本籍コード表」（注）に定める本籍コードを記入できる程度に判明している者は、本籍が判明している者と解される。

（注）運用通達の別添第5参照

（5）「法人又は団体」を電算処理の対象外とした理由は、電算処理のプログラムが「氏名コード」及び「生年月日コード」をキー・コードとしていることによる技術上の問題と、法人等に係る犯歴票については、犯歴票を保管している検察庁の利用頻度が最も高いという実情が考慮されたものである。

（6）電子計算機によって把握する「有罪の裁判」には、死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留又は科料に処する裁判のほか、刑の免除及び刑の執行の免除の裁判が含まれる。刑の免除の裁判又は刑の執行の免除の裁判であっても有罪の裁判として既判力を生ずるので、刑法第45条後段の適用上把握する必要があり、また、人の資格に関しても影響を及ぼす場合があるからである。

（7）道交裁判については、その数が膨大であり、かつ、他の罪と併合審理されることが比較的少ないとから、道交裁判に係る犯歴（以下「道交犯歴」という。）の事務の合理化を図るために、従来どおり、他の犯歴とは別異の事務手続をとることとされている。したがって、ここでいう道交裁判とは、罰金以下の刑に処し、又は刑を免除する裁判

のうち、その裁判で言い渡された刑又は免除された刑に係る罪が規程第2条第2号に掲げる罪のみに係るものとをいい、例えば、法定刑が罰金刑である道路交通法違反に係る罪が過失運転致死傷等の電算処理対象犯歴に係る罪と併合審理された場合には、その裁判については、道路交通法違反に係るものと含めて電算処理対象犯歴として処理されることとなる（注）。

（注）運用通達の記の第2.1.（3）

（8）電子計算機により把握する裁判のうち、裁判の言渡しがあった日（略式命令にあっては、略式命令の日）が昭和22年12月31日（以下「基準日」という。）以前のものについては、犯歴事務の電算化移行に際し、その実施に関する刑事局長通達によって電子計算機により把握する対象から除かれたことから、規程においても電算処理対象犯歴として把握しないこととされている。したがって、基準日後に再審、非常上告又は刑の分離の裁判があったとしても、原裁判が基準日以前の言渡しである場合は、電算処理対象裁判として処理することはできない。

なお、復帰前の沖縄に適用された刑罰に関する規定により科せられた刑は、刑法総則にいう刑ではなく、両者は、相互に累犯加重、刑の執行猶予の可否等を決定するいわゆる前科とはならないため、後者に係る犯歴事務と前者に係る犯歴事務とを別個に取り扱う必要があるので、前者に係る犯歴事務は、従前どおり、昭和47年5月15日付け法務省刑事（総）第241号刑事局長通達「沖縄の復帰に伴う犯歴事務の取扱いについて」により処理されることとなる（注）。

（注）運用通達の記の第2.1.（1）

（9）平成13年10月1日から本邦に本籍がない者に対する裁判のうち、裁判の言渡しがあった日（略式命令にあっては、略式命令の日）が昭和

23年1月1日以降の有罪の確定裁判で、かつ、昭和以降の出生者に対する裁判については、電子計算機により把握することとされたが、その犯歴に関する事務については、平成13年9月21日付け法務省刑総第1124号刑事局長通達「犯歴事務規程の一部を改正する訓令について」（以下「平成13年第1124号通達」という。）及び運用通達による。

(10) 平成28年6月1日から刑の一部の執行猶予制度が導入されたが、その犯歴に関する事務については、同年5月2日付け法務省刑総第574号刑事局長通達「犯歴事務規程の一部を改正する訓令の運用について」（以下「平成28年第574号通達」という。）及び運用通達による。

2 電子計算機への入力手続

(1) 電算処理対象裁判及びこれに係る刑の執行状況等について電子計算機に入力する手続は、所在地地方検察庁の犯歴担当事務官において行うこととされている。したがって、同犯歴担当事務官が電算用通知書等を作成したとき又はその送付を受けたときは、その記載内容について、誤りや記入漏れがないか等を点検し、補正を要する事項があったときは、自庁において補正し、又はその電算用通知書等を作成した検察庁の犯歴担当事務官にこれを返戻して補正を求める。

(2) 電子計算機に入力するための諸手続、具体的な入力要領は、運用通達の別添第8「電子計算機への入力要領」に定められているとおりである。

3 各種電算用通知書等の作成

(1) 電算処理対象裁判及びこれに係る刑の執行状況等について電子計算機に入力するために必要なデータ・シート（注）は、運用通達の別添第1「データ・シート様式例」に定められているとおりであるが、これらのデータ・シートは、既決犯罪通知書（甲の1）及び既決犯罪通知書（甲の2）（以下「既決犯罪通知書（甲の1）等」という。）を始

めとして刑執行状況通知書（甲）、戸籍事項訂正通知書（甲）、犯歴事項訂正通知書（甲）等を作成するときに、併せて作成することとされている。

既決犯罪通知書（甲の1）、既決犯罪通知書（甲の2）及び外国人既決犯罪通知書（以下「既決犯罪通知書（甲）」という。）は、電算処理対象裁判が確定したときに作成することとなるが、「裁判が確定したとき」とは、上訴提起期間又は判決訂正申立期間の経過（自然確定）、上訴の放棄又は上訴の取下げがあったときである（略式命令にあっては、正式裁判の請求期間の経過又は正式裁判の請求の取下げがあったときである。）。

犯歴担当事務官は、データ・シートを作成したときは、同時に作成した各種電算用通知書と共に、電子計算機への入力手続を行うこととされている所在地地方検察庁の犯歴担当事務官に送付する。

（注）データ・シートは、データの電子計算機への入力に使用するものであるが、各種通知書と複写式となっているものについては、犯歴システムへの移行に伴う犯歴事務規程の一部を改正する訓令（平成12年法務省刑総訓第134号）の施行（平成12年3月21日）後は、データ・シートのほか、各種電算用通知書に基づいて入力することが可能となった。

(2) 電子計算機により処理される事務を行うための必要な各種電算用通知書及びデータ・シートの作成要領は、運用通達の別添第2「電算用通知書等作成要領」、平成13年第1124号通達の別添第1「電算用通知書等作成要領（外国人電算犯歴用）」及び平成28年第574号通達の別添「電算用通知書等作成要領（刑の一部の執行猶予制度の導入に伴う特則）」に定められているとおりである。

また、各種電算用通知書等を作成する場合に使用する各種コードは、次に掲げるコード表によることとされている（注）。

ア 項目コード及び項目区分コードは、「項目コード及び項目区分

コード表」(運用通達の別添第3) 及び「項目コード及び項目区分コード表(外国人電算犯歴用)」(平成13年第1124号通達の別添第3)

- イ 氏名コードは、「氏名統一読み一覧表」(運用通達の別添第4)
 - ウ 本籍コードは、「本籍コード表」(運用通達の別添第5)
 - エ 罪名コードは、「罪名コード表」(運用通達の別添第6)
 - オ 裁判所コード及び検察庁コードは「庁名コード表」(運用通達の別添第7)
 - カ 国籍コードは、「国籍コード表」(平成13年第1124号通達の別添第2)
 - キ 中国及び韓国(北朝鮮を含む。)の本籍コードは、「道・省コード表」(平成13年第1124号通達の別添第4)
- (注) 運用通達の記の第1, 5, (2), 平成13年第1124号通達の記の3, (2)

(3) 各種電算用通知書等に記載されている事項は、電子計算機に入力された後、前科調書として出力され、適正な検察運営及び適正な裁判をする上で必要とされる重要な資料となるものであるから、これら通知書等への記載や電子計算機への入力に誤りがあってはならない。したがって、各種電算用通知書等を作成するに当たっては、裁判書原本及び訴訟記録を精査して正確に記載することはもちろん、誤読されることのないよう文字は楷書で記載し、特に数字は丁寧に記載しなければならないほか、電子計算機への入力手続も正確に行わなければならぬ。他人の犯歴と合併したり、他の刑の執行状況を入力したりすることなどのないよう十分注意する必要がある。

(4) 既決犯罪通知書(甲の1)等は、特定の者が電算処理対象裁判を受け、その裁判が確定した事実を、本籍市区町村長に通知するための文書である。これを作成するときは、これと、電子計算機により処理さ

れる事務を行うために必要なデータ・シート(既決甲の1又は既決甲の2)(2枚目)、及び警察署長に対し有罪の裁判が確定したことを通知する既決犯罪通知書(甲の1)等(3枚目)とを3枚1組として、複写式により作成することとなるが、犯歴担当事務官は、これらを作成したときは、1枚目の本籍市区町村長に既決犯罪通知を行うための既決犯罪通知書(甲の1)等及び2枚目の電子計算機への入力手続に必要なデータ・シート(既決甲の1又は既決甲の2)を所在地地方検察庁の犯歴担当事務官に対して送付し、3枚目の既決犯罪通知書(甲の1)等は、有罪の裁判が確定した事実を通知するため、当該事件の送致官署又はその犯歴を有する者に係る指紋資料を送付した警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部に送付する(注)。外国人既決犯罪通知書は、所在地地方検察庁の犯歴担当事務官に既決犯罪通知を行うもの(1枚目)と上記警視庁等に送付するもの(2枚目)とを2枚1組として複写式により作成する。

なお、既決犯罪通知書(甲の1)等を始めとする各種通知書は、その名宛て及び通知名義者の欄が左右2欄式とされているが、その右欄は、既決犯罪通知書(甲の1)等を作成した犯歴担当事務官から所在地地方検察庁の犯歴担当事務官に対して通知するときに使用し、その左欄は、所在地地方検察庁の犯歴担当事務官から本籍市区町村長に対して通知するときに使用するために設けられたものである。

(注) 運用通達の記の第2, 2, (3) 及び平26.11.17刑総1416号刑事局長通達「処分結果及び裁判結果の通知等について」

(5) 既決犯罪通知書(甲)を作成すべき犯歴担当事務官は、執行指揮検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官である。

(6) 既決犯罪通知書(甲)を作成する時期は、電算処理対象裁判が確定したときである。

なお、共犯者のうちの一部の者に対する有罪の裁判が確定した場合には、他の共犯者の確定を待つことなく、確定の都度、裁判所から訴訟記録を借り出すなどして、既決犯罪通知書（甲）を作成する。

- (7) 既決犯罪通知書（甲）を作成する場合において、既に刑の執行が終了しているとき、例えば、罰金刑について仮納付の裁判があり全額仮納付されたため、裁判確定と同時に刑の執行が終了した場合には、既決犯罪通知書（甲）の刑終了の日欄に裁判確定の年月日と同日を記入し、財産刑執行終了通知書等の作成を省略することができる。
- (8) 既決犯罪通知は、刑の執行状況等に関する通知と同様、犯歴担当事務官がその名において行うこととされている。これは、この種通知に関する事務は、検察庁法第27条第3項の規定により、検察事務官をして行わしめることのできる「検察庁の事務」に属するものとして、犯歴担当事務官が行うこととされたものである。

運用上は、事務処理の適正を期するため、その事務を担当する課長又は検務監理官、統括検務官若しくは検務専門官（以下「担当課長等」という。）を指定し、その者をして行わしめることが望ましい。また、通知書には、指定された担当課長等の氏名の記載を省略し、「検察事務官」の次に認印を押なつする取扱いで差し支えないこととされている（注）。

（注）昭40検務実務家会同犯歴事務関係1問答、同2問答

4 本籍市区町村長に対する既決犯罪通知（規程第3条）

- (1) 電算処理対象裁判が確定したときは、本籍市区町村長に対し、既決犯罪通知を行うこととなるが、これは、市区町村における選挙人名簿の調製及び住民の身分証明事務処理上必要な犯人名簿（注）の作成に協力するために行うものである。

（注）1 大6.4.12内務省訓令1「市町村長ヲシテ本籍人ノ犯人名簿ヲ整備

シ及転籍ニ関スル通知ヲ為サシムル件」参照

したがって、現在、市区町村で作成されている犯人名簿の備付けの根拠は、この内務省訓令にあると解されている。

- 2 従前は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第3項第16号において、身分証明事務は、普通地方公共団体の固有事務の一例として規定されていた。平成12年の地方自治法の改正により、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものは全て自治事務とされ、身分証明事務は自治事務として市区町村の事務とされた。

（参考1）

○ 改正前の地方自治法

第2条（略）

2 普通地方公共団体は、その公共事務及び法律又はこれに基く政令により普通地方公共団体に属するものの外、その区域内におけるその他の行政事務で國の事務に属しないものを処理する。

3 前項の事務を例示すると、概ね次の通りである。但し、法律又はこれに基く政令に特別の定があるときは、この限りでない。

…～十五（略）

十六 住民、滞在者その他必要と認める者に関する戸籍、身分証明及び登録等に関する事務を行うこと。

十七～二十二（略）

○ 改正後の地方自治法

第2条 1～7（略）

8 この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。

9～17（略）

（参考2）

○ 平成11年6月14日参議院・地方分権推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案（趣旨説明）における小説総理答弁

今回、地方自治法に新たに第1条の2を設け、国と地方の役割分担を明確化するとともに、地方公共団体の役割として、地域における行政を自主的かつ総合的に広く処理する旨を規定したところであります。地方公共団体が広範な事務処理権能を有することは、今日広く国民に理解されているところであります。事務の例示はかえって地方公共団体の事務を限定するかのような誤解を与えることから、削除いたしましたものであります。

○ 注釈地方自治法（全訂）第一法規154ページ

旧法2条3項は、普通地方公共団体の事務について例示をしていた

ものであるが、全体としてそのような例示に法的な意味を認め難いことや、また、個別には、特に建築物の制限や用途地域の制限等を「法律の定めるところにより」行うことというような型の例示は、法律の根拠なしに条例等でそれらの制度を設ける可能性を否定する趣旨にも否定しない趣旨にも読むことができることから、かえって紛糾が生じることなどの点で問題があったことから廃止されたものである。

- (2) 通知をすべき犯歴担当事務官は、所在地地方検察庁の犯歴担当事務官である。
- (3) 通知の方法は、所在地地方検察庁の犯歴担当事務官が自ら作成し、又は送付を受けた既決犯罪通知書（甲の1）等を、本籍地方検察庁を経由して本籍市区町村長に送付して通知する（注）。
- (注) 犯歴事務に関しては、従前から本籍地方検察庁と本籍市区町村との間に培われてきた良好な協力関係を維持するとの観点から、当該犯歴担当事務官が本籍地方検察庁以外の地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官であるときは、本籍市区町村長に対し、自ら作成した既決犯罪通知書（甲の1）等又は送付を受けた既決犯罪通知書（甲の1）等を直接送付することなく、本籍地方検察庁を経由して送付することとされている（運用通達の記の第1、2、(2)）。
- (4) 通知をする時期は、電子計算機への入力手続が完了したとき、すなわち、更新処理が終わった後である。
- (5) 通知すべき裁判は、罰金以上の刑に処する確定裁判である。したがって、刑の執行猶予及び刑の執行の免除の裁判は通知を要するが、刑の免除の裁判は通知を要しない。

その裁判が、少年のときに犯した罪に係る裁判であって、確定のときに刑の執行を受け終わったとされるもの、刑の全部の執行を猶予するもの及び刑の執行を免除するものについては、通知しない。これは、少年法第60条の規定により、少年のときに犯した罪により刑に処せられてその執行を受け終わり、又は執行の免除を受けた者は、人の資格に関する法令の適用については、将来に向かって刑の言渡しを受けなかったものとみなされ（同条第1項）、また、刑の執行猶予の言渡しを受けた者も、その猶予期間中、刑の執行を受け終わったものとみ

なされる（同条第2項）からである（注1）。

なお、公職選挙法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が平成28年6月19日から施行され、選挙権を有する者の年齢が満20歳以上から満18歳以上に改められるとともに、年齢満18歳以上満20歳未満の者であるときに犯した罪に係る公職選挙法、漁業法（昭和24年法律第267号）及び政治資金規正法の規定の適用については、当分の間、少年法第60条の規定は適用しないこととされた（改正法附則第5条第4項）。このため、満18歳以上満20歳未満のときに犯した罪に係る裁判であって、その裁判を受けた者が公職選挙法第11条第1項第5号若しくは第252条又は政治資金規正法第28条の規定により選挙権及び被選挙権を有しないこととされたものについても既決犯罪通知が行われることとなった（平成28年6月16日付け法務省刑総第814号刑事局長通達の記の1）。

「少年のときに犯した」とは、犯行時少年の意味である（既決犯罪通知書及び犯歴票にそれぞれ犯行時年齢を記載する欄が設けられ、必要的記載事項とされている。）。

規程第3条第4項にいう「確定のときにその裁判に係る刑の執行を受け終わったこととなるもの」とは、本刑に満つるまで未決勾留日数を算入する旨の裁判、あるいは刑の言渡しと同時に言い渡された仮納付の裁判の執行があった後に確定した罰金又は料料の裁判等をいう（注2）。

(注1) 刑の全部の執行を猶予する裁判（ただし、満18歳以上満20歳未満のときに犯した罪に係る裁判であって、その裁判を受けた者が公職選挙法第11条第1項第5号若しくは第252条又は政治資金規正法第28条の規定により選挙権及び被選挙権を有しないこととされる場合を除く。）については、その後、刑の執行猶予の言渡しが取り消された場合や、刑法第52条の規定による刑の分離の裁判、再審の裁判又は非常上告の裁判により罰金刑に変更されてその執行が猶予されなかった場合には、少年法第60条の適用を受け

ないこととなるので、改めてその者の本籍市区町村長に対し、有罪の裁判に処せられていることを通知する必要が生ずるのであるが、規程は、このような場合には、事案に応じて、刑の執行猶予言渡し取消通知書（甲）、刑の分離決定通知書（甲）、再審結果通知書（甲）又は非常上告結果通知書（甲）により、それぞれその旨の通知をすることとされている（規程第4条第5項）。

（注2）運用通達の記の第2、2、（1）

（6）本籍市区町村長に対する既決犯罪通知は、検察庁における電子計算機への入力手続が終了した後において行われるので、裁判確定後ある程度日数を経過することとなるが、例えば、公職選挙法違反の罪により公民権停止の裁判があった者、又は同法第11条第1項第2号から第5号までに該当し、選挙権及び被選挙権を有しないこととなった者に係る既決犯罪通知等特に迅速に処理すべきものについては、必要な時期までに本籍市区町村長に通知がなされるよう、その緊急性に応じて適宜の方法を探ることとされている（注）。

（注）運用通達の記の第2、2、（1）

選挙権及び被選挙権を有しないものについては、〔付〕「公職選挙法等に定める公民権（選挙権及び被選挙権）停止に関する規定」-160ページ

（1）公職選挙法第11条第1項第4号は、「公職にある間に犯した刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4までの罪又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第1条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者での執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者」については、選挙権及び被選挙権を有しないと定めているが、ここにおける「公職」とは、

ア 衆議院議員

イ 参議院議員

ウ 地方公共団体の議会の議員

エ 地方公共団体の長

の職に限られている（公職選挙法第3条、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律第1条第1項）。

公職選挙法第11条第1項第4号に該当する者について、既決犯罪通知書（甲の1）又は既決犯罪通知書（乙）（犯歴票を含む。）を作成する場合には、その備考欄に、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議員若しくは長

の職である旨を次の例により記載することとされている（平5.2.22刑総135号刑事局総務課長通知「公職選挙法の一部改正に伴う既決犯罪通知について」及び平14.9.5刑総976号刑事局総務課長通知「既決犯罪通知について」）。

○ 記載例1（刑法第197条、収賄の場合）

公選法11条1項4号、3条の公職（議員等）中

○ 記載例2（公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律違反の場合）

公選法11条1項4号、あっせん処罰法1条の公職（議員等）中

（2）地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律違反の罪により公民権停止に関する裁判があった場合には、既決犯罪通知書（甲の1）又は既決犯罪通知書（甲の2）の備考欄に、適用条文及び公民権停止・不停止の別を記載するとともに、公民権を停止されたものについては、その期間を記載する必要がある。

（7）既決犯罪通知書（甲の1）等の送付を受けた市区町村においては、これに基づき犯罪人名簿に登載するが、通知に係る者が転籍等の理由により在籍しないときは、通知をした検察庁に関係なく全て本籍地方検察庁に当該既決犯罪通知書（甲の1）等を返送することとされている（注1）ので、返送を受けた本籍地方検察庁の犯歴担当事務官は、それが単に自府を経由したにすぎない通知書であっても、これを作成した犯歴担当事務官に照会するなどして、可能な範囲で当該市区町村に対応することとされているが、対応することができないときは、その旨を付記して、当該既決犯罪通知をした犯歴担当事務官に返送する。返送を受けた犯歴担当事務官は、訴訟記録等に基づき調査を行い、本籍地が判明したときは、改めて通知の手続をとる（注2）。

（注1）昭59.5.16刑総387号刑事局長通達の別添自治省行政局長宛て通知の記の1

（注2）運用通達の記の第1、2、（2）

5 既決犯罪通知の撤回

（1）既決犯罪通知をした後に、上訴権回復請求又は正式裁判請求権回復請求を認める決定が確定したときは、通知に係る裁判は未確定の状態となるので、既決犯罪通知を撤回する必要がある。

- (2) このような場合には、既決犯罪通知をした犯歴担当事務官は、既決犯罪通知撤回通知書（甲）及びデータ・シート（既決犯罪通知撤回）を作成し、所在地地方検察庁の犯歴担当事務官に送付する。
- (3) 所在地地方検察庁の犯歴担当事務官は、データ・シート（既決犯罪通知撤回）により電子計算機への入力手続を行った後、本籍地方検察庁を経由して、本籍市区町村長に対し既決犯罪通知撤回通知書（甲）を送付してその旨を通知する。
- (4) 既決犯罪通知後、実在する他人の氏名を冒用して当該通知に係る裁判を受けていたことが判明した場合も、速やかに当該通知の撤回する必要がある。

6 刑の執行状況等通知（規程第4条）

- (1) 電算処理対象裁判を受けその裁判が確定している者について、規程別表第1の第1欄に掲げる事由が生じたときは、同表の第2欄に掲げる犯歴担当事務官は、同表の第3欄に掲げる通知書及びデータ・シート（以下「刑執行状況等通知書（甲）等」という。）を作成する。その犯歴担当事務官が所在地地方検察庁以外の検察庁の犯歴担当事務官であるときは、その通知書を所在地地方検察庁の犯歴担当事務官に対して送付する。

なお、刑執行状況等通知書（甲）等の作成要領については、本章、3に記述しているとおりである。

別表第1（第4条、第8条、第10条関係）

第 1	第 2	第 3	第 4
1 刑の執行猶予の言渡しを取り消す決定が確定したとき	執行事務規程（平成25年法務省刑総訓第2号大臣訓令）第46条第1項又は第47条第2項の規定により通知の手続をすべき執行担当事務官（同規程第3条に規定する執行担当事務官をいう。）の属する検察庁の犯歴担当事務官	刑執行猶予言渡し取消通知書（甲）（様式第3号）	刑執行猶予言渡し取消通知書（乙）（様式第21号）
2 恩赦法の規定により、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権があつたとき	判決原本に左記事由を付記すべき検察官（復権があつたときは、最後に有罪の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官）の属する検察庁の犯歴担当事務官	恩赦事項通知書（甲）（様式第4号）	恩赦事項通知書（乙）（様式第22号）
3 刑法第52条の規定により刑を定める決定が確定したとき	刑を定める請求をした検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官	刑の分離決定通知書（甲）（様式第5号）	刑の分離決定通知書（乙）（様式第23号）
4 刑の時効が完成したとき	執行指揮検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官	刑の時効完成通知書（甲）（様式第6号）	刑の時効完成通知書（乙）（様式第24号）
5 再審の審判によりなされた裁判が確定したとき	執行指揮検察官（再審の審判によりなされた裁判が管轄遠い、無罪、免訴又は公訴棄却であるときは、執行を要する刑の言渡しがなされたとした場合においてその執行を指揮すべき検察官）の属する検察庁の犯歴担当事務官	再審結果通知書（甲）（様式第7号）	再審結果通知書（乙）（様式第25号）
6 非常上告により原判決が破棄され更になされた判決が確定したとき	最高検察庁の犯歴担当事務官	非常上告結果通知書（甲）（様式第8号）	非常上告結果通知書（乙）（様式第26号）

7 上訴権又は正式裁判請求権の回復請求を認める決定が確定したとき	第3条第1項、第7条第1項又は第9条第1項に規定する手続をした犯歴担当事務官	既決犯罪通知撤回通知書(甲)(様式第9号)	既決犯罪通知撤回通知書(乙)(様式第27号)
8 財産刑の執行が終了したとき	執行指揮検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官	財産刑執行終了通知書(甲)(様式第10号)	財産刑執行終了通知書(乙)(様式第28号)
9 死刑を執行したとき	執行指揮検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官	死刑執行通知書(甲)(様式第11号)	死刑執行通知書(乙)(様式第29号)
10 仮釈放が許されて釈放されたとき	刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下13において同じ。)の長から左記事由の通知を受けた検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官	仮釈放通知書(様式第12号)	犯歴事項通知書(様式第30号)
11 仮釈放が取り消されたとき	地方更生保護委員会から刑の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官として左記事由の通知を受けた検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官	仮釈放取消通知書(様式第13号の3)	犯歴事項通知書(様式第30号)
12 仮釈放期間が満了したとき	保護観察所の長から左記事由の通知を受けた検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官	仮釈放期間満了通知書(様式第14号)	犯歴事項通知書(様式第30号)
13 白山刑の執行が終了したとき(14に掲げる場合を除く。)	刑事施設の長から左記事由の通知を受けた検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官	自由刑執行終了通知書(様式第15号)	犯歴事項通知書(様式第30号)

14 更生保護法(平成19年法律第88号)第78条第1項の規定により、刑の執行を受け終わつたものとする決定があつたとき	地方更生保護委員会から左記事由の通知を受けた検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官	不定期刑執行終了通知書(様式第13号の6)	犯歴事項通知書(様式第30号)
15 仮釈放を許されている者について、保護観察の停止又は停止の解除(更生保護法第77条第4項により停止を解く決定があつたものとみなされる場合を含む。)若しくは取消しがあつたとき	地方更生保護委員会から左記事由の通知を受けた検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官	保護観察停止決定通知書(様式第16号)又は保護観察停止解除決定通知書(様式第16号)若しくは保護観察停止取消決定通知書(様式第16号)	犯歴事項通知書(様式第30号)
16 刑の執行猶予の期間中保護観察に付されている者について、保護観察の仮解除又は仮解除の取消しがあつたとき	地方更生保護委員会から左記事由の通知を受けた検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官	保護観察仮解除通知書(様式第13号の1)又は保護観察仮解除取消通知書(様式第13号の2)	犯歴事項通知書(様式第30号)
17 婦人補導院長から左記事由の通知を受けた検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官	婦人補導院長から左記事由の通知を受けた検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官	補導処分執行終了通知書(様式第13号の4)	犯歴事項通知書(様式第30号)
18 婦人補導院から仮に退院することを許された者について、補導処分の残期間が経過したとき	保護観察所の長から左記事由の通知を受けた検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官	仮退院期間満了通知書(様式第13号の5)	犯歴事項通知書(様式第30号)

(2) 所在地地方検察庁の犯歴担当事務官は、自ら作成し、又は送付を受けた刑執行状況等通知書(甲)等により、電子計算機への入力手続を行った上、その刑執行状況等通知書(甲)等が罰金以上の刑に処する裁判(少年のときに犯した罪に係る裁判であって、確定のときにその裁判に係る刑の執行を受け終わつたこととなるもの、刑の全部の執行

を猶予するもの及び刑の執行を免除するものを除く（注）。ただし、満18歳以上満20歳未満のときに犯した罪に係る裁判であって、その裁判を受けた者が公職選挙法第11条第1項第5号若しくは第252条又は政治資金規正法第28条の規定により選挙権及び被選挙権を有しないこととされるものは、この限りでない。）に関して規程別表第1の第1欄中1から8までに掲げる事由が生じたことにより作成されたものであるときは、本籍市区町村長に対し、当該通知書を送付して、その事由に関し必要な事項を通知することとされている（規程第4条第4項）。本籍市区町村長に対する通知は、このように、先になされている既決犯罪通知の内容を変更するものと、刑の消滅の起算点を把握するために必要なものとに限定されている。

（注）しかし、少年のときに犯した罪に係る裁判であって、刑の全部の執行を猶予するものについては、その裁判が確定したときに本籍市区町村長に対して既決犯罪通知をしていないので、その後、その裁判につき、刑執行猶予の言渡しが取り消された場合や、刑法第52条の規定による刑の分離裁判、再審の裁判又は非常上告の裁判により、罰金刑に変更されてその全部の執行が猶予されなかった場合には、少年法第60条の適用を受けない（ただし、満18歳以上満20歳未満のときに犯した罪に係る裁判であって、その裁判を受けた者が公職選挙法第11条第1項第5号若しくは第252条又は政治資金規正法第28条の規定により選挙権及び被選挙権を有しないこととされる場合を除く。）こととなるため、改めてその者の本籍市区町村長に対し、有罪の裁判に処せられることを通知する必要が生ずるので注意しなければならない。そのため、規程は、かかる場合には、刑執行猶予言渡し取消通知書（甲）、刑の分離決定通知書（甲）、再審結果通知書（甲）又は非常上告結果通知書（甲）により、その旨を通知することとしている（規程第4条第5項）。したがって、これらの通知書を送付する場合には、これらの通知書が既決犯罪通知書（甲）に代わるものであることから、通知書にその旨を明記する必要がある。

（3）なお、仮釈放中に保護観察停止の処分を受けた者について刑の時効が完成した場合には、保護観察所の長から、当該刑の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官に対し、「刑の時効完成による保護観察事件終結通知書」により、その旨の通知がなされるので、通知を受

けた検察官の属する検察庁においては、その検察庁の執行担当事務官は、検察システムで時効が完成した旨及びその年月日を管理し、その検察庁が執行指揮検察官の属する検察庁であるときは、その検察庁の犯歴担当事務官は、規程第4条又は第8条に規定する手続を行う。この場合において、その検察庁が執行指揮検察官以外の検察官の属する検察庁であるときは、上記の検察システムでの管理の後、その通知書を執行指揮検察官の属する検察庁へ送付する。これを受理した執行指揮検察官の属する検察庁においては、同様に検察システムで管理した上、規程第4条又は第8条に規定する手続を行うこととなる（注1）。

また、規程別表第1の第1欄中10から18までに掲げる事由が生じたことにより、刑事施設の長、婦人補導院長、地方更生保護委員会又は保護観察所の長から通知を受けた検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官は、同表の第3欄又は第4欄に掲げる通知書を作成するとともに、検察システムでその旨を管理する（注2）。

（注1）平20.5.9保観325号矯正局長、保護局長通達「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務の運用について」の記の第7、4、（4）

（注2）平25.3.19刑総406号刑事局長通達「執行事務規程の改正について」の記の第3、4、（2）

7 戸籍事項の訂正通知（規程第5条）

（1）有罪の確定裁判を受けた者の氏名、生年月日又は本籍若しくは国籍（以下「戸籍事項」という。）であって、電子計算機により把握されているものについて誤りがあるときは、以後の裁判又は検察事務運営に支障を来すおそれがあるので、直ちに訂正の手続を行う必要がある。

規程は、犯歴担当事務官が電算処理対象犯歴に係る戸籍事項について、訂正すべき事項があることを知ったときは、その犯歴担当事務官

において、直ちに戸籍事項訂正通知書（甲）及びデータ・シート（戸籍事項訂正）又は外国人身分事項訂正通知書（以下「戸籍事項訂正通知書（甲）」という。）を作成することとされている（注）。

規程第5条第1項にいう「訂正すべき事項を知ったとき」とは、戸籍謄本等の信頼し得る資料により訂正すべき事項があることを確認したときをいう。

（注）犯歴担当事務官が戸籍事項について訂正すべき事項があることを知るは、そのほとんどが本籍市区町村長からの通知によるものであると考えられること、また、検察官又は検察事務官が捜査又は検察事務を処理する過程において、被疑者、被告人等の身分事項を確認する必要があるときには必ず戸籍謄本等の信頼し得る資料を取り寄せており、これによって前科調書記載の戸籍事項につき訂正すべき事項があることを発見するのが実務の実態であること等が考慮されたものである（したがって、検察官又は検察事務官は、戸籍事項について訂正すべき事項を発見したときは、直ちにこれを資料と共に犯歴担当事務官に通報することになる。）。

（2）電子計算機への入力手続を行うのは、各種電算用通知書の場合と同様に所在地地方検察庁の犯歴担当事務官である。

したがって、戸籍事項訂正通知書（甲）を作成した犯歴担当事務官が所在地地方検察庁以外の検察庁の犯歴担当事務官であるときは、その通知書等を所在地地方検察庁の犯歴担当事務官に対して送付する。

（3）所在地地方検察庁の犯歴担当事務官は、電子計算機への入力手続を終えたときは、戸籍事項訂正通知書（甲）を
 ア 当該裁判を受けた者について規程第3条第1項により既決犯罪通知書（甲）を作成した犯歴担当事務官
 イ 規程第4条第1項により刑執行状況等通知書（甲）を作成した犯歴担当事務官
 にそれぞれ送付して、その旨を通知する。

なお、この通知は、電子計算機により把握されている犯歴のうち、執行未了の刑を有するもの及び執行猶予期間中のものについてのみ行

えば足りよう。

また、通知を受けた犯歴担当事務官の手続については特に定められていないが、執行担当又は徴収担当等に連絡し、連絡を受けた担当部署では、例えば、検察システムにより管理されている本籍を訂正するなどし、後日、財産刑執行終了通知を的確に行えるようにするなど、検務関係文書及び裁判書原本にその旨を明らかにして（注）、以後の検察運営の適正を期するための措置を講じておくべきである。

（注）裁判書原本については、それに記載されている戸籍事項を訂正してはならず、付箋や別紙を用いるなどの方法によるのが相当である。

（4）東京地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官は、同庁が保管する犯歴票等により把握されている、本籍が明らかでない者又は本邦に本籍がない大正以前の出生者につき、その者の本籍が明らかとなったとき、あるいはその者が帰化、就籍により日本の国籍を取得したため、本邦に本籍を有することとなったことを知ったときは、その者が非電算処理対象者（本邦に本籍がある明治以前の出生者又は本邦に本籍がない大正以前の出生者）でなく、かつ、当該犯歴票により把握されている裁判が道交裁判でない場合には、規程第3条第1項、第2項、第4条第1項又は同条第2項の例に準じて、その者に係る犯歴を電子計算機により把握するための入力手続（この場合においても、昭和22年12月31日以前に言渡しがあった有罪の裁判については、電子計算機に入力できないので、その裁判に係る犯歴は、非電算処理対象犯歴として取り扱うことになる。－第3章、1、（8）－17ページ参照）を行った上、第3条第4項、第4条第4項又は同条第5項の例に準じて本籍市区町村長に対して通知をする。

8 犯歴事項の訂正通知（規程第6条）

（1）有罪の裁判及び規程別表第1の第1欄に掲げる事由を把握するため

必要な事項のうち戸籍事項を除く事項（以下「犯歴事項」という。）であって、電子計算機により把握されているものについて誤りがあるときは、戸籍事項と同様に、以後の裁判又は検察運営上問題を生じるおそれがあるので、直ちに訂正の手続を行う必要がある。

事務処理の過程において、犯歴事項について訂正すべきものがあると思料したときは

ア 規程第3条第1項の規定により既決犯罪通知書（甲）を作成した犯歴担当事務官

イ 規程第4条第1項の規定により刑執行状況等通知書（甲）を作成した犯歴担当事務官

にそれぞれ速やかにその旨を通報する。この場合における通報の方法は、特に定められていないので適宜の方法によることができるが、正確を期するため、書面若しくはメールにより行うことが望ましい。また、訂正すべき事項があると思料するに至った資料等があるときは、通報に際してこれを送付する（注）。

（注）運用通達の記の第2、4、（2）

（2）犯歴事項訂正通知書（甲）及びデータ・シート（犯歴事項訂正）を作成すべき犯歴担当事務官は、通報を受けた犯歴担当事務官である。これは、通報を受けた犯歴担当事務官の属する検察庁、すなわち執行指揮検察官の属する検察庁において、訂正すべき事項の有無・内容の確認資料となる裁判書原本、確定訴訟記録及び関係諸帳票類が保管又は保存されているので、これらにより確認の上、訂正の通知手続を行うことが最も確実であるからである（注）。

（注）運用通達の記の第2、4、（2）

（3）電子計算機に入力するための諸手続は、戸籍事項の訂正の場合と全く同様である。

（4）所在地地方検察庁の犯歴担当事務官は、本邦に本籍がある者について、電子計算機に把握されている犯歴事項を訂正する手続を行った場合において、当該犯歴事項が罰金以上の刑に処する裁判（少年のときに犯した罪に係る裁判であって、確定のときにその裁判に係る刑の執行を受け終わったこととなるもの、刑の全部の執行を猶予するもの及び刑の執行を免除するものを除く。ただし、満18歳以上満20歳未満のときに犯した罪に係る裁判であって、その裁判を受けた者が公職選挙法第11条第1項第5号若しくは第252条又は政治資金規正法第28条の規定により選挙権及び被選挙権を有しないこととされるものは、この限りでない。）に係るものであるときは、本籍市区町村長に対し、当該犯歴事項訂正通知書（甲）を送付して（注）、その犯歴事項の訂正に関し必要な事項を通知する（規程第6条第5項）。

（注）この場合において、所在地地方検察庁が本籍地方検察庁でないときは、本籍地方検察庁を経由して送付することとなる（運用通達の記の第1、2、（2））。

（5）通知すべき者は、犯歴事務に係る通知に関する事務の一元的運営を考慮して犯歴担当事務官とされているが、犯歴事務の適正な運営を期するため、担当者以外の職員も当然に協力すべきである。例えば、立会事務官が訂正すべき事項を知ったときは、その旨を犯歴担当事務官に通報し、同事務官が的確な通知を行えるよう協力しなければならない。

第4章 電算処理の対象とならない犯歴の把握

本章では、理解を容易にするため、電算処理の対象とならない犯歴に係る事務について、規程第2条第1号に掲げる非電算処理対象者の犯歴に係る事務と、同条第2号に掲げる道交犯歴に係る事務とに分けて説明する。したがって、本章にいう「非電算処理対象犯歴」には、便宜上、道交犯歴は含まないものとする。

第1 非電算処理対象犯歴に係る事務（規程第7条、第8条）

1 犯歴票

(1) 本邦に本籍がある明治以前の出生者（注1）、本邦に本籍がない大正以前の出生者及び本籍が明らかでない者並びに法人及び団体に対する有罪の確定裁判は、犯歴票により把握することとされている。把握することとされている事項、把握の目的は、第2章において記述したとおりであり、電算処理対象犯歴の場合と全く同じである。

(2) 犯歴票は、前科調書作成の基となり、裁判及び検察事務運営上重要な役割を果たしているものであるから、犯歴担当事務官は、犯歴票の作成・記載に当たっては、裁判書原本、既決犯罪通知等各種通知書に記載されている内容を正確に転記することはもちろん、誤読されることのないよう文字は楷書で正確に記載し、特に数字は丁寧に記載しなければならない。誤って他人の犯歴を記載したり、他の刑の執行状況を記載したりすることのないよう十分注意する必要がある。

また、犯歴票は、常に利用できるよう整理保管されていなければ

ならず、犯歴票を前科調書作成等のために使用したときは、速やかに所定のキャビネット内の所定の位置に格納しなければならない。

(3) 犯歴票は、有罪の確定裁判を受けた者の本籍地方検察庁において保管する（注2）。

（注1）90歳以上の高齢者のなかには、いわゆる認定死亡により除籍されている者又は戸籍簿及び除籍簿も存せず他にその生死及び所在を確認する資料も得られない者があるため、このような生死不明の高齢者については、前科照会、刑の消滅照会等もなく、ただ単にその犯歴票を保管しているのみであるのが実情であることから、その犯歴票によって把握されている犯歴に係る刑の全てについて刑法第34条の2等の規定により既に刑の言渡し又は刑の免除の言渡しの効力が失われているときは、当該犯歴票について特に廃棄する取扱いとして差し支えないとされている（平3.3.27刑総251号刑事局長通達「生死不明の高齢者に係る犯歴票の取扱いについて」）。

（注2）特に、本邦に本籍がない大正以前の出生者、本籍が明らかでない者又は外国法人に係る犯歴票は、東京地方検察庁においてのみ保管することとされている。

2 犯歴票の作成

(1) 本籍地方検察庁の犯歴担当事務官は、次の場合に犯歴票を作成する。

ア 本籍地がその庁の管轄区域内にある者（法人又は団体を含む。）に対し、対応裁判所（支部を除く。）で言い渡された有罪の裁判が確定したとき。

イ 他の検察庁（本籍地方検察庁の支部を含む。）の犯歴担当事務官から、規程第7条第3項の規定により既決犯罪通知書（乙）の送付を受けたとき。

ウ 上記のほか、東京地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官にあっては、対応裁判所（支部を除く。）において有罪の確定裁判を受けた者が、本邦に本籍がない大正以前の出生者、本籍が明らかでない者又は外国法人であるとき。

なお、規程第7条第3項の規定によって、これらの者に係る既

決犯罪通知書（乙）の送付を受けたときも、当然に犯歴票を作成することになる。

- (2) 犯歴票を作成する事由が生じた場合において、既に同一人について犯歴票が作成されているときは、新たに犯歴票を作成することなく、その犯歴票に所要の事項を追記する。

これは、同一人について犯歴票が複数作成された場合には、その者に係る前科照会に対し、一部の刑についてのみ回答するおそれがあるので、これを防止するためとられた措置である。したがって、犯歴票を作成する場合には、まず、その者に対する犯歴票が既に作成保管されているかどうかを調査する必要がある。同一人について、複数の犯歴票が作成された場合、あるいは、5犯以上あるために犯歴票の継続用紙を使用した場合には、これらをつづり合わせておき、散逸しないようにしなければならない。

- (3) 犯歴票に登載する「有罪の裁判」の意義は、電子計算機によって把握することとされている有罪の裁判と全く同じである（第3章、1、(6) - 16ページ参照）。また、「裁判が確定したとき」の意義も、各種電算用通知書等の作成の項（第3章、3、(1) - 18ページ参照）において記述したとおりである（注）。

地方検察庁の本庁に併置されている区検察庁の対応裁判所及び地方検察庁の本庁において事務処理をしているいわゆる事務取扱方法変更庁の対応裁判所において言い渡された有罪の裁判については、地方裁判所（支部を除く。）において有罪の裁判が言い渡された場合と同様に、確定訴訟記録に基づいて直接犯歴票を作成する取扱いが許されている（規程第20条参照）。しかし、本籍市区町村長への通知を要するものについては、既決犯罪通知書（乙）等の作成を必要とすることはいうまでもない。

（注）例えば、(1)、アにより本籍地方検察庁の犯歴担当事務官が犯歴票を作成する場合は、控訴提起期間が経過（自然確定）したとき又は上訴の放棄若しくは対応裁判所に訴訟記録があるうちに控訴の取下げがあったときである。

- (4) 共犯者のうち、一部の者に対する有罪の裁判が確定した場合には、他の共犯者の確定を待つことなく、確定の都度、裁判所から訴訟記録を借り出すなどして、犯歴票を作成する。

- (5) 本邦に本籍がない大正以前の出生者、本籍が明らかでない者
（注）又は外国法人の犯歴票は、東京地方検察庁において保管することとされている。

なお、市区町村から、本人不在籍の理由で既決犯罪通知書（乙）が返戻された場合には、これをもって直ちに「本籍が明らかでない者」とすることなく、訴訟記録を精査し、また、必要に応じ本人について調査するなど、可能な限りの調査を尽くしてその者の本籍地を発見するよう努め、それでもなおかつ不明な場合に「本籍が明らかでない者」として処理することになる。

（注）「本邦に本籍がない大正以前の出生者」及び「本籍が明らかでない者」については、第3章、1、(2) - (4) - 15ページ参照。特に裁判において認定された本籍が「本籍コード表」に定める本籍コードを記入できる程度に判明している者は、本籍が明らかな者として電算処理の対象となるので、注意を要する。

3 犯歴票の記載事項

犯歴票の記載事項は、次のとおりであるが、犯歴票の記載に当たり誤りのないようにすべきことは、前記1、(2)に述べたとおりである。

- (1) 犯歴票には、氏名、生年月日、異名、本籍、裁判の日、確定の日、裁判所名、罪名、刑名、刑期・金額、刑の執行状況等を記載するが、各欄に記載するに当たって注意すべき事項等は、次のとおりである。

ア 氏名欄

戸籍上の氏名を記載する。裁判書に記載されている氏名が偽名であることが裁判確定後判明したような場合には、裁判書に記載されている氏名を備考欄に記載し、かつ、それが偽名であることを付記しておく。

欄が左右に二分されているのは、左に姓を、右に名を記載するためである。

イ 生年月日欄

氏名と同様、戸籍上の生年月日を記載する。生年月日が不明な場合には、「〇〇年時〇〇歳」と記載する。

ウ 異名欄

異名、偽名を記載する。ペンネーム、芸名、婚姻前の旧姓等は、異名に当たる。

エ 本籍欄、出生地欄

氏名、生年月日と同様、人の特定上重要な事項であるから、単に裁判書に記載されている本籍を転記するにとどまらず、訴訟記録中の身上照会回答書等により確認した上で記載する。

オ 指紋分類番号欄、保管庁欄

指紋番号の記載は、左手を分子、右手を分母とし、左から示指、中指、環指、小指、拇指の順と定められている。

同一人であるかどうかを最終的に識別するには指紋によらなければならぬので、指紋照合をする必要が生じた場合の便宜を考慮して、指紋原紙保管庁を記載する。

カ 裁判確定・猶予取消し・刑終了等欄

(ア) 裁判の日

判決、即決裁判については宣告の日を、略式命令については

略式命令の日（略式命令書に記載されている日）を記載する。

(イ) 確定の日

当該裁判確定の日を記載する。上訴棄却の裁判により原判決が確定した場合には、上訴棄却の年月日を備考欄に記載する。

(ウ) 刑の始期の日

刑事施設の長から送付される釈放通知書（甲）又は、自由刑等執行終了通知書により、刑期起算日を記載する（注）。

（注）釈放通知書（甲）は、平20.4.23保観訓261号法務大臣訓令「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程」第23条第3項、第30条、様式第26号に定められている。また、自由刑等執行終了通知書は、平18.5.23矯成訓3372号法務大臣訓令「被収容者等の釈放に関する訓令」第7条、別記様式第1号に定められている。

(エ) 仮釈放の日

釈放通知書（甲）により記載する。

(オ) 実刑部分の期間の執行終了の日

刑事施設の長から送付される自由刑等執行終了通知書又は保護観察所の長から送付される仮釈放等期間満了通知書により、実刑部分の期間の執行終了の日を記載する。

ここで、「実刑部分」とは、「刑の一部の執行猶予の言渡しがあった場合において、その刑のうち執行が猶予されなかった部分」をいい、刑の一部の執行猶予の言渡しがあった場合において、当該言渡しを取り消されることなくその猶予の期間を経過したときは、「実刑部分の期間の執行終了の日」記載の日が刑執行終了の日となる。

刑の一部の執行猶予の言渡しがあった場合であって、執行猶予の言渡しが取り消されていないときは、自由刑等執行終了通知書の刑名・刑期欄に実刑部分の期間とともに「(一部執行猶

予刑の実刑部分)」と記載され、仮釈放等期間満了通知書の刑名・刑期欄に「一部執行猶予期間有」と記載されることから、当該記載のある各通知書の送付を受けたときは、自由刑等執行終了通知書については「刑(補導処分)終了の日」を、仮釈放等期間満了通知書については「仮釈放期間満了日」を、それぞれ実刑部分の期間の執行終了の日として把握することとなる。

(カ) 一部執行猶予期間の起算日

刑法第27条の2第1項又は薬物法第3条の規定により読み替えて適用される刑法第27条の2第1項の規定によりその一部の執行を猶予された刑(以下「一部執行猶予刑」という。)については、実刑部分の期間の執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から、その猶予の期間を起算するとされているが、実刑部分の期間の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった時(以下「実刑部分の期間の執行を終わった時等」という。)において他に執行すべき懲役又は禁錮があるときは、その猶予の期間は、当該他に執行すべき懲役又は禁錮の執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から起算することとされている。

この点、刑事施設の長から送付される自由刑等執行終了通知書又は保護観察所の長から送付される仮釈放等期間満了通知書に、実刑部分の期間の執行を終わった時等における他に執行すべき懲役又は禁錮の有無(有ればその刑の刑種及び刑期)が記載されていることから、これによって他に執行すべき懲役又は禁錮の有無を確実に把握する必要がある。

実刑部分の期間の執行を終わった時等において他に執行すべき懲役又は禁錮があり、その刑の執行が終わったときは、その

刑の自由刑等執行終了通知書の参考事項欄に「一部猶予期間有り」と記載され、仮釈放等期間満了通知書の参考事項欄に「仮釈放期間満了後的一部猶予期間」が記載されることから、当該記載のある各通知書の送付を受けたときは、一部執行猶予刑に係る一部執行猶予期間の起算日を把握することとなる。

(キ) 刑執行終了の日

自由刑については、刑事施設の長から送付される自由刑等執行終了通知書又は釈放通知書(甲)、地方更生保護委員会から送付される不定期刑終了決定通知書又は保護観察所の長から送付される仮釈放等期間満了通知書等(注1)により、刑執行終了の日を記載する。

財産刑については、財産刑執行終了通知書等により、完納の日又は労役場留置による刑執行終了の日を記載する。

刑執行終了の日は、刑法第34条の2の規定による刑の消滅の期間を計算するに当たっての基準となる日(注2)でもある。

(注1) 不定期刑終了決定通知書は、犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程第119条第4項、様式第91号に、仮釈放等期間満了通知書は、同規程第120条第2項、様式第92号に定められている。

(注2) 刑法第34条の2に規定する刑の消滅に要する期間の起算日は、自由刑の執行が終了した場合及び労役場留置により財産刑の執行が終了した場合は、受刑の最終日の翌日から起算することとなるが、現金等の納付により財産刑の執行が終了した場合にあっては、刑の執行終了日(現金等の納付の日)から起算することとなる(昭58検務実務家会同犯歴事務関係1問答)。

(ク) 刑執行猶予取消決定・確定の日

刑執行猶予言渡し取消通知書により、刑執行猶予取消決定の日、同決定の確定の日及び取消裁判所名を記載する。

(ケ) 一部執行猶予取消に係る刑期の始期

刑事施設の長から送付される猶予部分の期間の刑期についての釈放通知書（甲）又は自由刑等執行終了通知書により、刑の一部の執行猶予の言渡しが取り消された場合における猶予部分の期間の刑期の始期を記載する。

ここで、「猶予部分」とは、「刑の一部の執行猶予の言渡しがあった場合において、その刑のうち執行が猶予された部分（執行猶予の言渡しが取り消された場合にあっては、執行が猶予されていた部分を含む。）」をいう。

ただし、実刑部分の期間の執行を終わる日等より前に刑の一部の執行猶予の言渡しが取り消されたときは、猶予部分を含む言い渡された刑期全部の執行を受けることとなることから、一部執行猶予取消に係る刑期の始期は記載しない。

猶予部分の期間について執行された場合、自由刑等執行終了通知書の刑名・刑期欄には猶予部分の期間が記載されるとともに「（一部執行猶予刑の猶予部分）」と記載され、仮釈放等期間満了通知書の刑名・刑期欄には猶予部分の期間が記載されるとともに、参考事項欄に「仮釈放対象刑は、一部猶予刑（懲役〇年のうち〇年〇月につき〇年間執行猶予）の取消刑。実刑部分の期間満了済み。」などと記載される。

キ 確定事由欄

該当する確定事由を囲む。

ク 裁判所欄

刑を言い渡す裁判又は刑の免除若しくは刑の執行の免除の裁判をした裁判所名を記載する。

ケ 罪名欄

有罪とされた事実に係る全ての罪名を記載する。罪名が数個あ

る場合、「〇〇〇等」と一部記載を省略することは許されない。

罪名の記載に当たっては、裁判書に記載されている罪となるべき事実及び適用法条を調査して記載しなければならず、裁判書の冒頭に記載されている被告事件名をそのまま罪名欄に記載することのないよう注意する必要がある。

コ 刑名・刑期・金額等欄

（ア） 刑名・刑期・金額

該当する刑名を囲み、刑期・金額を記載する。1個の裁判で数個の刑が言い渡されている場合には、「第1の事実につき6月、第2の事実につき1年」などと記載する。

（イ） 法定・裁定未決勾留日数

各別にその日数を記載する。

2個以上の刑が言い渡され、いずれの刑にも通算することのできる未決勾留日数（主として法定通算）がある場合には、その旨を付記する。

判決主文で、「未決勾留日数を本刑に満つるまで算入する」旨の言渡しがなされているときは、その旨を記載する。「未決勾留日数全部を算入する」旨の言渡しがなされているときは、その日数を記載する。

（ウ） 執行猶予

執行猶予期間を記載するとともに、執行を猶予された刑の刑名を囲む。刑の一部の執行猶予が言い渡された場合は、「〇年〇月につき」として、猶予部分の期間も記載する。

保護観察又は補導処分に付する裁判がなされているときは、該当文字を囲む。

なお、保護観察に付されている場合には、その表示を脱落し

ないよう注意する必要がある。

(エ) 刑の免除・刑の執行免除

該当する文字を囲む。

サ 備 考 欄

備考欄に記載すべき事項は非常に多いが、その主な事項は、次のとおりである。

- (ア) 刑執行終了又は仮釈放により出所した刑務所名
- (イ) 犯罪時少年にあっては、その年齢
- (ウ) 公民権停止期間又は公民権不停止の旨（後述-49ページ）
- (エ) 判決氏名が戸籍上の氏名と異なる場合の判決氏名
- (オ) 上訴審で破棄自判の裁判があった場合における第一審裁判所名及び第一審判決宣告の日
- (カ) 仮釈放取消しの日
- (キ) 再度の仮釈放の日
- (ク) 更生保護法第76条又は第80条の規定による留置日数
- (ケ) 保護観察停止、その解除・取消し効力発生の日
- (コ) 保護観察仮解除、その取消し効力発生の日
- (サ) 補導処分の執行状況
- (シ) 恩赦事項
- (ス) 刑法第52条の規定による刑の分離の裁判の結果

(2) 犯歴票には、公職選挙法違反、政治資金規正法違反又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号。以下「電磁記録投票法」という。）違反の罪についての公民権停止、不停止に関する事項等を次の要領で記載する。

ア 罪名欄には、罪名「公職選挙法違反」、「政治資金規正法違反」

又は「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律違反」と記載し、その下に適用罰条をも記載する（注1）。

イ 備考欄には、公民権停止・不停止の別を記載するとともに、公民権を停止されたものについては、その期間を記載する。記載要領は、次のとおりである（注2）。

（注1）公職選挙法違反については、昭40.10.27開催の検務実務家会における刑事局参事官説明（説明要旨は席上配布）

（注2）なお、公職選挙法第11条第1項第4号に該当する場合については、第3章、4.（6）の（注）-26ページ

適 条	事例	記載方法
公職選挙法 252条 1 項 政治資金規 正法28条 1 項 電磁記録投 票法17条 1 項	公職選挙法第16章の罪 (ただし、236条の2第 2項、240条、242条、244 条、245条、252条の2、 252条の3、253条を除 く。)、政治資金規正法 23条から26条の5まで 及び27条2項又は電磁 記録投票法16条2項、 3項の罪により、罰金 の	<p>① 実刑に処せられた とき ② 執行猶予に処せら れたとき</p> <p>① 5年間公民権停 止 ② 猶予期間中公民 権停止</p>
公職選挙法 252条 2 項 政治資金規 正法28条 2 項 電磁記録投 票法17条 2 項	公職選挙法第16章の罪 (ただし、253条を除 く。)、政治資金規正法 23条、24条、25条1項、 26条、26条の2、26条の 4及び27条2項又は電 磁記録投票法16条2項 の罪により、禁錮以上 の	<p>① 実刑に処せられた とき ② 執行猶予に処せら れたとき</p> <p>① 刑執行終了まで 及びその後5年 間公民権停止 ② 猶予期間中公民 権停止</p>
公職選挙法 252条 3 項	221条、222条、223条又 は223条の2の罪につ き刑に処せられた者 で、更に221条から223 条の2までの罪につき	<p>① 罰金の実刑に処せ られたとき ② 禁錮以上の実刑に 処せられたとき ③ 執行猶予に処せら れたとき</p> <p>① 10年間公民権停 止 ② 刑執行終了まで 及びその後10年 間公民権停止 ③ 猶予期間中公民 権停止</p>
公職選挙法 252条 4 項 政治資金規 正法28条 3 項 電磁記録投 票法17条 3 項	裁判所が刑の言渡しと 同時に公民権の	<p>① 不停止を宣告した とき (ただし、公職 選挙法221条から223 条の2までの罪につ いては、言い渡すこ とができるない。) ② 停止期間を短縮し て宣告したとき イ 罰金の実刑に処せ られたとき ロ 禁錮以上の実刑に 処せられたとき ハ 執行猶予に処せら れたとき</p> <p>① 公民権不停止 ② イ (短縮期間) 年 間公民権停止 ロ 刑執行終了まで 及びその後 (短 縮期間) 年間公 民権停止 ハ (短縮期間) 年 間公民権停止</p>

4 犯歴票の整理保管

(1) 犯歴票は、有罪の確定裁判を受けた者の氏名の読みを規程別表第2の換数表に従って数字化し、その数字の順に整理して保管する。すなわち、氏及び名の上位の4音を換数表によって各4けたの数に換数する。この場合、氏又は名の換数が3けた以下のときは、4けたの数になるまで末尾に「0」を付ける。例えば、「甲野一郎」であれば「2150 1491」となり、「乙山二郎」であれば「1487 3910」となる。濁音又は半濁音は、その清音と同様に換数する。ただし、「ぢ」、「づ」は「3」に数字化する。

なお、氏についてその3音のみを換数化して整理、保管することとする場合は、規程第21条により特別取扱いとして法務大臣の許可を要するが、旧規程施行時に許可を得て既に実施している府もある。

別表第2 (第7条、第9条、第15条関係)

換 数 表

1	あ	い	う	え	お
2	か	き	く	け	こ
3	さ	し	す	せ	そ
4	た	ち	つ	て	と
5	な	に	ぬ	ね	の
6	は	ひ	ふ	へ	ほ
7	ま	み	む	め	も
8	や	ゆ	よ	わ	
9	ら	り	る	れ	ろ
0	ん				

このように氏名を換数した上、数字の順にキャビネットに整理して保管する。

(2) 同姓の者が多く、換数が同じ場合、例えば、「鈴木」と「佐々木」は、いずれも換数が「3320」となるが、このような場合には、「鈴木」と「佐々木」とを区分して保管し、また、同換数の者が多い場合には、生年月日順に保管することとすれば、索出が容易になるであろう。

(3) 外国人（氏名を漢字で表示するものを除く。）の犯歴票の整理保管方法については、規程は、適宜な方法により整理保管することとしている。

(4) 犯歴票の整理保管に当たっては、まず、犯歴票は、常に、氏名換数による所定の位置に格納されていなければならず、万一、誤って他の位置に挿入されてしまったような場合には、その犯歴票を再度索出することは極めて困難となり、前科が有るにもかかわらず、「前科なし」とするような不都合な結果を生じさせることとなる。

そこで、犯歴担当事務官は、前科回答又は犯歴の追記等のため、犯歴票を使用したときは、速やかに所定の位置に格納することを励行しなければならない。

犯歴票の上部に印刷されている1から9までの数字は、氏名換数の最初の数字、例えば、「甲野」（2150）であれば、「2」の数字の箇所に着色することにより、紛入を防止しようするために設けられているものである。

5 既決犯罪通知書（乙）の作成

(1) 既決犯罪通知書（乙）の各欄の記載要領は、犯歴票のそれと同様である。

(2) 公職選挙法違反等の罪については、犯歴票と同様に、罪名欄に罰

条をも記載するほか、備考欄に公民権停止・不停止に関する事項を記載する（注）。これは、市区町村において、公民権の有無の判断をする場合の参考資料とするために付記するものである。

(注) 1 昭40.10.27開催の検務実務家会同における刑事局参事官説明
2 昭40検務実務家会同犯歴事務関係6問答
3 公民権停止・不停止に関する事項の記載要領は、犯歴票のそれと同じである。なお、第3章、4、(6)の（注）-26ページ

(3) 既決犯罪通知をする場合、既に刑の執行が終了しているとき、例えば、罰金刑について仮納付の裁判があり全額仮納付されたため、裁判確定と同時に刑の執行が終了したような場合には、既決犯罪通知書（乙）の備考欄にその旨を付記して通知し、財産刑執行終了通知書の作成を省略して差し支えない。また、恩赦事項がある場合も、同様に既決犯罪通知書の備考欄にその旨を記載し、恩赦事項通知書の作成に代えても差し支えない（注）が、刑法第52条の規定による刑の分離決定については、別に刑の分離決定通知書（乙）を作成し、これにより通知すべきである。

(注) 既決犯罪通知書（乙）（様式第20号）の注意書

6 本籍地方検察庁の犯歴担当事務官に対する既決犯罪通知

(1) 通知をすべき犯歴担当事務官は、本籍地方検察庁以外の執行指揮検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官である（注）。

(注) なお、執行指揮検察官の属する検察庁が本籍地方検察庁であるときは、その検察庁の犯歴担当事務官は、規程第7条第1項第1号の規定により犯歴票を作成し、又は既存の犯歴票に追記することになる。

(2) 通知をする時期は、非電算処理対象者に対する有罪の裁判が確定したときである。

非電算処理対象者に対する有罪の裁判が確定したときは、犯歴担当事務官は、本籍地方検察庁の犯歴担当事務官に対し、既決犯罪通知書（乙）を送付してその旨を通知する（注1）。なお、本邦に本

籍がない大正以前の出生者、本籍が明らかでない者又は外国法人に係る既決犯罪通知書（乙）（注2）の宛先は、東京地方検察庁の犯歴担当事務官であるから注意を要する。

（注1）例えば、横浜地方裁判所で有罪の確定裁判を受けた者の本籍地が東京都内であるときは、横浜地方検察庁の犯歴担当事務官は、東京地方検察庁本庁の犯歴担当事務官に既決犯罪通知書（乙）を作成して送付することになる。

（注2）本邦に本籍がない大正以前の出生者又は本籍が明らかでない者に係る既決犯罪通知書（乙）を東京地方検察庁の犯歴担当事務官に送付して通知する場合には、外国人については、外国人登録番号、在留カード番号、特別永住者証明書番号又は指紋分類番号が判明している場合にはこれをも通知することが望ましい。

7 本籍市区町村長に対する既決犯罪通知

（1）本邦に本籍がある非電算処理対象者に対する有罪の裁判が確定したときは、本籍市区町村長に対し、既決犯罪通知を行う。通知を行う趣旨は、電算処理対象裁判が確定したときのそれと同様である（注）。

（注）第3章、4、（1）-22ページ

（2）通知をすべき犯歴担当事務官は、本籍地方検察庁の犯歴担当事務官である。したがって、本籍地方検察庁の犯歴担当事務官は、自庁が執行指揮検察官の属する検察庁である場合で、その裁判が罰金以上の刑に処するものであるときは、6、（1）の注書にあるように犯歴票を作成し、又は既存の犯歴票に追記するほか、本籍市区町村長に通知するために既決犯罪通知書（乙）を作成することになる。

（3）通知をする時期は、規程第7条第1項第1号及び同条第2項の規定により、犯歴票を作成し、又は既存の犯歴票に追記をしたときである。

（4）通知をすべき裁判は、罰金以上の刑に処する確定裁判である（なお、道交裁判については後述-第2、3、（2）-73ページ）。

（5）通知の方法は、次のとおりである。

ア 規程第7条第1項第1号の規定により、犯歴票を作成し、又はこれに追記した場合には、既決犯罪通知書（乙）を送付して通知する。

イ 規程第7条第2項の規定により、送付を受けた既決犯罪通知書（乙）に基づき犯歴票を作成し、又は既存の犯歴票に追記した場合には、その通知書を送付して通知する。なお、既決犯罪通知書（乙）の名宛て及び通知名義者欄が、左右2欄式とされている趣旨は、電算用通知書のそれと同様である（注）。

（注）第3章、3、（4）-20ページ

（6）公職選挙法違反等の罪により公民権停止の裁判があったもの等特に迅速な処理を要すべき場合の取扱い等については、電算処理対象裁判が確定したときのそれと同様である（注）。

（注）第3章、4、（6）-26ページ

8 既決犯罪通知の撤回

（1）既決犯罪通知をした後に、上訴権回復請求又は正式裁判請求権回復請求を認める決定が確定したときは、先にした既決犯罪通知に係る裁判は未確定の状態となるので、当該既決犯罪通知を撤回する必要がある。

なお、既決犯罪通知後において、実在する他人の氏名を冒用して当該通知に係る裁判を受けていたことが判明した場合にも、速やかに当該既決犯罪通知の撤回をする必要がある。

（2）このような場合には、既決犯罪通知をした犯歴担当事務官は、既決犯罪通知撤回通知書（乙）により、本籍地方検察庁の犯歴担当事務官にその旨を通知する。

（3）本籍地方検察庁の犯歴担当事務官は、この通知書の送付を受けた

ときは、当該既決犯罪通知撤回通知書を本籍市区町村長に送付してその旨を通知する。

- (4) 犯歴担当事務官は、その庁の保管に係る犯歴票に登載されている者について犯歴を撤回すべきことを知ったときは、犯歴が1犯のときは当該犯歴票を破棄し、2犯以上あるときは当該犯歴を斜線で削除するとともに、上訴権回復請求又は正式裁判請求権回復請求が認められた旨をその備考欄に記入する。

9 刑の執行状況等通知

有罪の確定裁判を受けた非電算処理対象者について、規程別表第1の第1欄に掲げる事由が生じたときは、同表の第2欄に掲げる犯歴担当事務官は、同表の第4欄に掲げる通知書（以下「刑執行状況等通知書（乙）」という。）を作成し、これを本籍地方検察庁の犯歴担当事務官に送付して通知する。

刑執行状況等通知書（乙）を作成すべき犯歴担当事務官が本籍地方検察庁の犯歴担当事務官であるときは、保管している犯歴票に当該刑執行状況等を把握するために必要な事項を記入すれば足りるのであるが、その刑執行状況等に係る事由が同表の第1欄中1から8までに掲げるものであって、罰金以上の刑に処する裁判に関して生じたものであるときはそれを本籍市区町村長に対して通知する必要があるので、併せて同表の第4欄に掲げる通知書を作成する（注）。

（注）第3章、6-28ページ以下

10 刑執行状況等通知書（乙）の作成

(1) 刑執行猶予言渡し取消通知

ア 刑の執行猶予の言渡しを取り消す決定が確定したときは、刑執行猶予言渡し取消通知書（乙）により、執行事務規程第46条第1項又は第47条第2項の規定により刑執行猶予言渡し取消通知をす

べき執行担当事務官（注）の属する検察庁の犯歴担当事務官が通知する。

（注）すなわち、刑の執行猶予の言渡しの取消請求をした検察官の属する検察庁の執行担当事務官又は執行猶予言渡し取消決定に対する抗告を棄却する決定をした裁判所に対応する検察庁の執行担当事務官である。

イ 刑執行猶予言渡し取消通知書（乙）の備考欄に記載すべき主な事項は、次のとおりである。

（ア）少年のときに犯した罪に係る刑執行猶予の裁判について、その執行猶予の言渡しが取り消されたときは、犯行時の年齢

（イ）刑法第29条第2項の規定により仮釈放の処分が効力を失ったときは、その年月日

（ウ）更生保護法第80条第6項の規定により刑期に算入すべき日数があるときは、その日数

（エ）公職選挙法違反、政治資金規正法違反又は電磁記録投票法違反の罪に係る刑執行猶予の裁判について、その執行猶予の言渡しが取り消されたときは、既決犯罪通知書（乙）により通知した公民権停止期間が変わることとなるので、変更後の公民権停止期間

記載方法は、次のとおりである。

執行猶予言渡しの裁判に係るこれらの罪の適用法条が

a 公職選挙法第252条第1項、政治資金規正法第28条第1項又は電磁記録投票法第17条第1項の場合

「執行猶予言渡しの裁判確定のときから5年間公民権停止」

b 公職選挙法第252条第2項、政治資金規正法第28条第2項又は電磁記録投票法第17条第2項の場合

「刑執行終了まで及びその後5年間公民権停止」

c 公職選挙法第252条第3項の場合

(a) 罰金刑のとき 「執行猶予言渡しの裁判確定のときから10年間公民権停止」(この場合, 10年経過前であっても, 刑の言渡しの効力が消滅した(刑法第34条の2)ときは, 公民権も回復する。)

(b) 禁錮以上の刑のとき 「刑執行終了まで及びその後10年間公民権停止」

d 公職選挙法第252条第4項, 政治資金規正法第28条第3項又は電磁記録投票法第17条第3項の場合

(a) 罰金刑のとき 「執行猶予言渡しの裁判確定のときから○(短縮期間)年間公民権停止」

(b) 禁錮以上の刑のとき 「刑執行終了まで及びその後○(短縮期間)年間公民権停止」

である。

(2) 恩赦事項通知

ア 大赦, 特赦, 減刑, 刑の執行の免除又は復権があったときは, 恩赦事項通知書(乙)により, 恩赦法施行規則第13条の規定に基づき当該恩赦事項を裁判書原本に付記すべき検察官(復権があったときは, 最後に有罪の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官)の属する検察庁の犯歴担当事務官が通知する。

イ 2個以上の刑に処せられた者が復権した場合には, 復権の対象となった全ての確定裁判を恩赦事項通知書(乙)に記載して通知する(注)。

(注) 昭44検務実務家会同恩赦事務関係1問答

ウ 復権の場合には, 最後に有罪の裁判をした裁判所に対応する検察庁の犯歴担当事務官が通知することとされているが, これは,

恩赦法施行規則第3条第1項の規定により, 保護観察に付されたことのある者以外の者についての復権の上申権者は, 最後に有罪の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官とされているからである。

エ 併合罪中一部の罪が大赦になった場合には, 刑法第52条の規定による刑を定める決定があった後に刑の分離決定通知書により通知する(後述(3))。

オ 既決犯罪通知をする際に, 恩赦事項があるときは, 既決犯罪通知書(乙)の備考欄にその旨を記載して通知し, 恩赦事項通知書(乙)の作成を省略して差し支えない。

(3) 刑の分離決定通知

ア 刑法第52条の規定による刑を定める決定が確定したときは, 刑の分離決定通知書(乙)により, 刑を定める請求をした検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官が通知する。上訴(即時抗告, 特別抗告)がなされた場合であっても, この通知をすべき犯歴担当事務官に変更はないととなるので, 上訴した場合における裁判結果の迅速な把握に特に配慮しなければならない。また, 上訴の裁判の日を備考欄に記載する等確定までの経過を明確にする。

イ 既決犯罪通知前に刑の分離決定があったときでも, 既決犯罪通知とは別個に刑の分離決定通知書(乙)を作成し, これにより通知すべきである。

ウ 恩赦事項欄には, 大赦令の政令番号, 大赦になった罪名等を記載する。

(4) 刑の時効完成通知

ア 刑の時効が完成したときは, 刑の時効完成通知書(乙)により, 当該刑の執行指揮検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官が

通知する。

なお、仮釈放中に保護観察停止の処分を受けた者について刑の時効が完成した場合には、保護観察所の長から、当該刑の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官に対し、「刑の時効完成による保護観察事件終結通知書」により、その旨の通知がなされるが、通知を受けた検察官の属する検察庁又は執行指揮検察官の属する検察庁における取扱い（注）は、電算処理対象犯歴に係るものの場合と同様である（第3章、6、（3）-32ページ参照）。

（注）昭60.1.21刑総31号刑事局総務課長通知「仮出獄中に刑の時効が完成した者の通知について」及び平9.4.4刑総414号刑事局総務課長通知「仮出獄中に刑の時効が完成した者の通知について」

イ この通知は、刑法第34条の2の規定による刑の消滅に必要な期間の起算点を把握する必要上、本籍市区町村長にも通知することとされている。

ウ 通知をすべき者は、執行指揮検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官であるが、自由刑につき時効が完成したときは、執行指揮検察官が刑執行不能決定をする（執行事務規程第28条）ので特に問題は生じないが、財産刑につき時効が完成したときは、財産刑の執行指揮をした検察庁の検察官が徵収不能決定をすることとされている（徵収事務規程第40条）ので、財産刑の執行指揮の嘱託を受けた検察官が徵収不能決定をした場合には、受託庁の犯歴担当事務官がこの通知をすべきではなく、受託庁から執行指揮検察官宛ての執行指揮の嘱託を受けた徵収金の全額について徵収不能決定の処分をした旨の通知に基づき、執行指揮検察官の属する検察庁すなわち嘱託庁の犯歴担当事務官が刑の時効完成通知書（乙）を作成し、通知することとなる。

エ 時効完成の日とは、時効満了日の翌日である。

（5）再審結果通知

ア 再審の審判によりなされた裁判（注）が確定したとき（再審開始決定が確定したときではないから注意を要する。）は、再審結果通知書（乙）により、執行指揮検察官（再審の裁判が管轄違い、無罪、免訴又は公訴棄却であるときは、刑の言渡しがなされたとした場合においてその執行を指揮すべき検察官）の属する検察庁の犯歴担当事務官が通知する。

（注）刑事訴訟法第451条の規定に基づいて行われた裁判であり、同法第446条又は第447条の規定による再審の請求を棄却する裁判や同法第448条の規定による再審開始の裁判ではないことに注意を要する。

イ この通知は、再審の裁判が確定すれば、再審前の確定裁判は失效することになるので、既に既決犯罪通知書により通知されている原確定裁判が、再審の審判の結果どのようになったかを通知するものである。したがって、再審の審判の結果、一部無罪、一部有罪で刑の言渡しがあった場合はもちろん、管轄違い、無罪、免訴又は公訴棄却の裁判があった場合も通知しなければならない。

ウ 少年のときに犯した罪であって刑の全部の執行猶予の裁判であるため、本籍市区町村長に既決犯罪通知がなされていない場合であっても、その裁判が、再審の結果、罰金刑となった場合には、新たに通知を要する。

（6）非常上告結果通知

非常上告の結果、原判決を破棄して更になされた判決が確定したときは、非常上告結果通知書（乙）により、最高検察庁の犯歴担当事務官が通知する。

（7）既決犯罪通知撤回通知

上訴権回復請求又は正式裁判請求権回復請求に対してこれを認める決定が確定したときは、既決犯罪通知撤回通知書（乙）により、

規程第7条第1項の規定により既決犯罪通知書（乙）を作成した犯歴担当事務官が通知する。

（8）財産刑執行終了通知

ア 財産刑の執行が終了したときは、財産刑執行終了通知書（乙）により、執行指揮検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官が通知する。

イ この通知は、執行指揮検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官が行うこととされているので、徴収金の執行指揮の嘱託をして執行が終了した場合には、時効完成通知と同様、受託庁からの執行指揮の嘱託を受けた徴収金の全額について裁判の執行が終了した旨の通知に基づき、この通知書を作成して行う。

ウ 財産刑の執行が終了したときは

- （ア）現金等により全額が任意納付されたとき
- （イ）強制執行により配当金の交付を受けて完納になったとき
- （ウ）労役場留置の執行が終了したとき
- （エ）仮出場したとき
- （オ）仮納付の裁判の執行があった後に、当該裁判が確定したときである。

労役場留置の執行が終了したときは、労役場留置の最終日であり、仮出場したときは、仮出場を許され釈放された日である（注）。

（注）大2.11.22刑乙2737法務局長回答

仮出場を許されたときは、釈放の日をもって執行は終了し、徴収未済の罰金又は料料は、徴収できない。

（9）死刑執行終了通知

ア 死刑を執行したときは、死刑執行通知書（乙）により、執行指揮検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官が通知する。

イ 死刑の執行があったときは、刑事施設の長は、遅滞なく刑事施設の所在地の市区町村長に死亡の報告をすることとされている（戸籍法第90条第1項）ので、検察庁においては、本籍市区町村長に対して、死刑執行通知をすることを要しないこととされている。

（10）仮釈放通知

ア 仮釈放の許可決定により受刑者が釈放されたときは、刑事施設の長から、釈放通知書（甲）により、刑の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官にその旨の通知がなされる（注）ので、釈放通知書（甲）の送付を受けた検察庁の犯歴担当事務官は、犯歴事項通知書を作成し、これに送付を受けた釈放通知書（甲）を添付して通知する。

（注）犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程第23条第3項、様式第26号

イ 仮釈放の事実を把握しておくのは、事件を受理した際に前科照会をすることにより、仮釈放中の者であることが容易に判明し、起訴、不起訴の処分を決定する際の資料となるからであり、また、仮釈放者の再犯の状況を保護観察所の長に通知する必要がある（注）からである。

（注）執行事務規程第54条

（11）仮釈放取消通知

ア 仮釈放が取り消されたときは、地方更生保護委員会から、仮釈放取消等決定通知書により、刑の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官にその旨の通知がなされる（注）ので、仮釈放取消等決定通知書の送付を受けた検察庁の犯歴担当事務官は、犯歴事項通知書を作成し、これに送付された仮釈放取消等決定通知書

を添付して通知する。

(注) 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程第109条第9項、様式第82号

イ この通知は、刑終了時期の把握上、仮釈放取消しの事実を知つておく必要があるため通知することとされているものである（本籍市区町村長に対しては、刑法第34条の2に規定する刑の消滅とは直接関係のない事項であるから、仮釈放通知と同様に通知しないこととされている。）。

ウ 仮釈放取消しの日は、仮釈放取消等決定通知書の「仮釈放取消発効日」欄に記載されている日である。

(12) 仮釈放期間満了通知

ア 仮釈放期間が満了したときは、保護観察所の長から、仮釈放等期間満了通知書により、刑の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官にその旨の通知がなされる（注）ので、仮釈放等期間満了通知書の送付を受けた検察庁の犯歴担当事務官は、犯歴事項通知書を作成し、これに送付を受けた仮釈放等期間満了通知書を添付して通知する。

(注) 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程第120条第2項、様式第92号

イ この通知は、仮釈放を取り消されることなく仮釈放期間が満了すれば刑の執行が終了することになるので、刑執行終了日の把握のため通知することとされているものである。

ウ この通知は、保護観察所の長から、直接本籍市区町村長に対しても通知される（注）ので、検察庁からは通知しない。

(注) 前記アの注書に同じ。

(13) 自由刑執行終了通知

ア 自由刑の執行が終了したときは、刑事施設の長から、自由刑等執行終了通知書により、刑を言い渡した裁判所に対応する検察庁の検察官にその旨の通知がなされる（注）ので、自由刑等執行終了通知書の送付を受けた検察庁の犯歴担当事務官は、犯歴事項通知書を作成し、これに送付を受けた自由刑等執行終了通知書を添付して通知する。

(注) 被収容者等の釈放に関する訓令第7条第1項、第2項

イ この通知は、刑事施設の長から、直接本籍市区町村長に対して通知される（注）ので、検察庁からは通知しない。

(注) 被収容者等の釈放に関する訓令第7条

(14) 不定期刑執行終了通知

ア 少年法第52条第1項及び同条第2項の規定により刑の言渡しを受けた者のうち、更生保護法第44条第1項の規定により刑事施設収容中の者につき刑の執行を受け終わったものとする決定があったときは、刑事施設の長から釈放通知書（甲）により、更生保護法第78条第1項の規定により仮釈放中の者につき刑の執行を受け終わったものとする決定があったときは、地方更生保護委員会から不定期刑終了決定通知書により、それぞれ刑の言渡しを受けた裁判所に対応する検察庁の検察官にその旨の通知がなされる（注）ので、これらの通知書の送付を受けた検察庁の犯歴担当事務官は、犯歴事項通知書を作成し、これに送付された釈放通知書（甲）又は不定期刑終了決定通知書を添付して通知する。

(注) 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程第30条、様式第26号・同規程第119条第4項、様式第91号

イ 刑の執行終了の日は、刑の執行を受け終わったものとする決定の効力発生の日である。したがって、釈放通知書（甲）等の「不

定期刑執行終了発効日」欄に記載されている年月日が、刑の執行終了の日である。

(15) 保護観察の停止、停止の解除、停止の取消し通知

ア 仮釈放中の者について、保護観察の停止、保護観察の停止解除又は保護観察停止の取消しの決定があったときは、地方更生保護委員会から、保護観察停止等決定通知書により、刑の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官にその旨の通知がなされる

(注) ので、これらの通知書の送付を受けた検察庁の犯歴担当事務官は、犯歴事項通知書を作成し、これに送付された上記の通知書を添付して通知する。

(注) 保護観察停止等決定通知書 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程第112条第1項、第114条第6項、第117条、様式第86号

イ 停止の日、停止解除の日又は停止取消しの日は、通知書の「保護観察停止発効日」欄、「停止解除発効日」欄又は「停止取消発効日」欄に記載されている日である。

ウ 保護観察の停止等の事実を把握することは重要な意味を持つ。すなわち、仮釈放中の者について保護観察の停止決定があったときは刑期の進行が停止され、停止の解除によってその決定の時から刑期が進行を始め、また、停止決定を取り消す決定があったときは、遡って停止の決定がなかったものとみなされる（注）ため、刑執行終了時期に影響を及ぼすからである。

なお、前科調書を作成する場合、保護観察停止中のときは、必ずその旨を記載する。もし、この記載を脱落した場合には、前科調書に刑執行終了日が記載されていないとしても、既に刑の執行が終了したものとして再犯加重の規定を適用されるおそれがあるので、これを防止するためである。

(注) 更生保護法第77条第5項及び同条第8項

(16) 保護観察の仮解除、仮解除取消し通知

ア 刑の執行猶予の期間中保護観察に付されている者について、保護観察の仮解除があったときは、地方更生保護委員会から、仮解除等決定通知書により、保護観察の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官にその旨の通知がなされ（注1）、また、仮解除の取消しがあったときも、同様に仮解除等決定通知書により、その旨の通知がなされる（注2）ので、これらの通知書の送付を受けた検察庁の犯歴担当事務官は、犯歴事項通知書を作成し、これに送付された仮解除等決定通知書を添付して通知する。

(注1) 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程第131条第5項、様式第99号

(注2) 同規程第133条第6項、様式第99号

イ 仮解除の日又は仮解除取消しの日は、通知書の「仮解除発効日」欄又は「仮解除取消発効日」欄に記載されている日である。

ウ 保護観察の仮解除及び仮解除取消しの事実を把握することは、重要な意味を持つ。すなわち、刑の執行猶予の期間中保護観察に付された者が保護観察を仮に解除されたときは、刑法第25条第2項ただし書及び第26条の2第2号の規定の適用については、仮解除を取り消されるまでの間は保護観察に付されなかつたものとみなされ（刑法第25条の2第3項）、刑法第27条の5第2号の規定の適用については、仮解除を取り消されるまでの間は保護観察に付されなかつたものとみなされる（刑法第27条の3第3項）からである（したがって、刑の全部の執行猶予の期間中、保護観察に付された者に係る仮解除中の再犯については、更にいわゆる保護観察付きの刑の全部の執行猶予の言渡しが許され、また、仮解除中の遵守事項違反は、当該執行猶予の取消原因とはならない。）。

(17) 補導処分執行終了通知

ア 補導処分の執行が終了したときは、婦人補導院長から、自由刑等執行終了通知書により、補導処分の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官にその旨の通知がなされる（注）ので、通知を受けた検察庁の犯歴担当事務官は、犯歴事項通知書を作成し、これに送付された自由刑等執行終了通知書を添付して通知する。

（注）被収容者等の釈放に関する訓令第7条第1項第2号

イ 婦人補導院から退院した者については、退院の時において刑の執行猶予の期間を経過したものとみなされる（売春防止法第32条第1項）ので、注意を要する。

ウ この通知は、婦人補導院長から、直接本籍市区町村長に対して通知されるので、検察庁からは通知しない。

(18) 仮退院期間満了通知

ア 婦人補導院から仮に退院することを許された者が仮退院を取り消されることなく補導処分の残期間を経過したときは、保護観察所の長から、仮釈放等期間満了通知書により、補導処分の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官にその旨の通知がなされる（注）ので、仮釈放等期間満了通知書の送付を受けた検察庁の犯歴担当事務官は、犯歴事項通知書を作成し、これに送付された仮釈放等期間満了通知書を添付して通知する。

（注）犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程第144条第2項、様式第92号

イ 仮退院を許された者が、仮退院を取り消されることなく、補導処分の残期間を経過したときは、その執行を受け終わったものとされ（売春防止法第30条）、その時において刑の執行猶予の期間を経過したものとみなされる（同法第32条第1項）ので、上記

(17) イと同様注意を要する。

ウ この通知は、保護観察所の長から、直接本籍市区町村長に対してなされるので、検察庁からは通知しない。

11 刑執行状況等の犯歴票への記入

本籍地方検察庁の犯歴担当事務官は、その庁において保管している犯歴票に登載されている者について、規程別表第1の第1欄に掲げる事由が生じたとき（注）は、その者に係る犯歴票に、その事由を把握するために必要な事項を記入する。

（注）本籍地方検察庁の犯歴担当事務官がこの事由が生じたことを知るのは、他庁の犯歴担当事務官から刑執行状況等通知書（乙）によって通知を受けたことにより知る場合や自庁の対応する裁判所が刑の言渡しをした裁判所であることにより、矯正又は保護機関から刑の執行状況等に関する通知を受けたことにより知る場合のほか、自庁の検察官が刑執行猶予言渡し取消請求をした結果、取消決定がありそれが確定したことを知る場合や、自由刑又は財産刑につき時効が完成し、自庁の検察官が執行不能決定又は徵収不能決定をしたことを知る場合などである。

規程別表第1の第1欄に掲げる事由が生じた場合に、犯歴票に記載する事項は、次のとおりである。

(1) 刑執行猶予言渡し取消通知

刑執行猶予言渡し取消決定の日、確定の日、取消裁判所、更生保護法第80条の規定による留置日数

(2) 恩放事項通知

恩放の日、政令恩放であれば、「平成〇年〇月〇日政令第〇号減刑令によりその刑を懲役（禁錮）〇年〇月に減輕」等と記載する。

(3) 刑の分離決定通知

分離決定の日、確定の日、裁判所、決定主文、大赦になった罪名

(4) 刑の時効完成通知

刑の時効完成の日

(5) 再審結果通知（注）

再審の審判による裁判の日、確定の日、裁判所、罪名、裁判主文
 （注）刑事訴訟法第451条の規定に基づいて行われた裁判の結果であり、同法第446条又は第447条の規定による再審の請求を棄却する裁判や同法第448条の規定による再審開始の裁判の結果ではないことに注意を要する。

(6) 非常上告結果通知

非常上告の裁判の日、確定の日、罪名、裁判主文

(7) 既決犯罪通知撤回通知

上訴権又は正式裁判請求権の回復を認める裁判確定の日、裁判所

(8) 財産刑執行終了通知

財産刑執行終了の日

(9) 死刑執行通知

死刑執行の日

(10) 仮釈放通知

刑の始期、仮釈放の日（注）

（注）仮釈放通知を受けた場合、この通知に基づき、犯歴票の刑終了等欄に刑執行終了予定日を仮に鉛筆で記入する取扱いが、広く行われていたところであるが、仮に記入しておくと、前科調査（乙）を作成する場合に不都合を生ずる（犯歴票を複写機により複写すると、仮に書いた鉛筆書きが黒く写し出されるので、一見刑の執行が終了しているように見える。）それがあるので、このような仮に鉛筆で記入する取扱いは行わないこととされた（昭49.12.26刑総755号刑事局総務課長通達「前科調査の作成等について」）。

(11) 仮釈放取消通知

仮釈放取消し発効の日、更生保護法第76条の規定による留置日数

(12) 仮釈放期間満了通知

仮釈放期間満了の日（刑執行終了の日）

(13) 自由刑執行終了通知

刑の始期、刑執行終了の日

(14) 不定期刑執行終了通知

刑の始期、不定期刑執行終了発効の日

(15) 保護観察の停止、停止の解除、停止の取消し通知

停止、停止の解除、停止の取消しの発効の日

(16) 保護観察の仮解除又はその取消し通知

仮解除又はその取消しの発効の日

(17) 補導処分執行終了通知

補導処分執行終了の日

(18) 仮退院期間満了通知

仮退院期間満了の日

12 本籍市区町村長に対する刑の執行状況等通知

（1）本籍市区町村長に対する通知は、先になされている既決犯罪通知の内容を変更するものと、刑の消滅の起算点を把握するために必要なものとに限定されている。

（2）本籍地方検察庁の犯歴担当事務官は、その庁に保管されている犯歴票に登載されている者について、既に本籍市区町村長に対して既決犯罪通知をしている場合には、その者につき、規程別表第1の第1欄中1から8までに掲げる事由が生じたときは、同表の第4欄に定める通知書（乙）により、本籍市区町村長に対してその旨を通知する。この場合、当該事由の生じたことを規程第8条第3項の規定により他の検察庁の犯歴担当事務官からの通知によって知ったものであるときは、送付された当該通知書（乙）を送付して通知する。

（3）通知をすべき犯歴担当事務官は、本籍地方検察庁の犯歴担当事務官であり、通知の時期は、規程別表第1の第1欄中1から8までに掲げる事由が生じたときである（注）。

（注）実際には、規程別表第1の第2欄に掲げる犯歴担当事務官から、本籍地方

検察庁の犯歴担当事務官として通知を受けたとき及び同欄に掲げる犯歴担当事務官自身として知ったときに通知することになる。

第2 道交犯歴に係る事務（規程第9条・第10条）

1 道交犯歴事務の合理化

規程第2条第2号に掲げる道交裁判については、その数が膨大である上、これらの罪に係る事件の大多数は、道路交通法等違反事件迅速処理のための共用書式又は反則金不納付事件迅速処理のための共用書式によって処理されている実情にあり、かつ、他の罪と併合審理されることも比較的少ないとから、他の犯歴とは別異の事務手続をとることとし、これらの犯歴の把握方法の簡素化、本籍市区町村長に対する既決犯罪通知の省略、刑執行状況等通知の一部省略など、道交犯歴に係る事務の合理化が図られている。

なお、規程第2条第2号では、道路交通法等違反の罪に係る裁判であって、罰金以下の刑に処し、又は刑を免除するものに限って「道交裁判」としているのであるから、たとえ道路交通法等違反の罪に係るものであってもこれ以外の裁判（本邦に本籍がある明治以前の出生者及び本邦に本籍がない大正以前の出生者に係るものは除く。）は、電算処理対象裁判である（注）。

（注）道交裁判が電算処理対象裁判と併合審理されたときは、たとえ道路交通法等違反の罪について罰金の言渡しがなされたとしても、併合審理された罪と共に電子計算機により把握することとされている。

2 道交犯歴の把握方法

本籍地方検察庁（本邦に本籍がない者又は本籍が明らかでない者について、東京地方検察庁）の犯歴担当事務官は、既決犯罪通知書（丙）を作成したとき若しくは切符原票をもってこれに代えたとき又は他の検察庁の犯歴担当事務官から既決犯罪通知書（丙）や切符原票

の送付若しくはそれらの保管換えを受けたときは、当該既決犯罪通知書（丙）又は切符原票を、規程第7条第5項の例に準じて保管する。

3 既決犯罪通知

（1）執行指揮検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官は、対応裁判所において道交裁判があつたときは、本籍地方検察庁の犯歴担当事務官に対し、既決犯罪通知書（丙）によりその旨を通知する。

この場合、道交裁判が、道路交通法等違反事件迅速処理のための共用書式又は反則金不納付事件迅速処理のための共用書式により処理されたものであるときは、既決犯罪通知書（丙）に代えて、切符原票を送付して通知する。

（2）本籍市区町村長に対しては、既決犯罪通知は行わない。したがつて、本籍市区町村長においては、身分証明をする必要が生じた場合には、検察庁に照会を要することとなり、また、特定の者に、道交裁判以外の裁判の犯歴がある場合には、その者についてその後道交裁判があるかどうかが分からぬため、刑法第34条の2の規定による刑の消滅の有無を検察庁に照会しなければならないこととなる（検察庁における既決犯罪通知に要する事務量と市区町村からの前科照会及び刑の消滅照会に対する回答に要する事務量とを比較衡量すると、道交裁判につき、既決犯罪通知をしない取扱いが得策と考えられる。）。

4 既決犯罪通知書（丙）の作成

（1）既決犯罪通知書（丙）は、事務簡素化の見地から、極めて簡略な様式になっており、切符原票と共に保管するために、用紙の大きさが切符原票と同じ25センチメートル×12センチメートルとされており、また、切符原票と同紙質の用紙を使用することとされている。

（2）作成上注意すべき事項は、既決犯罪通知書（甲）のそれと同様で

あるが、道路交通法違反事件又は過失運転致死傷事件の捜査処理上の必要を考慮して、道路交通法違反事件については、既決犯罪通知書（丙）の罪名欄に違反態様を、例えば、「酒酔い」、「信号無視」、「追い越し」等と（ ）を付して簡潔に記載することとされている（注）。

（注）既決犯罪通知書（丙）（様式第31号）の注意書き及び昭48.6.25刑総379号刑事局長通達「事件事務規程及び犯歴事務規程の一部を改正する訓令の運用について」の記の三、3

5 刑の執行状況等通知

（1）刑の執行状況等の通知は、規程別表第1の第1欄中1から3まで及び5から7までに掲げる事由が生じた場合には、同表の第4欄に定める通知書により本籍地方検察庁の犯歴担当事務官に対して行う。

通知を要するものは、

- ア 刑の執行猶予言渡し取消通知
- イ 恩赦事項通知
- ウ 刑の分離決定通知
- エ 再審結果通知
- オ 非常上告結果通知
- カ 既決犯罪通知撤回通知

であり、刑の時効完成通知及び財産刑執行終了通知は要しない。

（2）財産刑の執行終了通知は要しないこととされているが、道交裁判に係る罰金又は科料の刑について、その完納の時期の調査を必要とする事態（例えば、政令恩赦による復権事務手続等）が生じることもあり得るので、執行指揮検察官の属する検察庁においては、既決犯罪通知書（丙）を作成した場合又は切符原票をもってこれに代えた場合において、その罰金又は科料が完納されているとき（ほとん

どは、仮納付により完納されているであろう。）は、その旨（例えば、「仮納付済み」等）をその既決犯罪通知書（丙）等に表示して通知することとされている（注）。

（注）運用通達の記の第2、3、（2）

（3）本籍地方検察庁の犯歴担当事務官は、（1）に挙げた事由を知ったときは、保管している既決犯罪通知書（丙）又は切符原票にその旨を記載する。この場合、切符原票は、裁判書原本であるから、記載に当たっては注意する必要がある。

第3 非電算処理対象犯歴及び道交犯歴に係る戸籍事項の訂正通知（規程第11条）

1 訂正事項の通報

犯歴担当事務官は、犯歴票等に記載されている戸籍事項について、訂正すべき事項があると思料するときは、本籍地方検察庁の犯歴担当事務官に対してその旨を速やかに通報する。この場合における通報の方法は、適宜の方法によることができるが、訂正すべき事項があると思料するに至った資料等があるときは、通報に際してこれを送付する。

このように電算処理対象犯歴に係る戸籍事項の訂正通知手続と取扱いが異なるのは、非電算処理対象犯歴及び道交犯歴に係る犯歴票等が本籍地方検察庁に保管されているからである。

2 既決犯罪通知等をした犯歴担当事務官に対する訂正通知

本籍地方検察庁の犯歴担当事務官は、その庁の保管する犯歴票等に記載されている戸籍事項について、自ら又は他の検察庁からの通報等により訂正すべき事項があることを知ったときは、当該犯歴票等に戸籍事項を訂正するために必要な事項を記入した上、戸籍事項訂正通知

書（乙）を作成し、これをその戸籍事項に係る者について

（1）規程第7条第1項又は第9条第1項の規定により、既決犯罪通知書（乙）又は既決犯罪通知書（丙）を作成した（切符原票をもって既決犯罪通知書（丙）に代えた場合を含む。）犯歴担当事務官

（2）規程第8条第1項又は第10条第1項の規定により、刑執行状況等通知書（乙）を作成した犯歴担当事務官

に送付し、戸籍事項の異動の内容等を通知する。これは、規程第4条、第8条、第10条及び第15条に規定されている刑の執行状況等の通知又はとん刑者等に関する通知に過誤のないようにするためであるから、この通知を受けた犯歴担当事務官は執行担当又は徴収担当等に連絡し、連絡を受けた担当部署では、例えば、徴収担当であれば検察システムにより管理されている本籍を訂正しておき、後日、財産刑の執行を終えた際には、新たに犯歴票等を保管することとなった本籍地方検察庁の犯歴担当事務官に対して的確に財産刑執行終了通知が行われるようにするなど、検務関係文書及び裁判書原本（例えば、欄外余白部分）にその旨を明らかにして、以後の検察事務の適正を期するための措置を講じておくべきである。

なお、この既決犯罪通知をした犯歴担当事務官に対する本籍地方検察庁が変更された旨（犯歴票等保管庁が変更された旨）の通知は、当該犯歴票に登載されている犯歴のうち、刑の執行が終了していないものについてのみ行えば足りよう。

3 犯歴票等の訂正

（1）犯歴担当事務官は、その庁の保管に係る犯歴票等の記載事項について訂正すべき事項を知ったときは、当該犯歴票等の記載事項を訂正する。

（2）訂正事項を知る場合としては、他庁の犯歴担当事務官からの通報

又は訂正通知による場合と、自ら知る場合とがある。

（3）訂正の方法は、特段定められていないが、犯歴票等の写しがそのまま前科調書の一部となることもあるので、要領よく訂正し、場合によっては訂正理由を簡単に付記しておくことが望ましい。また、切符原票については、訂正することは少ないと思われるが、切符原票は裁判書原本であるから、訂正する場合には、この点に特に留意しなければならない（注）。

（注）切符原票の記載に当たっては、当該訂正すべき事項の記載を直接訂正することは相当ではないから、当該箇所に近い欄外余白部に記載するか、付箋又は別紙をもって表示する方法が考えられよう。

4 犯歴票等を保管することとなる本籍地方検察庁の変更事由
犯歴票等を保管することとなる本籍地方検察庁が変更されるべき事由の主なものは、次のとおりである。

（1）国籍の変更

- ア 日本国籍の取得（国籍法第3条、第4条）
- イ 外国国籍の取得による日本国籍の喪失（同法第11条、第12条）
- ウ 日本国籍離脱による国籍の喪失（同法第13条）
- エ 国籍の選択による日本国籍の喪失（同法第14条、第15条）

（2）本籍地の変更

- ア 婚姻による新戸籍編製（戸籍法第16条）
- イ 養子縁組による入籍（同法第18条）
- ウ 離婚、離縁等による復籍等（同法第19条）
- エ 分籍による新戸籍編製（同法第21条）
- オ 無籍者についての新戸籍編製（同法第22条）
- カ 転籍（同法第108条、第109条）
- キ 就籍（同法第110条～第112条）

（3）法人又は団体の本店又は主たる事務所の所在地の変更（一般社団

法人及び一般財団法人に関する法律第303条、第301条第2項、第302条第2項、会社法第911条～第916条)

(4) 本籍が明らかでない者（規程第7条第1項）の本籍の判明

上記の事由が発生しても、法務局又は市区町村からの通報を受けなければ、検察庁においては確実にこれを把握することができないので、市区町村においては、犯人名簿が作成されている者が死亡、転籍、改姓、国籍の離脱等したときは、その旨をこれらの事由発生前のその者の本籍地を管轄する地方検察庁に通知することとされている（注）。

本籍地の変更又は日本国籍の取得があっても、犯歴票等を保管することとなる本籍地方検察庁の変更を伴わない場合があるが、この場合においても、規程第11条第1項による通報及び同条第2項による手続は必要である。

（注）昭59.5.14刑総378号法務省刑事局長発、各省行政局長宛て「犯歴事務規程の改正について」の記の5

5 犯歴票等を新たに保管することとなる本籍地方検察庁への送付等

(1) 本籍地方検察庁の犯歴担当事務官は、犯歴票等に係る戸籍事項の訂正が非電算処理対象者又は道交裁判を受けた者の本籍地を他の地方検察庁の管轄区域内に変更するものであるときは、新たにその犯歴票等を保管することとなる本籍地方検察庁の犯歴担当事務官に対し、犯歴票等保管庁変更通知書にその犯歴票等を添付して送付する（規程第11条第3項）。

この場合、送付する犯歴票等に記載されている本籍（国籍）は、2本線で抹消して新本籍（国籍）を記入し（注）、犯歴票等を保管することとなる本籍地方検察庁が変更されることとなった事由の生じた年月日及び通知庁を犯歴票等欄外の適宜の箇所に付記する。

なお、犯歴票等を送付した後においても、かつて犯歴票等を保管していた本籍地方検察庁に対して、前科照会がなされる場合もあるであろうし、刑の執行状況等に関する通知がなされる場合も考えられるので、これに対処するために、犯歴票等を送付する際、これらの写しを作成し、これに送付年月日及び送付先を記入した上、これまで当該犯歴票等が保管されていた箇所に格納しておくのが便利である。

（注）切符原票については、裁判書原本であるため、この方法は相当でない。前記3、（3）の注書

(2) 規程第7条第4項の規定により、本籍市区町村長に対し既決犯罪通知書（乙）を送付した場合において、転籍を理由に返送されたときは、規程第11条第3項に規定する犯歴票等を保管することとなる本籍地方検察庁の変更手続をとることなく、当該既決犯罪通知書（乙）を、規程第7条第1項の規定により同通知書を作成した執行指揮検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官に返送する（注1）。

返送を受けた犯歴担当事務官は、改めて転籍地を管轄する地方検察庁の犯歴担当事務官に対し、既決犯罪通知書（乙）を送付する。

なお、上記の場合、規程第11条第3項に規定する手続によらず、原則に戻り、執行指揮検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官が改めて通知することとするのは、市区町村長に対し既決犯罪通知がなされた後において転籍した場合には、転籍先の市区町村長に対しては、検察庁から改めて既決犯罪通知をする必要がない（注2）のに、転籍のため既決犯罪通知書（乙）が返送された場合に限って、既に作成された犯歴票等を新たに犯歴票等を保管することとなる本籍地方検察庁に送付し、送付を受けた本籍地方検察庁において転籍先の市区町村長に対して既決犯罪通知をすることとすると、いたず

らに事務手続を複雑にし、ひいては過誤の原因ともなりかねないの
で、事務処理の統一を図るため、原則どおり、執行指揮検察官の属
する検察庁の犯歴担当事務官が通知することとされているのであ
る。

(注1) 転籍を理由に既決犯罪通知書(乙)が返送された場合において、犯歴票
に前科が2以上登載されているときは、返送された既決犯罪通知書(乙)
に基づいて登載した前科を削除した上、犯歴票は、新たに犯歴票等を保管
することとなる本籍地方検察庁へ送付し、既決犯罪通知書(乙)は、通知
をした犯歴担当事務官に返送する。

(注2) 後記6、(2)

6 新たに犯歴票等を保管することとなった本籍地方検察庁における取 扱い

(1) 犯歴票等の送付を受けた本籍地方検察庁の犯歴担当事務官は、当
該犯歴票等を規程第7条第5項又は第9条第2項の規定に従って整
理保管する。

(2) 市区町村においては、犯罪人名簿が作成されている者が転籍した
場合には、大正6年4月12日付け内務省訓令第1号(注)により、
犯罪人名簿の記載事項を転籍先の市区町村長に通知する取扱いと
なっているので、新たに犯歴票等を保管することとなった本籍地方
検察庁の犯歴担当事務官から改めて通知する必要はない。

(注) 市町村長ヲシテ本籍人ノ犯罪人名簿ヲ整備シ及転籍ニ関スル通知ヲ為サシ
ムル件。

(3) 転籍により新たに犯歴票等を保管することとなった本籍地方検察
庁の取扱いは、前記のとおりであるが、極めてまれとは思われる
が、次のような例外的な取扱いをする必要が生じる場合があるので、注意を要する。

すなわち、本邦に本籍がない大正以前の出生者又は本籍が明らか
でない者に係る犯歴票等は東京地方検察庁の本庁において保管され

ているが、外国人が日本国籍を取得した場合又は本籍が明らかでない者の本籍が判明した場合は、東京地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官から新たに犯歴票等を保管することとなった本籍地方検察庁の犯歴担当事務官に犯歴票等が送付される。この場合には、当然、本籍市区町村長に対して既決犯罪通知がなされていないので、犯歴票等の送付を受けたときは、新たに犯歴票等を保管することとなった本籍地方検察庁の犯歴担当事務官は、当該犯歴票に基づき既決犯罪通知書(乙)を作成し、これを本籍市区町村長に対して送付する。

規程には上記の取扱いについての規定はないが、このような取扱いは、規程第7条第4項及び第11条第3項の規定の趣旨にも合致するものと考えられる。

第4 非電算処理対象犯歴及び道交犯歴に係る犯歴事項の訂正通知(規程 第12条)

1 訂正事項の通報

犯歴担当事務官は、犯歴票等に記載されている犯歴事項について、
訂正すべき事項があると思料するときは

(1) 規程第7条第1項又は第9条第1項の規定により、既決犯罪通知
書(乙)又は既決犯罪通知書(丙)を作成した(切符原票をもって
既決犯罪通知書(丙)に代えた場合を含む。)犯歴担当事務官

(2) 規程第8条第1項、第10条第1項の規定により刑執行状況等通知
書(乙)を作成した犯歴担当事務官
に適宜の方法によりその旨を通報する。

通報すべき者について、規程は、訂正すべき事項があると思料する
犯歴担当事務官とされているが、これは、この通報に関する事務の一
元的運営を期する趣旨からであり、犯歴事務の適正な運営を図るため

には、担当者以外の職員も当然これに協力すべきことは、電算処理対象犯歴に係る犯歴事項の訂正通知の項等で記述したとおりである（第3章、8、(5) - 37ページ）。

2 犯歴票等を保管している本籍地方検察庁の犯歴担当事務官等に対する訂正通知

(1) 前記1の通報等により、犯歴票等の記載事項について訂正すべき事項を知った犯歴担当事務官が、規程第7条第1項若しくは第9条第1項の規定により既決犯罪通知書（乙）若しくは既決犯罪通知書（丙）を作成した犯歴担当事務官又は規程第8条第1項若しくは第10条第1項の規定により刑執行状況等通知書（乙）を作成した犯歴担当事務官であるときは、犯歴事項訂正通知書（乙）を作成し、これを犯歴票等を保管している本籍地方検察庁の犯歴担当事務官に送付して、その旨を速やかに通知する。

また、訂正すべき事項を知った犯歴担当事務官が、規程第7条第4項の規定により既決犯罪通知をした犯歴担当事務官又は規程第8条第4項の規定により刑の執行状況等の通知をした犯歴担当事務官であるときは、本籍市区町村長に対し、その旨を速やかに通知する。

(2) 犯歴担当事務官が犯歴票等の記載事項について訂正すべき事項のあることを知るのは、前記通報によるのに加え、自ら事務処理の過程において知るほか、他の官庁等からの通報による場合とが考えられる。

(3) 訂正すべき事項を「知った場合」とは、訂正すべき事項の存在を確認したときをいう。

したがって、訂正すべき事項の通報を受けて調査した結果、訂正すべきであることが確認されたときに、本籍地方検察庁の犯歴担当

事務官又は本籍市区町村長に対する通知義務が発生することとなる。

(4) 訂正すべき事項の通知及び通報は、正確を期するため、書面、メール又はファクシミリ通信により行うべきである。

3 犯歴票等の訂正

本籍地方検察庁において、犯歴票等に記載されている犯歴事項について訂正する場合の要領は、戸籍事項の場合のそれと同様である（第4章、第3、3 - 76ページ）。

第5章 犯歴の照会回答及び身上照会

第1 前科照会等（規程第13条第1項）

1 前科照会の方法等

(1) 檢察官又は検察事務官が、刑事事件について、他の検察庁の犯歴担当事務官に対し、特定の者について有罪の確定裁判を受けた事実の有無を照会する場合には、前科照会書によることとされている。

前科照会を受けた庁において、前科照会の有無等の事実を事後的に確認することができるようするため、前科照会に当たっては、前科照会書にその写し一部を添付することとされている。前科照会を受けた犯歴担当事務官は、前科照会書及びその写しの送付を受けた場合には、原本の前科回答書に所要の事項を記入するなどして回答するとともに、前科照会書写しの前科回答書部分に回答年月日、回答者及び前科の有無を記入して保存しなければならない。なお、この場合には、自庁保存用として前科調書等の写しを作成する必要はない。

前科照会について、捜査の都合等急速を要するときは、電話等適宜な方法により照会することができるが、この場合には、回答した犯歴担当事務官において、回答年月日、回答者、調査対象者、前科の有無及び照会者を帳簿等に記入して把握しなければならない。

自庁内において、検察官等がその庁の犯歴担当事務官に対し前科照会を行う場合にも、原則として、規程第13条第1項本文の規定に準じて、前科照会書に写しを添付して行い、犯歴担当事務官において、前科回答書写しを保存するなどして前科照会の有無等の事実を事後的に確認できるようにしなければならない（注）。

（注）平14.5.29刑続612号刑事局長通達「犯歴事務規程の一部を改正する訓令について」の記の1

（2）前科の照会先については

ア 電算処理対象犯歴に係る前科の調査は、地方検察庁の本庁において行われるので、地方検察庁以外の検察庁の検察官又は検察事務官がこの種犯歴に係る前科について照会する場合には、その検察庁の所在地（前科の照会をする検察官又は検察事務官が高等検察庁の支部に勤務するものであるときは、その支部の所在地）を管轄する地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官に対して行う

イ 非電算処理対象犯歴に係る前科の調査は、犯歴票等が本籍地方検察庁において保管されていることから、本籍地方検察庁において行われるので、本籍地方検察庁以外の検察庁の検察官又は検察事務官がこの種犯歴に係る前科について照会する場合には、本籍地方検察庁の犯歴担当事務官に対して行う

ウ 電算処理対象犯歴と非電算処理対象犯歴に係る前科を同時に調査する場合、すなわち、電算処理対象犯歴と同時に道交犯歴についても前科照会を行う場合には、電算処理対象犯歴に係る前科照会については前記アにより地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官に対し、道交犯歴に係る前科照会については前記イにより本籍地方検察庁の犯歴担当事務官に対しそれぞれ別個に行うこととされている（注）。

（注）運用通達の記の第2, 5, (1)

（3）前科照会は、本籍、氏名、生年月日によって行うので、これらは、正確に記載しなければならない。特に、電算処理対象犯歴については、身分事項がキーコードとなっているので、正確さが強く要求される。

(4) 前科照会の調査結果は、前科がある場合には、電算処理対象犯歴については、地方検察庁の本庁から前科回答書（前科照会書の下半分が回答書になっている。）に前科調書（甲）を添付して回答する。非電算処理対象犯歴及び道交犯歴については、本籍地方検察庁から前科回答書に前科調書（乙）、前科調書（丙）又は前科調書（丁）を添付して回答する。前科が発見されない場合は、前科回答書により「前科不見当」の旨を回答する。

(5) 調査対象者が非電算処理対象者であって、道交裁判の前科についても調査を必要とする場合には、前科照会書の余白に、特にその旨を明記して照会することとされている。

道交裁判の前科についても調査を要する旨が付記された照会に対しては、調査の結果、道交裁判の前科がある場合には、前科調書（丙）を作成することになるが、道交裁判以外の有罪の裁判に係る前科があるためその前科と共に道交裁判の前科をも含めて前科調書（乙）又は前科調書（丁）を作成したときには、前科調書（乙）又は前科調書（丁）の「(道路交通法、道路交通取締法、道路交通取締法施行令、道路交通取締令又は自動車の保管場所の確保等に関する法律違反の罪に係る裁判であって、罰金以下の刑に処し、又は刑を免除するものについては、調査を省略した。)」の文言を削除して回答する。

なお、道交裁判の前科について調査を要する場合には、違反の態様をも併せて照会することが多いが、照会に当たっては、単に、「要道交、態様明記」としないで、「平成〇年以降、要道交、態様明記」と調査を必要とする範囲をも付記すれば、照会を受けた庁における回答事務が一層迅速に行われることになるので、このような運用が望ましい。

(6) 道交法等違反の罪に係る裁判であっても、有罪の確定裁判が懲役刑に処せられたもの又は電算処理対象裁判と併合審理されて罰金以下の刑に処せられたものは、規程第2条第2号に規定する道交裁判に該当しないから、電算処理対象裁判として電子計算機により把握されることとなる。そのため、この犯歴について調査を必要とするときは、地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官に対して、電算処理対象犯歴について前科照会を行う必要があるので、注意を要する。

(7) 司法警察員等が行う被疑者等に係る前科照会及び裁判所が行う被告人等に係る前科照会の照会方法等については、刑事局長通知（注）により関係機関に対しその周知がなされている。

（注）昭59.5.14刑総379号法務省刑事局長発、警察庁刑事局長等宛て「前科照会等について」及び昭59.5.14刑総380号法務省刑事局長発、最高裁刑事局長宛て「前科照会等について」

2 行政官庁等からの前科照会

(1) 検察庁において電子計算機又は犯歴票等により犯歴を把握するには、裁判、検察事務の適正な運営に資するためであり、みだりにこれを他の目的のために使用すべきではなく、場合によっては人権上の問題をじゃっ起することも考えられる。

したがって、一般人からの照会に応すべきでないことはいうまでもないが、法令に基づき付与される資格が一定の前科を欠格事由とする場合に、これを取り扱う主務官庁から、資格付与の判断をする必要上前科照会があった場合でも、検察庁に対する当該照会が法令に根拠を有する場合を除き、原則として、これに応すべきではない（注）。

（注）1 昭32.12.25刑事21444号刑事局長通達「弁護士法第23条の2による前科照会等に関する回答について」

2 昭33検務実務家合同犯罪票事務関係2問答

3 昭56.4.14最高（三小）判（最民集35・3・620）（いわゆる政令指定

都市の区長が弁護士法23条の2に基づく照会に応じて前科及び犯罪経歴を報告したことが過失による公権力の違法な行使に当たるとされた事例)

前科及び犯罪経歴（以下「前科等」という。）は人の名誉、信用に直接に関わる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有するのであって、市区町村長が、本来選挙資格の調査のために作成保管する犯罪人名簿に記載されている前科等をみだりに漏えいしてはならないことはいうまでもないところである。前科等の有無が訴訟等の重要な争点となっていて、市区町村長に照会して回答を得るのでなければ他に立証方法がないような場合には、裁判所から前科等の照会を受けた市区町村長は、これに応じて前科等につき回答をすることができる、同様な場合に弁護士法23条の2に基づく照会に応じて報告することも許されないわけのものではないが、その取扱いには格別の慎重さが要求されるものといわなければならない。本件において、原審の適法に確定したところによれば、京都弁護士会が訴外A弁護士の申出により京都市伏見区役所に照会し、同市中京区長に回付された被上告人の前科等の照会文書には、照会を必要とする事由としては、右照会文書に添付されていたA弁護士の照会申出書に「中央労働委員会、京都地方裁判所に提出するため」とあったにすぎないというのであり、このような場合に、市区町村長が漫然と弁護士会の照会に応じ、犯罪の種類、軽重を問わず、前科等の全てを報告することは、公権力の違法な行使にあたると解するのが相当である。

4 行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めた「行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めた「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」は、刑事手続における個人情報の取扱いにも適用され、個人情報の目的外利用については、行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない旨規定している（同法第8条第1項）。ただし、次に該当すると認めるときなどは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができるが、個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用又は提供は制限される（同法第8条第2項）。

- (1) 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき（同法第8条第2項第2号）
- (2) 他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な

限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき（同法第8条第2項第3号）

(2) 行政官庁からの法令上の欠格事由の調査のための前科照会は、身分証明事務を行っている市区町村に対して行われるべきものと解される（注1）。

ただし、市区町村において把握していない法人及び外国人の前科照会については、行政官庁からの協力要請に基づき、できる限り協力することとしているので、注意を要する（注2）。

(注1) (1) 従前は、地方自治法第2条第3項第16号において、身分証明事務は、普通地方公共団体の固有の事務の一例として規定されていたが、平成12年の地方自治法の改正後は、地方公共団体の処理する事務のうち、法定受託事務以外のものは全て自治事務とされ、現在においても身分証明事務は、自治事務として市区町村の事務とされている（第3章、4、(1) の（注）2-23ページ）。

(2) 昭21.11.12内務省発地279号地方局長通達「犯罪人名簿の取扱について」、昭22.8.14内務省発地160号地方局長通達「犯罪人の身元証明について」及び昭34.10.19刑事21186号刑事局長回答「犯罪人名簿への登載事項について」

(3) 昭37.12.25刑事（総）1025号刑事局長通達「恩給法附則の改正に伴う前歴照会に対する回答について」

(注2) (1) 昭58.10.31刑総718号刑事局総務課長通知「貸金業の登録を受けようとする者に係る刑事事件確定記録の閲覧申請等に対する協力要請について」

(2) 昭61.4.30刑総356号刑事局総務課長通知「一般労働者派遣事業」の許可を受けようとする者又は特定労働者派遣事業の届出をする者に係る前科の照会等に対する協力要請について」

(3) 昭61.11.25刑総856号刑事局総務課長通知「投資顧問業の登録を受けようとする者に係る前科の照会に対する協力要請について」

(4) 昭63.10.19刑総887号刑事局総務課長通知「抵当証券業の登録等を受けようとする者に係る登録拒否事由に関する調査の協力要請について」

(5) 平4.6.22刑総546号刑事局総務課長通知「商品投資販売業の許可を受けようとする者に係る許可拒否事由に関する調査の協力要請について」

- (6) 平5. 6. 28刑総563号刑事局総務課長通知「特定債権等譲受業者及び小口債権販売業者の許可を受けようとする者に係る許可拒否事由に関する調査の協力要請について」
- (7) 平6. 2. 14刑総154号刑事局総務課長通知「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく前科照会及び刑事確定訴訟記録の閲覧・贈写に対する協力について」
- (8) 平7. 6. 16刑総568号刑事局総務課長通知「不動産特定共同事業者の許可を受けようとする者に係る欠格事由に関する調査の協力要請について」
- (9) 平10. 9. 17刑総1126号刑事局総務課長通知「特定目的会社の登録を受けようとする者に係る登録拒否事由に関する調査の協力要請について」
- (10) 平11. 2. 18刑総200号刑事局総務課長通知「債権回収業の許可を受けようとする者に係る許可欠格事由等に関する調査の協力依頼について」
- (11) 平11. 12. 21刑総1494号刑事局総務課長通知「一般労働者派遣事業の許可を受けようとする者又は特定労働者派遣事業の届出をする者に係る前科の照会等に対する協力要請について」
- (12) 平12. 4. 21刑総554号刑事局総務課長通知「一般労働者派遣事業の許可を受けようとする者又は特定労働者派遣事業の届出をする者に係る前科の照会等に対する協力要請について」
- (13) 平12. 10. 31刑総1257号刑事局総務課長通知「特例輸入者の承認を受けようとする者に係る承認欠格事由等に関する調査の協力要請について」
- (14) 平13. 3. 23刑総368号刑事局総務課長通知「酒類等の製造免許及び酒類の販売業免許を受けようとする者に係る免許欠格事由等に関する調査の協力要請について」
- (15) 平15. 2. 12刑総159号刑事局長通知「退去強制事由に該当する容疑者等に係る前科照会について」
- (16) 平15. 7. 10刑総808号刑事局総務課長通知「民間事業者による信書の送達に関する法律に係る欠格事由に関する調査の協力要請について」
- (17) 平15. 12. 24刑総1426号刑事局総務課長通知「酒類等の製造免許及び酒類の販売業免許を受けようとする者に係る免許欠格事由等に関する調査の協力要請について」
- (18) 平16. 3. 4刑総259号刑事局総務課長通知「一般労働者派遣事業の許可を受けようとする者又は特定労働者派遣事業の届出をする者に係る欠格事由の照会等に対する協力要請について」

- (19) 平17. 3. 1刑総259号刑事局総務課長通知「信託業法に定める免許を受けようとする者に係る欠格事由に関する照会に対する協力要請について」
- (20) 平17. 4. 5刑総542号刑事局総務課長通知「一般労働者派遣事業の許可を受けようとする者又は特定労働者派遣事業の届出をする者に係る欠格事由の照会等に対する協力要請について」
- (21) 平17. 10. 14刑総1317号刑事局総務課長通知「一般労働者派遣事業の許可を受けようとする者又は特定労働者派遣事業の届出をする者に係る欠格事由の照会等に対する協力要請について」
- (22) 平18. 3. 6刑総266号刑事局総務課長通知「産業廃棄物処理業の許可を受けようとする者等に係る刑事事件確定記録の閲覧申請等に対する協力要請について」
- (23) 平18. 3. 31刑総491号刑事局総務課長通知「出入国管理及び難民認定法第2条の2に規定する在留資格「永住者」及び「定住者」の資格適合審査に関する協力要請について」
- (24) 平18. 5. 30刑総750号刑事局総務課長通知「少額短期保険業の登録を受けようとする者に係る登録拒否事由等に関する照会に対する協力要請について」
- (25) 平18. 8. 17刑総1120号刑事局総務課長通知「使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく認定、登録又は許可を受けようとする者に係る欠格要件の照会及び刑事事件確定記録の閲覧申請に対する協力要請について」
- (26) 平18. 12. 15刑総1623号刑事局総務課長通知「少額短期保険業の登録を受けようとする者に係る登録拒否事由等に関する照会に対する協力要請について」
- (27) 平19. 3. 7刑総342号刑事局総務課長通知「民間紛争解決手続の業務の認証を受けようとする者に係る認証欠格事由に関する調査の協力依頼について」
- (28) 平19. 9. 28刑総1315号刑事局総務課長通知「金融商品取引業の登録、金融商品取引業者の主要株主となった者の届出若しくは金融商品仲介業の登録又は認定投資者保護団体の認定に関する調査の協力要請について」
- (29) 平22. 1. 5刑総 5号刑事局総務課長通知「貸金業務取扱主任者の登録を受けようとする者等に係る登録拒否事由に関する調査の協力要請について」
- (30) 平22. 3. 2刑総309号刑事局総務課長通知「第三者型発行者及び資金移動業者の登録を受けようとする者に係る登録拒否事由に関する調査の協力要請について」

- (31) 平22. 3. 30刑総505号刑事局総務課長通知「信用格付業の登録を受けようとする者に係る登録拒否事由に関する調査の協力要請について」
- (32) 平22. 4. 2刑総535号刑事局総務課長通知「製造たばこ小売販売業の許可を受けている者に係る許可取消事由等に関する調査の協力要請について」
- (33) 平23. 9. 30刑総1118号刑事局総務課長通知「特定保険業の認可申請者の認可拒否事由に関する照会等に係る協力要請について」
- (34) 平25. 6. 11刑総800号刑事局総務課長通知「再資源化事業計画の認定を受けようとする者に係る欠格事由に関する照会等に対する協力要請について」
- (35) 平25. 12. 4刑総1536号刑事局総務課長通知「認定を受けようとする特定警備計画の申請者及び特定警備事業者並びに特定警備に従事する者の確認を受けようとする者に係る欠格事由に関する照会等に対する協力要請について」
- (36) 平27. 10. 5刑総1218号刑事局総務課長通知「労働者派遣事業を行う者に係る欠格事由の照会等に対する協力要請について」
- (37) 平27. 11. 24刑総1431号刑事局総務課長通知「出入国管理及び難民認定法に規定する在留資格「永住者」及び「定住者」の入国・在留審査における前科照会について」
- (38) 平28. 3. 14刑総327号刑事局総務課長通知「許認可等に係る法人及び外国人の欠格事由の照会に関する協力要請について」
- (39) 平28. 3. 14刑総329号刑事局総務課長通知「特定遊興飲食店営業の許可に係る欠格事由の照会に関する協力要請について」
- (40) 平29. 3. 22刑総334号刑事局総務課長通知「仮想通貨交換業者の登録を受けようとする者に係る登録拒否事由に関する調査の協力要請について」
- (41) 平29. 5. 15刑総569号刑事局総務課長通知「技能実習計画の認定又は監理団体の許可を受けようとする者等に係る欠格事由の照会等に対する協力要請について」
- (42) 平29. 8. 7刑総901号刑事局総務課長通知「職業紹介事業の許可を受けようとする者等に係る欠格事由の照会に対する協力要請について」
- (43) 平29. 8. 7刑総904号刑事局総務課長通知「適格機関投資家等特例業務の届出等に関する調査の協力要請について」

(3) 市区町村においては、備付けの犯罪人名簿（注1）により回答することとなるが、市区町村に対しては道交裁判についての既決犯罪

通知がなされていないので、必要がある場合は、検察庁に照会した上で回答することとなる（注2）。

なお、市区町村からこの照会を受けた検察庁では、市区町村備付けの犯罪人名簿の整備に協力する趣旨で回答するものである。

（注1）大6. 4. 12内務省訓令1「市町村長ヲシテ本籍人ノ犯罪人名簿ヲ整備シ及転籍ニ関スル通知ヲ為サシムル件」

（注2）もっとも、欠格事由が、特定の罪に係る有罪の確定裁判に限定されている場合、例えば、電波法第5条第3項は、電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に対しては、無線局の免許を与えないことができると規定していることから、無線局の免許に関して照会があったような場合には、市区町村限りで回答ができることになる。したがって、市区町村に照会があったもの全部について、市区町村から検察庁に照会されるわけではない。

なお、人の資格制限に関する法令については、法務省保護局恩赦課編「資格制限法令ハンドブック」のほか、富永康雄著「五訂版前科登録と犯歴事務」257ページ以下に詳細に分類して掲載されている。

3 刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者についての行政官庁からの法令上の欠格事由の調査のための前科照会に対する回答に当たっての留意点

行政官庁からの法令上の欠格事由の調査のための前科照会のうち、市区町村において把握していない外国人の前科照会については、行政官庁からの協力要請に基づき、できる限り協力することとしているところ、外国人も、刑の一部の執行猶予の言渡しを受ける場合があることから、外国人の前科照会に対して回答する場合には、以下の点に留意する必要がある。

(1) 「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」の有無について照会がなされた場合

現行法令上、「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで

又はその執行を受けることがなくなるまで」の間を欠格事由とする規定があるところ、この類型の規定は、禁錮以上の刑に処せられた者のうち、実刑の執行中の者については「その執行を終わるまで」の者に、猶予期間中の者については「その執行を受けることがなくなるまで」の者にそれぞれ該当するとして、いずれも資格制限の対象とされるものである。

そして、一部執行猶予刑の場合、実刑部分の期間の執行中の者は「その執行を終わるまで」の者に、猶予期間中の者は「その執行を受けることがなくなるまで」の者にそれぞれ該当し、いずれについても資格制限の対象とされることとなることから、回答に当たっては、この点に留意する必要がある。

なお、「(刑の執行猶予中の者を除く。)」とする規定例も存するところ、これについては、執行猶予中の者を資格制限の対象外とするものであるが、一部執行猶予刑の場合、猶予期間中の者は「刑の執行猶予中の者」に該当することから、一部執行猶予刑の猶予期間中の者は資格制限の対象外とされることとなるため、留意が必要である。

(2) 「禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から〇年を経過しない者」の有無について照会がなされた場合

この類型の規定は、禁錮以上の刑に処せられた者について、上記(1)の類型に加えて、「刑の執行を終わった日」又は「刑の執行を受けることがなくなった日」から〇年間の付加期間中、更に資格を制限するものである。

そして、一部執行猶予刑の場合、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過した者については、実刑部

分の期間の執行を終わった日等に遡ってその時点から〇年間、資格制限の対象とされることとなることから、回答に当たっては、この点に留意が必要である。

(3) 「〇年以上の懲役又は禁錮に処せられた者」の有無について照会がなされた場合

この類型の規定は、一定の期間を超える刑期の自由刑の言渡しを受けた者について、資格を制限するものである。

そして、一部執行猶予刑の場合、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなくその猶予の期間が満了したときは、実刑部分の期間を刑期とする懲役又は禁錮に減輕され、その結果、資格制限の対象とならない刑となることもあり得る。

例えば、「2年以上の懲役又は禁錮に処せられた者」の有無について照会がなされ、その対象者の中に、「懲役2年6月、うち1年につき3年間執行猶予」という刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者がいた場合において、執行猶予の言渡しを取り消されることなくその猶予の期間を経過したときは、実刑部分の期間、設例でいえば1年6月を刑期とする懲役に減輕され、その結果、資格制限の対象とならない刑となるため、回答に当たっては、十分な留意が必要である。

第2 前科調書（規程第13条第2項）

1 前科調書

(1) 前科調書は、検察事務官が作成する前科の調査結果の報告書である。前科調書の作成名義は、電子計算機により出力された前科調書（甲）については、地方検察庁本庁の犯歴担当事務官であり、犯歴票等に基づき作成される前科調書（乙）、前科調書（丙）及び前科

調書（丁）については、本籍地方検察庁の犯歴担当事務官である（注）。

ただし、急速を要する場合において、地方検察庁の本庁からメール等により前科調書（甲）の送付を受けた支部等にあっては、その作成名義を支部等の犯歴担当事務官としても差し支えないであろう。

なお、前科調書は、原則的には電子計算機より出力されたもの又は犯歴票等に基づいて作成されたものであるが、場合によっては、裁判書原本又は訴訟記録中に編てつされている前科調書等によって作成しても差し支えない。

（注）昭40検務実務家会同犯歴事務関係9問答参照

（2）犯歴担当事務官が、特定の者が有罪の裁判を受けた事実を明らかにする書面を作成する場合には、前科調書（甲）、前科調書（乙）、前科調書（丙）又は前科調書（丁）による。

前科調書（甲）は電算処理対象犯歴に係る前科照会に、前科調書（乙）は非電算処理対象犯歴（道交犯歴を除く。）に係る前科照会に、前科調書（丙）は道交犯歴に係る前科照会に、前科調書（丁）は犯歴票の写しを添付することとなるときに、それぞれ作成することとされている（注）。

（注）運用通達の記の第2, 5, (2)

（3）前科調書に記載する前科は、特定の者に係る全ての有罪の確定裁判である。

しかし、前科調書を必要とする理由によっては、例えば、刑の執行猶予の言渡しの取消しを請求する場合において、執行を猶予された刑と当該執行猶予の言渡しの取消原因刑とを記載すれば足りるようなときは、確定裁判の一部のみを記載して差し支えない。

（4）前科調書を作成するに当たっては、電子計算機により把握されていたものだからとして盲信したり、単に犯歴票等から機械的に転記したりするのではなく、内容に誤りがないかどうか、記載されている事項に矛盾はないかどうか等を細に点検し、正確を期さなければならない。

前科調書（甲）の印字は勝手に訂正・補正することは認められないから、訂正・補正の必要がある場合は、戸籍事項訂正又は犯歴事項訂正の手続を行うこととなる。

2 前科調書（甲）の作成

（1）前科調書（甲）は、電子計算機から出力されるものであり、記載されている内容は、データを入力する際及び更新処理の際にチェックされているので、その内容は間違いがないはずであるが、前科調書（甲）に印字された者の氏名、生年月日及び本籍地の表示と照会に係る者のそれらとが一致するか否か、及び犯歴事項の内容に誤りや矛盾がないかどうかを点検・確認した上で、署名押印を行うべきである。

（2）照会に係る者と氏名コード及び生年月日は一致するが本籍地表示が異なるなどのいわゆる類似者については、前科調書（甲）に印字された者と照会に係る者とが同一人であるか否かについて対査・点検し、その結果、同一人と特定し難い場合には、いわゆる認証をせず、氏名欄に赤色で「類似者」と表示するとともに、前科調書（甲）の身分事項中照会に係る者の身分事項と異なる部分を赤色で囲むなどして相違点を明らかにする（注1）。

また、前科調書（甲）が、例えば、本籍地A、生年月日〇年〇月〇日、氏名乙山丙男という者について電子計算機から出力された前科調書（甲）に印字された前科が検察庁において犯歴として把握

されているという事実の報告書であることに鑑みれば、前科調書（甲）の印字の訂正や補正は、原則として認められない。したがって、その訂正等の必要はあるが訂正のための更新入力手続をとるいとまがないような場合で、特にその相違について説明を要するときは、戸籍謄本を添付し、あるいは、別途、相違事実についての報告書を作成添付する等の方法を考慮することになろう（注2）。なお、このような場合には、直ちに、電子計算機によって把握されている当該事項についての訂正手続をとる必要があることはいうまでもない。

（注1）昭57.3.5刑総163号刑事局総務課長通達「電算化犯歴に係る類似者の前科調書（丙）の取扱いについて」。（なお、通達中の「前科調書（丙）」は、現行の「前科調書（甲）」に相当するものである。）

（注2）昭53検務実務家会同犯歴事務関係1問答（なお、問中の「前科調書（丙）」は、現行の「前科調書（甲）」に相当するものである。）

3 前科調書（乙）及び前科調書（丙）の作成

（1）前科調書（乙）及び前科調書（丙）は、犯歴票等に基づき作成する。

作成上注意すべき事項は、次のとおりである。

ア 氏名、生年月日、本籍（国籍）の各欄

（ア）氏名、生年月日、本籍（国籍）は、人の特定上必要な事項であるから、正確に記載しなければならない。文字は、楷書で、丁寧に書き、数字は、誤読されないように特に注意して、正確に記載しなければならない。また、生年月日は、日本人については元号表記によることとされているので、前科調書の様式に元号が印刷されていないからといって、西暦による表記は許されないから注意を要する。

（イ）作成の際、転籍していることが判明しているときは、新本籍

を記載し、犯歴票を訂正する（犯歴票等を保管することとなる本籍地方検察庁の変更については、第4章、第3、5-78ページ参照）。

イ 裁判・確定・刑終了の日等欄（裁判・確定欄）

（ア）年月日の記載要領は、生年月日のそれと同様である。

（イ）仮釈放期間満了により刑の執行が終了している場合には、仮釈放の日も記載する。

（ウ）1個の裁判で2個以上の刑が言い渡されている場合には、各刑ごとに刑終了日を記載する。

ウ 罪名欄

罪名が複数あるときは、全て記載し、「窃盗等」などと略記してはならない。

エ 刑名・刑期・金額等欄（刑名・刑期欄）

数字は、誤読されないように特に注意して、正確に記載しなければならない。

執行猶予の言渡しの裁判がなされているのに執行猶予期間の記載を脱落したり、保護観察に付されているのに該当文字の囲み（付保護観察）を脱落したりすれば、不当な結果を生ぜしめるおそれがあるので、特に注意を要する。

刑の一部の執行猶予が言い渡された場合は、「〇年〇月につき」として、執行が猶予された部分の期間も記載する。

オ 恩赦事項・その他欄

この欄に記載すべき主な事項は、恩赦事項のほか、次のとおりである。

（ア）刑執行猶予言渡し取消決定の日、取消し裁判所、取消決定確定の日

- (イ) 犯行時少年の場合は、その年齢
- (ウ) 公民権停止・不停止の別、停止期間
- (エ) 保護観察付き執行猶予にあっては、保護観察の仮解除、その取消しの日
- (オ) 仮釈放中の刑については、保護観察の停止、その解除・取消しの日
- (カ) 仮釈放取消しの日、仮釈放取消しによる残刑執行の始期
- (キ) 補導処分に付された者にあっては、その終了の日

カ 態 様 欄

この欄には、違反態様（例えば「酒酔い」、「無免許」等）を記載する（注）。

（注）昭48. 6. 25刑総379号刑事局長通達「事件事務規程及び犯歴事務規程の一部を改正する訓令の運用について」の記の三、3

- (2) 前科調書は、前述のとおり検察事務官の作成する報告書であるから、前科調書（乙）、前科調書（丙）又は前科調書（丁）を作成した場合には、これに署名押印しなければならない（刑事訴訟規則第58条第1項）。

また、文字を加え、削り、又は欄外に記入したときは、その範囲を明らかにして、訂正した部分に認印し（同規則第59条）、犯数が多いため継続用紙を使用した場合には、毎葉ごとに契印しなければならない（同規則第58条第3項）。

4 前科調書（丁）の作成

- (1) 前科調書（丁）は、事務の能率化を図る見地から、犯歴票を複写して添付する取扱いとなっている。
- (2) 前科調書は、裁判所に提出されたり、警察等へ送付されたりするため、犯歴票の記載が乱雑であったり、記載事項が加除訂正等によ

り判然としないため誤読されるおそれがあるような場合には、前科調書（乙）を改めて作成すべきである（注）。

（注）昭49. 12. 26刑総755号刑事局総務課長通達「前科調書の作成等について」の記の三（なお、通達中の「前科調書（乙）」は現行の「前科調書（丁）」に、「前科調書（甲）」は現行の「前科調書（乙）」に相当するものである。）

5 刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた場合における前科調書（甲）及び前科調書（乙）の読み方について

- (1) 刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなくその猶予の期間を経過したときは、実刑部分の期間を刑期とする懲役又は禁錮に減輕され、実刑部分の期間の執行を終わった日等において、刑の執行を受け終ったものとすることとされた（刑法第27条の7）。

刑の全部の執行猶予と同様に、刑の一部の執行猶予についてもその猶予の期間を満了した旨の通知が検察庁に対してなされることはないため、猶予の期間の経過の有無が直接前科調書に記載されることはないものの、前科調書の記載内容を確認することによって、猶予の期間を経過したか否かを判断することが可能である。

すなわち、前科調書上、「実刑部分の期間の執行終了の日」及び「一部執行猶予期間の起算日」の記載があり、「執行猶予取消確定の日」の記載がない場合において、「一部執行猶予期間の起算日」から起算して猶予の期間を経過したときは、その猶予の期間を経過したものとして取り扱うこととなる。

他方、前科調書上、「実刑部分の期間の執行終了の日」が記載されていながら、「一部執行猶予期間の起算日」が記載されていない場合は、実刑部分の期間の執行終了後に引き続き他刑が執行されるなどの事由により、猶予の期間が起算されていないため、猶予の期間を経過したとは認められない。また、「実刑部分の期間の執行終了の日」の記載があり、「執行猶予取消確定の日」が記載されてい

る場合は、執行猶予の言渡しが取り消されているので、猶予の期間を経過したとは認められない。

(2) なお、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなくその猶予の期間を経過した場合、前科調書上の「実刑部分の期間の執行終了の日」がその刑の執行終了の日となる。この場合、「刑執行終了の日」は空欄となるが、その理由は、仮に「刑執行終了の日」に「実刑部分の期間の執行終了の日」と同じ日を記載することとすると、前述のように、猶予の期間を満了した旨の通知が検察庁に対してなされることはないと、再犯等を犯した者でない者についても、猶予の期間を経過したかどうかを常に把握しなければならないからである。そのため、あえて「刑執行終了の日」に「実刑部分の期間の執行終了の日」と同じ日を記載していないので、留意されたい。

第3 身上照会（規程第14条）

- 1 検察官又は検察事務官が、市区町村長に対し、身分関係の照会を書面する場合には、身上調査照会書により行う。
- 2 身上調査照会書には、「戸籍筆頭者氏名」の不動文字が印刷されているので、戸籍筆頭者が判明しているときは、その氏名を当該箇所に必ず記載する必要がある。市区町村においては、この照会を受けた場合、戸籍筆頭者の氏名により戸籍簿を調査するからである。また、照会庁の所在地、郵便番号も必ず記載する。
- 3 回答書の本籍欄が、「現」、「旧」の2欄になっているのは、本籍地方検察庁においては転籍の事実を知らない場合が多いので、転籍している場合、新本籍地を管轄する地方検察庁に前科照会をしても、前科なし、あるいは転籍後の前科のみが回答されるおそれがある。このよ

うな場合に、旧本籍が分かっていれば、再度旧本籍地を管轄する地方検察庁に照会することが可能だからである（なお、この場合、旧本籍地を管轄する地方検察庁から前科がある旨回答があったときは、同地方検察庁に対し、規程第11条第1項に規定する通報をする。）。

4 身上調査照会書による回答事項は、本籍、氏名、生年月日を始めとして数多くの事項にわたっているので、市区町村の事務の軽減を図るために、「破産の有無」欄以外の各欄の記入を省略し、これに代えて「戸籍簿及び住民登録の通知に基づく家族」欄に「別紙戸籍及び戸籍の附票の写しのとおり」と記載し、認証文を省略した当該戸籍謄本及び戸籍の附票の写しを添付する取扱いとされている（注1）。

また、身分関係の照会をする場合、家族関係を照会する必要がないものについては、身上調査照会書の「家族」欄を削除した上で照会することとされている（注2）。

（注1）昭44.5.20刑事（総）405号刑事局総務課長通達「身上調査照会書（犯歴事務規程様式20号）回答欄の取扱いについて」

（注2）昭49.5.1刑総265号刑事局総務課長通達「市区町村長に対する身上関係の照会事項について」

第6章 とん刑者等の把握のための特別手続

第1 とん刑者等の把握（規程第15条）

1 とん刑者等

(1) 規程においては、別表第3の第1欄に掲げる者であつて所在不明となったものを、「とん刑者等」として電子計算機又はとん刑者等カード等により把握し、これらの者の所在発見に資することとしている。

とん刑者等として把握されるものの範囲は、有罪の確定裁判を受けた者のうち罰金以上の刑の執行を受け終わっていない者（刑の全部の執行を猶予されている者並びに刑の一部の執行を猶予された者であつて、執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を受け終わつたもの及びその執行を受けることがなくなったものを除く。）及び被告人その他検察庁においてその所在を把握する必要がある者であつて、その所在が不明となったもの（以下前者を「とん刑者」、後者を「逃亡者等」という。）と定めている。その結果、受刑中に刑事施設から逃亡した者のほか、あらゆる事件の被告人、被疑者、参考人又は追徴金未納者等でその所在が不明となったものも逃亡者等として把握の対象とされている。

しかしながら、被告人その他検察庁においてその所在を把握する必要がある者であつて、その所在が不明となったものについて、電子計算機によりこれを把握する必要性を十分吟味することなく、これらの者をとん刑者等として把握する手続をとった場合には、そのための事務量が膨大となり、事務の円滑な処理に支障を来すおそれがあるので、その必要性の判断には慎重を期し、適切な運用を図る

必要がある（注）。

（注）運用通達の記の第2, 7, (1)

別表第3（第15条、第17条関係）

第 1	第 2	第 3
1 次の各号に掲げる裁判により罰金以上の刑に処せられた者であつて、その執行を受け終わっていないもの（刑の全部の執行を猶予されている者並びに刑の一部の執行を猶予された者であつて、執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を受け終わつたもの及びその執行を受けることがなくなったものを除く。）	(1) 電算処理対象裁判 とん刑者通知書（甲）（様式第42号） とん刑者通知書（乙）（様式第43号） (2) 非電算処理対象者に対する裁判 とん刑者等カード（1）（様式第44号） とん刑者等カード（2）（様式第45号） (3) 非電算処理対象者でない者に対する道交裁判 道交とん刑者等通知書（甲）（様式第46号） 外国人道交とん刑者等通知書（甲）（様式第46号の2） 道交とん刑者等通知書（乙）（様式第47号） 外国人道交とん刑者等通知書（乙）（様式第47号の2）	とん刑者解除通知書（甲）（様式第42号） とん刑者解除通知書（乙の1）（様式第43号） とん刑者等解除通知書（乙の2）（様式第48号） 道交とん刑者等解除通知書（甲）（様式第49号） 道交とん刑者等解除通知書（乙）（様式第50号）
2 次の各号に掲げる者であつて、犯歴担当事務官の属する検察庁に対応する裁判所に係属している事件の被告人その他検察庁においてその所在を把握する必要があるもの		

(1) 非電算処理対象でない者	道交とん刑者等通知書 (甲) (様式第46号) 外国人道交とん刑者等通知書 (甲) (様式第46号の2) 道交とん刑者等通知書 (乙) (様式第47号) 外国人道交とん刑者等通知書 (乙) (様式第47号の2)	道交とん刑者等解除通知書 (甲) (様式第49号) 道交とん刑者等解除通知書 (乙) (様式第50号)
(2) 非電算処理対象者	とん刑者等カード (1) (様式第44号) とん刑者等カード (2) (様式第45号)	とん刑者等解除通知書 (乙) (2) (様式第48号)

- (2) 「刑の執行を受け終わっていない者」、いわゆる「とん刑者」とは、刑の執行に関して検察庁において行うべきものとされている手続の全部が完了していない者をいう。したがって、自由刑に関し、執行延期中の者又は刑執行停止中の者、罰金の一部を納付したのみの者等はこれに含まれるが、受刑中逃亡した者、仮釈放中に保護観察が停止された者等は「逃亡者等」である。
- (3) 「所在不明になったとき」とは、捜査を尽くしても所在が判明せず、なお所在発見の見込みのないときをいうが、事案に応じて彈力的に運用することが望ましい。
- (4) とん刑者通知書等を作成するのは、犯歴担当事務官であるが、実際にこの事務を分担するのは、自由刑とん刑者であれば執行担当、徴収金未納者であれば徴収担当、保釈取消しによる未収容者であれば令状担当ということになるであろう。
- (5) とん刑者通知書等を作成した場合には、二重登録を防止するとともに、所在発見等の事由による当該とん刑者等発見・解除通知を円滑にするため、とん刑者通知書等を作成した旨及びその作成年月日を検察システムにより適宜把握しておく必要がある。

2 とん刑者等の把握方法

(1) とん刑者等を把握する方法は、電子計算機に入力することができない非電算処理対象者（規程第2条第2号）に該当するとん刑者及び逃亡者等は、本籍地方検察庁においてとん刑者等カード等を保管することにより把握することとされているが、それ以外のとん刑者及び逃亡者等は、電子計算機と本籍地方検察庁で保管するとん刑者通知書（乙）等により二元的に把握することとされている。電子計算機に入力することにより、全国的規模による的確な把握と迅速な発見に資することができる。

ア 電子計算機及びとん刑者通知書（乙）等により二元的に把握されるものは、次のとおりである。

- (ア) 電算処理対象裁判を受けたとん刑者
- (イ) 道交裁判を受けた非電算処理対象者に該当しないとん刑者
- (ウ) 非電算処理対象者に該当しない逃亡者等

イ、とん刑者等カードにより把握されるものは、次のとおりである。

- (ア) 非電算処理対象者であるとん刑者
- (イ) 非電算処理対象者である逃亡者等

(2) 電子計算機により把握されるとん刑者等は、必ずしも犯歴を有する者に限定されない。したがって、参考人、追徴金未納者等も、とん刑者等として把握する対象となるが、これらの者については前科調書（甲）の「逃亡者等」欄の「区分」欄に参考人等のコード番号「4」が表示されることとなっているので、区分欄の表示に特に留意し、被疑者、被告人と誤認して取り扱うことのないよう十分注意する必要がある（注）。

（注）運用通達の記の第2, 7, (1)

3 とん刑者等通知

- (1) 犯歴担当事務官は、規程別表第3の第1欄に掲げるとん刑者等があることを知ったときは、同表の第2欄に掲げる通知書等を作成する。ただし、とん刑者等に係る本籍地方検察庁の犯歴担当事務官にあっては、同一人について既に保管中のとん刑者等カードがあるときは、新たなとん刑者等カードの作成に代えて、保管中のとん刑者等カードに所定の事項を記入する。

「知ったとき」とは、とん刑者等が所在不明となった事実を確認したときである。

なお、自由刑又は徵収金の裁判執行指揮の嘱託又は転嘱を受けた検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官が、その嘱託又は転嘱に係る者が所在不明となったと思料したときは、その犯歴担当事務官において、直ちに、規程第3条第1項の執行指揮検察官にその旨を通報し、通報を受けた執行指揮検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官において、その者が所在不明となったか否かを確認し、規程第15条第1項の手続をすることとなる（注）。

（注）運用通達の記の第2、7、（4）

- (2) 地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官は、とん刑者通知書（甲）、道交とん刑者等通知書（甲）若しくは外国人道交とん刑者等通知書（甲）（以下「とん刑者等通知書（甲）」という。）を作成したときは又は他の検察庁からその送付を受けたときは、電子計算機により当該とん刑者等を把握するための入力手続をする。
- (3) 地方検察庁の本庁以外の検察庁の犯歴担当事務官は、とん刑者等通知書（甲）を作成したときは、これを所在地地方検察庁の犯歴担当事務官に送付する。
- (4) 本籍地方検察庁の犯歴担当事務官は、とん刑者通知書（乙）、道

交とん刑者等通知書（乙）、外国人道交とん刑者等通知書（乙）若しくはとん刑者等カード（以下「とん刑者等通知書（乙）」という。）を作成したとき又は他の検察庁からその送付を受けたときは、これらを犯歴票等と共にそれぞれ規程第7条第5項の例に準じて保管する。

- (5) 本籍地方検察庁以外の検察庁の犯歴担当事務官は、とん刑者等通知書（乙）を作成したときは、これを本籍地方検察庁の犯歴担当事務官に送付する。
- (6) とん刑者等の通知は、前記以外にも、外務省における旅券発給事務の迅速、適正な処理に協力し、併せて検察庁におけるいわゆるとん刑者及び逃亡被告人の発見に資するため、執行指揮検察官の属する検察庁等から法務省刑事局（国際課長）を通じ外務省に通知することとされている（注）。

- （注）1 昭58.12.20刑総874号刑事局長通達「いわゆるとん刑者等の通知について」
2 平7.11.22法務省刑国529号刑事局長通達（上記1の一部改正に関するもの）

第2 とん刑者等に係る戸籍事項及び犯歴事項の訂正（規程第16条）

犯歴担当事務官は、とん刑者等として電子計算機又はとん刑者等カード等により把握されている者の戸籍事項について、訂正すべき事項があることを知ったときは、規程第5条及び第11条に定める電算処理対象裁判に係る者、非電算処理対象者又は道交裁判に係る者の戸籍事項の訂正手続に準じた手続を行い、犯歴事項について訂正すべき事項があることを知ったときは、規程第12条に定める犯歴票等に記載されている犯歴事項の訂正手続に準じた手続を行うこととされている。

規程第6条が準用されていないが、これは、とん刑者の場合は、その前

提となる犯歴が電子計算機により把握されており、規程第6条による手続が行われれば、重ねて訂正の手続を行う必要がないからである。

第3 とん刑者等の発見・解除通知（規程第17条）

1 とん刑者等の発見通知

- (1) 犯歴担当事務官は、とん刑者等の所在を知ったときは、直ちに、とん刑者等発見通知書を作成し、これを規程第15条の規定によりとん刑者等通知書（甲）及びとん刑者等通知書（乙）を作成した犯歴担当事務官（以下「通知庁犯歴担当事務官」という。）に対し送付して、その旨を通知する。
- (2) この通知をなすべき者は、とん刑者等の所在を知った犯歴担当事務官であるが、「所在を知った」とは、当該とん刑者等の所在を確実に把握したことである。

所在発見の手懸かりを得た場合には、通知庁犯歴担当事務官に対し、適宜の方法によりその旨を通報すべきである。例えば、前科照会を受理し、調査のため犯歴票を検索中にとん刑者カードを発見したような場合には、犯歴担当事務官は、所在発見の手懸かりを得たものとしてその旨の通報をしなければならない。

また、既決犯罪通知又は刑執行状況等に関する通知を受けた場合も同様である。

この場合、とん刑者発見通知書の備考欄には、「〇月〇日〇〇〇〇検察庁から前科照会（既決犯罪通知）あり」と記載し、既決犯罪通知又は刑の執行状況等に関する通知であれば、その内容をも簡単に付記する。一方、前科回答書には、とん刑者である旨及びとん刑者発見通知済みである旨を記載する。

- (3) とん刑者発見通知書の備考欄には、前記のとおり、所在発見又は

所在発見の手懸かりを得た経緯を記載するほか、とん刑者カード（甲）の備考欄に記載されている事件番号をも記載する。

2 とん刑者等の解除通知

- (1) 通知庁犯歴担当事務官は、当該通知に係るとん刑者等につき、所在発見、時効完成等の事由（規程別表第3の第1欄に掲げる者であって、その者に関する規程第3条第1項、第7条第1項又は第9条第1項に規定する手続がなされているものの死亡を除く。）によりその把握をする必要がなくなったことを知ったときは、規程別表第3の第3欄に掲げる通知書を作成し、とん刑者等として把握するため電子計算機への入力手続をした所在地地方検察庁の犯歴担当事務官及びとん刑者等カード等により把握している本籍地方検察庁の犯歴担当事務官に対し送付して、とん刑者等として把握をする必要がなくなったことを通知する。
- (2) とん刑者等として把握する必要がなくなる事由としては、(1)に掲げる事由のほか、大赦、公訴取消し、不起訴処分等がある。
- (3) とん刑者等として把握する必要がなくなったときは、速やかにとん刑者等解除通知をする。刑の執行指揮あるいは執行不能決定をした場合には、とかくこの通知を失念しがちであるが、この通知がなされない限り、電子計算機に入力されているデータはいつまでも抹消されないし、また、不要のとん刑者等カード等が長期間保管されることとなり、ひいては犯歴事務の円滑な運用に支障を来すおそれがあるので、この通知の励行に努める必要がある。
- (4) 地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官は、電子計算機により把握されているとん刑者等に係るとん刑者解除通知書（甲）若しくは道交とん刑者等解除通知書（甲）を作成したとき又は他の検察庁の犯歴担当事務官からその送付を受けたときは、その通知に係る者をとん

刑者等として電子計算機により把握するために必要とされた事項のうち、把握をする必要がなくなった事項を抹消する手続をする。

(5) 本籍地方検察庁の犯歴担当事務官は、その庁の保管に係るとん刑者等通知書（乙）について、その保管の必要がなくなったときは、これを適宜廃棄する。

とん刑者等発見通知をしただけでは、保管の必要がなくなったことにはならないから廃棄することはできない。必ずとん刑者等解除通知を受理してから廃棄する。

第7章 犯歴の抹消

第1 犯歴の抹消（規程第18条）

昭和59年に行われた犯歴事務規程の全部改正により、犯歴の抹消手続が新たに規定された。これは、犯歴の把握は原則として生存者のものとすることとしたことによるものである。死亡者の犯歴が必要な場合も考えられるが、これまでに死亡者の犯歴を必要とした事例はまれであり、電子計算機の犯歴マスターファイルから抹消し、あるいは犯歴票等を廃棄したとしても、裁判書原本が一定期間保存されているので、これによって対応することが可能であると考えられたからである。

第2 犯歴の抹消の時期

犯歴の抹消の手続をとる時期は、電子計算機又は犯歴票等により把握されている有罪の裁判を受けた者が死亡したときである。

犯歴の抹消の手続がとられると、電算処理対象犯歴については、最高検察庁においてこれを犯歴マスターファイルから抹消し、別途、死亡者犯歴として把握することとされている（注1）。犯歴票等については、犯歴を有する者が死亡した年の翌年の1月1日から起算して1年を超えたときは、廃棄して差し支えないとされている（注2）。

なお、犯歴票等により把握している犯歴を有する者が死亡したことを知ったときは、その者に係る犯歴票等の表面の適宜の箇所に「死亡、〇年〇月〇日」と朱書する等の表示をして別途保管することとし、その者に対する前科照会があったときには、回答書に死亡の事実、その年月日を付記する。

（注1）平12.9.29刑総1153号刑事局長通達「死亡者に係る犯歴データの取扱い

について」
 (注2) 1 運用通達の記の第2, 8
 2 昭53検務実務家会同犯歴事務関係3問答

第3 犯歴の抹消の手続

- (1) 犯歴担当事務官は、有罪の確定裁判を受けた者が死亡したことを知ったときは、次の手続をする。
- ア その裁判が電算処理対象裁判であるときは、死亡通知書（甲）及びデータ・シート（死亡）又は外国人死亡通知書を作成する。
- イ その裁判が非電算処理対象者に対する裁判又は道交裁判であるときは、本籍地方検察庁の犯歴担当事務官にあっては、保管しているその者に係る犯歴票等及びとん刑者等通知書（乙）の表面の適宜の箇所に「死亡、〇年〇月〇日」と朱書する等の表示をして別途保管した上、これらを死亡した年の翌年の1月1日から起算して1年を経過した後廃棄し（注）、また、本籍地方検察庁以外の犯歴担当事務官にあっては、死亡通知書（乙）を作成して、これを本籍地方検察庁の犯歴担当事務官に送付する。
- （注）ただし、切符原票については、それらが裁判書原本であることから、刑事確定訴訟記録法の適用を受けるため、時期によっては訴訟記録として保管を継続する必要がある場合があるので注意を要する（昭62.12.14刑総1019号刑事局長通達「記録事務規程の運用について」の記の第2, 21, (2)）。

- (2) 本籍地方検察庁の犯歴担当事務官は、次の手続をする。
- ア 死亡通知書（甲）等を作成したとき又はその送付を受けたときは、電子計算機により把握されているその者に係る戸籍事項及び他の事項を抹消する。この場合、とん刑者等として電子計算機により把握されていたとしても、これを抹消する手続を要しない。それは元となる犯歴データが抹消されることによりとん刑者

等のデータも自動的に抹消されるからである。

イ 本籍地方検察庁として死亡通知書（乙）の送付を受けたときは、前記（1）、イ前段の手続をする。

第8章 特別取扱い

第1 地方検察庁の本庁の所在地を管轄する区検察庁における特別取扱い (規程第20条)

- 1 地方検察庁の本庁の検察事務官は、通常、地方検察庁の本庁の所在地を管轄する区検察庁、すなわち地方検察庁の本庁の併置区検察庁に併任され、地方検察庁の本庁の事務と併置区検察庁の事務とを取り扱っており、犯歴事務についても、同一の職員が、同一庁舎内において、対応の地方裁判所又は簡易裁判所においてなされた有罪の確定裁判について各種電算用通知書又は犯歴票を作成し、あるいは、既決犯罪通知を行っている実情にある。
- 2 そこで、規程は、地方検察庁の本庁の併置区検察庁における特別取扱いを定め、事務処理の能率化を図っている。

すなわち、検事正は、規程第7条第3項又は第9条第3項（既決犯罪通知）、第8条第3項又は第10条第3項（刑の執行状況等通知）、又は第12条第2項第2号（犯歴事項の訂正、第16条において準用する場合を含む。）、第15条第5項（とん刑者等通知）及び第17条第6項（とん刑者等解除通知）の規定により通知書を作成すべき犯歴担当事務官が地方検察庁の本庁の所在地を管轄する区検察庁に属する場合において、当該通知書がその地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官に対する通知書であるときは、これらの規定にかかわらず、確定訴訟記録等の回付その他適宜な取扱いによって通知させることができるものとし、犯歴に関する通知事務の簡略化、迅速化が図られている。

なお、いわゆる事務取扱方法の変更をした区検察庁においても、その受入れ庁が地方検察庁の本庁である場合に当該本庁の検察事務官が

当該事務取扱方法を変更した区検察庁に併任されていれば、地方検察庁の本庁の併置区検察庁における特別取扱いと同様の取扱いを行って差し支えないことになる。

- 3 しかし、例えば、本籍地方検察庁の併置区検察庁に対応する簡易裁判所においてなされた有罪の確定裁判については、当該確定訴訟記録に基づき、本籍地方検察庁の犯歴担当事務官として犯歴票を作成することとなるが、この場合においても、本籍市区町村長に対する既決犯罪通知は、併置区検察庁の犯歴担当事務官として通知することとなる。

第2 地方検察庁の本庁における特別取扱い（規程第21条）

- 1 検事正は、地方検察庁の本庁において事務処理上支障がないときは、法務大臣の許可を得て特別の取扱いをさせることができる。
この場合においても、規程の趣旨を尊重しなければならないことは、いうまでもない。
- 2 犯歴事務は、他庁に対する通知事務が非常に大きな割合を占めているが、この事務は全国的に統一されなければならないので、実施し得る特別取扱いの範囲は、極めて限定される。

特別取扱いとして許される事項としては、犯歴票等の整理保管方法が考えられる。すなわち、この規程施行前に作成された犯歴票等が、規程に定める方法と異なる方法により整理保管されているような場合、例えば、氏名の換数が氏及び名の上位3音についてのみ換数しているような場合には、この規程施行と同時に、保管されている全ての犯歴票等を整理し直すことは、極めて困難であるばかりでなく、かえって事務処理の混乱を招くおそれがあるので、このような場合には、規程の趣旨に反することともならないので、特別取扱いとして許

されるものと考えられる。

- 3 檢事正は、法務大臣の許可を得て特別の取扱いを実施したときは、直接法務大臣に対してその旨報告するとともに、検事総長及び検事長に同文の報告をしなければならない。

第3 最高検察庁における暫定措置

この規程の定めるところにより通知をすべき犯歴担当事務官が最高検察庁の犯歴担当事務官であるときは、当分の間、最高裁判所における破棄自判に係る事件に関する既決犯罪通知及び刑の執行状況等に関する通知並びに非常上告の結果に関する通知を除き、最高検察庁の検察官から上告審における裁判結果の通知又は刑の執行指揮嘱託を受けた検察官の属する検察庁（高等検察庁）の犯歴担当事務官が、この規程の定めるところによる犯歴担当事務官としてその通知を行うこととされている（注）。

（注）運用通達の記の第2.11

第9章 刑法第34条の2の規定による刑の消滅

第1 刑の消滅

- 1 刑の言渡しの効力を失わしめる事由としては、刑の全部の執行猶予の期間の経過（刑法第27条）、同法第34条の2の規定による法定期間の経過及び恩赦法による大赦・特赦（恩赦法第3条・第5条）があるが、刑法第34条の2の規定による刑の消滅については、本籍市区町村から本籍地方検察庁に対し、身分証明上、あるいは犯人名簿整理上の必要から、非常に多くの照会がなされている実情にあるので、刑法第34条の2の規定による刑の消滅の時期について述べることとする。
- 2 刑の消滅の対象となるのは、「刑の言渡し」と「刑の免除の言渡し」である。
- 3 消滅期間の起算点は、自由刑の執行を終了した者及び労役場留置の執行により財産刑の執行が終了した者については刑の執行終了日の翌日（注）、現金等の納付により財産刑の執行が終了した者については刑の執行終了日（現金等を納付した日）、刑の執行の免除を得た者については刑の執行の免除を得た日（刑の時効が完成した場合には、刑の時効満了日の翌日、すなわち時効完成の日）である。
（注）昭58検務実務家会同犯歴事務関係1問答
- 4 刑の消滅の時期は、禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者については、罰金以上の刑に処せられることなく10年を経過したときであり、罰金以下の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者については、罰金以上の刑に処せられることなく5年を経過したときである。
また、刑の免除の言渡しを受けた者については、その裁判確定後罰

金以上の刑に処せられることなく2年を経過したときである。

「罰金以上の刑に処せられることなく」とは、罰金以上の刑が確定することなくということである。したがって、前刑の消滅に要求される期間（以下「消滅期間」という。）内に罰金以上の刑に処する裁判があっても、消滅期間内に確定しない場合には、前刑は消滅することになる。

前刑の消滅期間内に罰金以上の刑（後刑）に処せられたときは、前刑の消滅期間は中断するが、後刑の執行終了の日又は執行の免除を得た日から、前・後刑ともにその消滅期間は進行を始める。

前刑の消滅期間内に罰金以上の刑（後刑）に処せられても、前刑の消滅期間内に後刑の執行猶予期間の経過や大赦又は特赦等によって刑の言渡しの効力が消滅すれば、罰金以上の刑に処せられなかつたことになるので、前刑は、当初の消滅期間の経過により消滅することになる。

また、後刑の消滅の時点で、前刑の消滅期間を経過しているときは、後刑の消滅と同時に前刑も消滅する（注）。

（注）1 昭43.12.27刑事（総）908号刑事局長通達「刑法第34条ノ2に規定する刑の消滅時期について」

2 昭34検務事務家会同犯罪票事務関係7問答

第2 刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者についての刑の消滅に関する照会に対する回答に当たっての留意点

刑の言渡しがその効力を失った事実の有無に関し、本籍市区町村長から、本籍地を管轄する地方検察庁の検察官に対して照会がなされた場合において、これに回答するときは、刑法第27条の7の規定に留意する必要がある。

すなわち、同条によれば、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者は、

その猶予の期間中は、当該刑の執行を終わったものとはならず、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなくその猶予の期間を経過するか、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消され、猶予部分を含めた刑の執行を終わったときに、初めて刑の執行を終わったものとなる。

したがって、一部執行猶予刑の猶予期間中の者は、刑の消滅（刑法第34条の2）の規定において、「刑の執行を終わ」った者には該当しないこととなる。

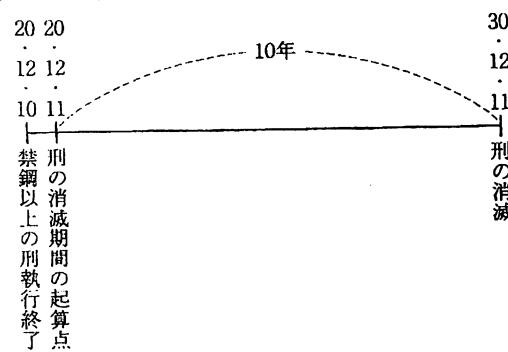
例えば、刑の一部の執行猶予を言い渡され、取り消されることなくその猶予の期間を経過した場合は、刑法第27条の7により、実刑部分の期間の執行を終わった日等に刑の執行を受け終わったものとされるため、回答時において、実刑部分の期間の執行を終わった日等から10年が経過しているときには、刑の言渡しが効力を失った旨回答することとなる。

他方、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消された場合には、猶予部分を含む言い渡された刑期全部の執行を受けることとなるから、回答時において、その刑の執行を終わった日等から10年が経過しているときには、刑の言渡しが効力を失った旨回答することとなる。

第3 刑の消滅時期の具体例

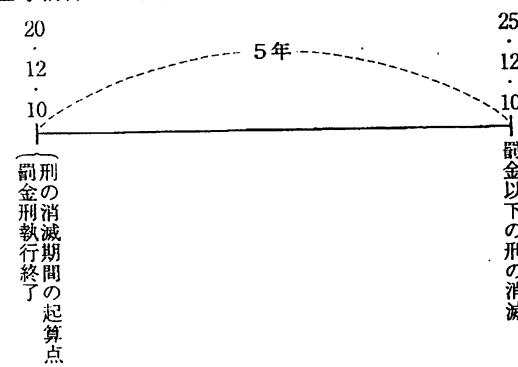
刑の消滅の時期については、種々の事例が考えられるが、主な事例を図示すると、次のとおりである。なお、図示中の……線は、刑の消滅期間を示す。

1. 禁錮以上の全部実刑に処せられた場合

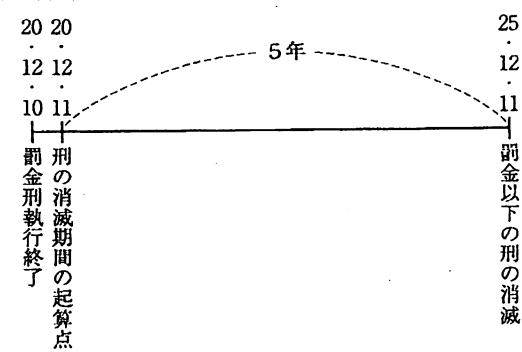


2. 罰金以下の実刑に処せられた場合

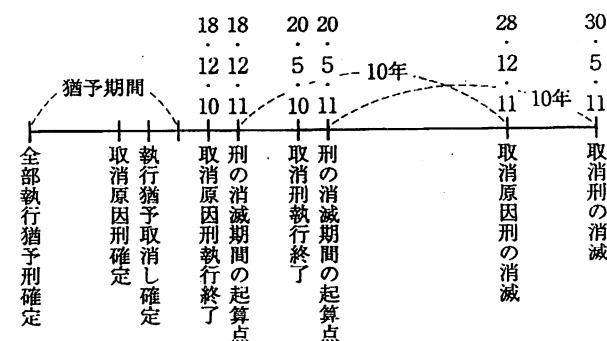
(1) 現金等納付により罰金刑の執行が終了した場合



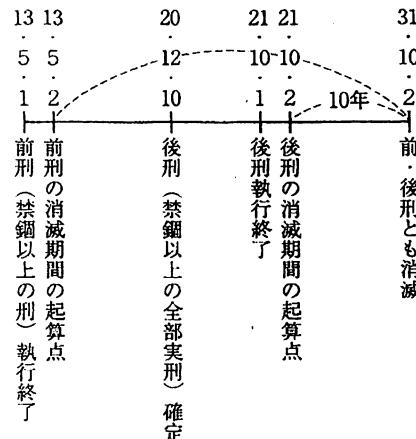
(2) 労役場留置により罰金刑の執行が終了した場合



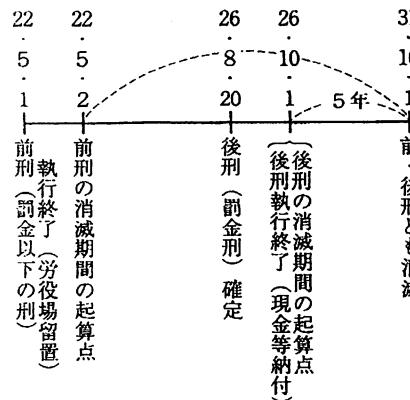
3. 刑の全部の執行猶予の言渡しが取り消された場合



4 禁錮以上の刑の執行終了後、禁錮以上の全部実刑に処せられた場合

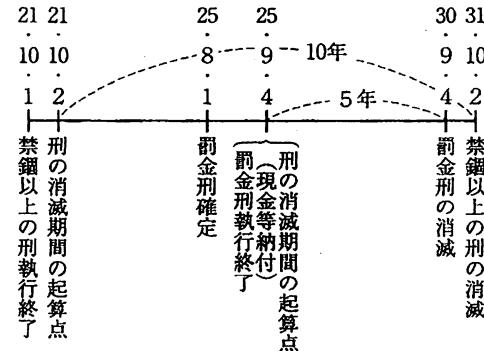


5 罰金以下の刑の執行終了後、罰金刑（実刑）に処せられた場合



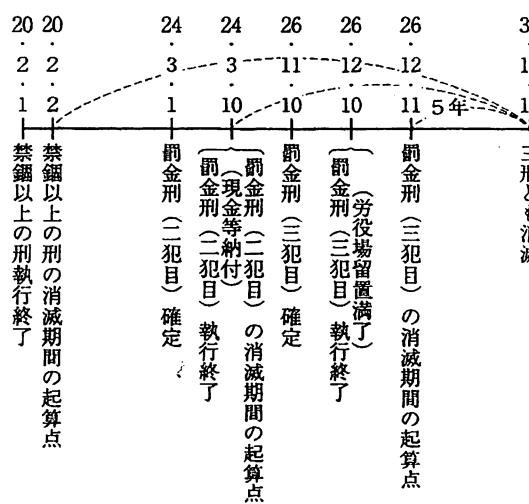
(注) 後刑の罰金刑が労役場留置の執行によりその執行を終了した場合には、消滅期間（5年）の起算点は「26.10.2」となり、前・後刑ともに消滅するのには「31.10.2」となる。

6 禁錮以上の刑の執行終了後、罰金刑（実刑）に処せられ、罰金刑が禁錮以上の刑の消滅期間内に消滅する場合

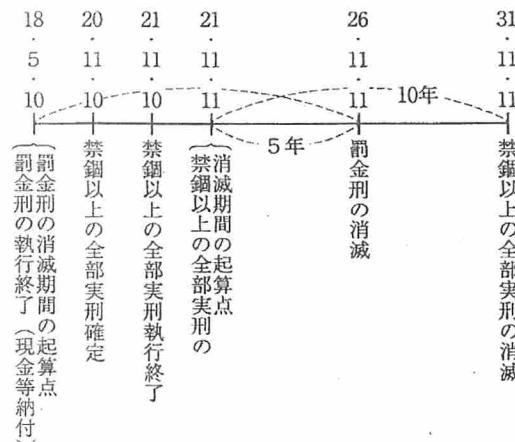


(注) 禁錮以上の刑については、刑執行終了の約4年後に罰金刑が確定したことにより、刑の消滅期間の進行が中断し、罰金刑執行終了の日から改めて10年の刑の消滅期間が進行するが、再進行して5年後に先に禁錮以上の刑の消滅の中断原因となった罰金刑が消滅したため、刑の消滅の中断も当初からないものとなる。

7 禁錮以上の刑の執行終了後、罰金刑（実刑）に2回処せられた場合



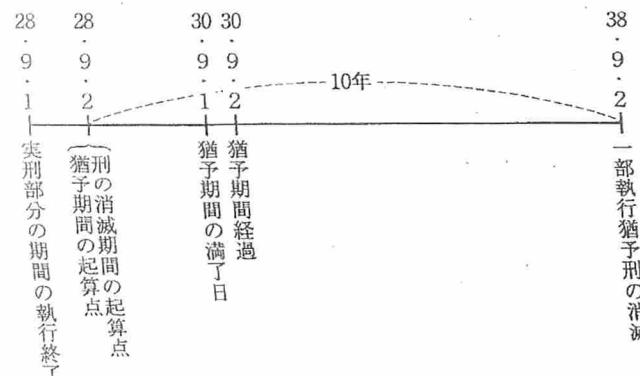
8 刑金刑の執行終了後、禁錮以上の全部実刑に処せられた場合



9 一部執行猶予刑の場合

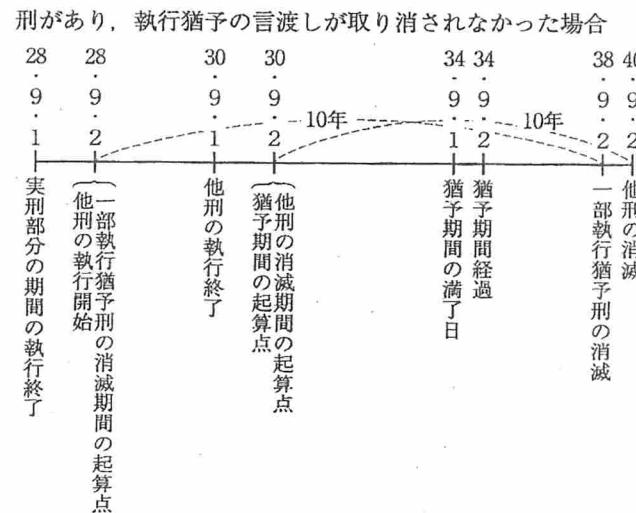
(1) 実刑部分の期間の執行終了後、他に執行すべき刑がなく、執行猶

予の言渡しが取り消されなかった場合

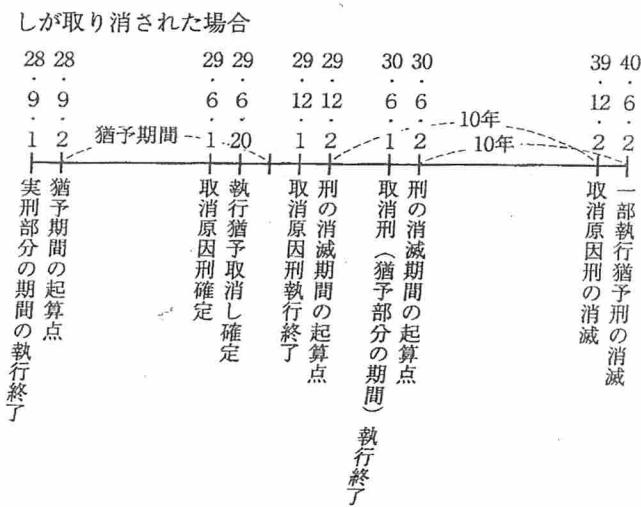


(注) 猶予期間の経過により、実刑部分の期間の執行終了の日が刑執行終了の日となる。そのため、その翌日が刑の消滅期間の起算点となる。

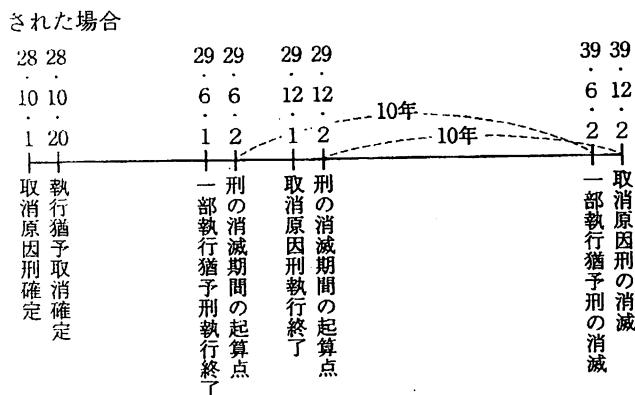
(2) 実刑部分の期間の執行終了後、他に執行すべき禁錮以上の全部実



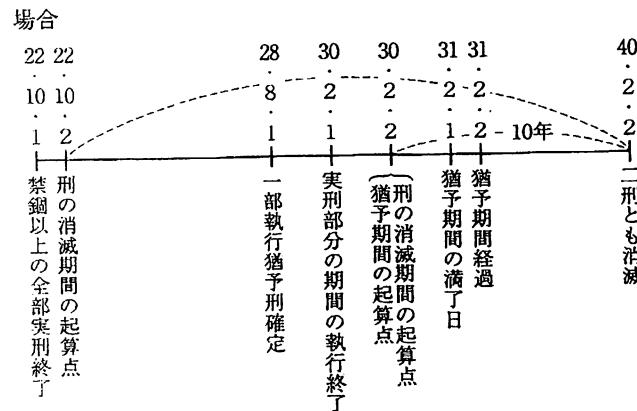
(3) 実刑部分の期間の執行終了後、執行猶予期間中に執行猶予の言渡



(4) 実刑部分の期間の執行中（終了前）に執行猶予の言渡しが取り消された場合



(5) 禁錮以上の全部実刑の執行終了後、一部執行猶予刑に処せられた場合



〔付〕

犯歴事務電算化の経緯

1 犯歴事務の電子計算機による処理については、長期間にわたる研究と準備の過程を経ている。その経緯の年譜を概観すると次のとおりである。

- 昭和43年5月 電子計算機導入準備室（以下「電算準備室」という。）発足（法務大臣官房秘書課）
- 昭和44年6月 犯歴1万件について、追記、更新、照会・回答システムの実験実施（電算準備室）
- 9月 犯歴事務電算化推進会議発足（刑事局、電算準備室、東京地検）
- 昭和45年3月 犯歴管理システム基本設計完成（電算準備室）
- 5月 法務大臣官房秘書課に電子計算機室（その後昭和61年4月5日に「情報管理室」とされた。以下同日前の事実についての記述であっても便宜「情報管理室」という。）発足
- 6月 基本方針等決定（刑事局）
- 9月 犯歴データ・シート記入の実験実施（刑事局、東京地検）
- 昭和46年1月 東京地検犯歴事務電算化実行委員会発足（刑事局、情報管理室、東京地検）
- 3月 電子計算機設置
- 4月 東京地検移行作業開始
- 5月 犯歴管理システム詳細設計完成（情報管理室）

昭和47年 3月 東京地検移行作業終了

6月 電算化による前科調書の様式（前科調書（丙））決定
(犯歴事務規程一部改正) (刑事局)

7月 東京地検の犯歴事務電算処理業務開始

昭和48年 4月 大阪地検移行作業開始

昭和49年 4月 大阪地検の犯歴事務電算処理業務開始
横浜地検、名古屋地検移行作業開始

昭和50年 4月 横浜地検、名古屋地検の犯歴事務電算処理業務開始
神戸地検移行作業開始

昭和51年 4月 神戸地検の犯歴事務電算処理業務開始
福岡地検移行作業開始

昭和52年 4月 福岡地検の犯歴事務電算処理業務開始
水戸地検、京都地検、大津地検、広島地検移行作業開始

昭和53年 4月 水戸地検、京都地検、大津地検、広島地検の犯歴事務電算処理業務開始 (水戸地検、大津地検は端末機器の設置なし)
前橋地検、静岡地検、長野地検、津地検、仙台地検、札幌地検移行作業開始

昭和54年 4月 前橋地検、静岡地検、長野地検、津地検、仙台地検、札幌地検の犯歴事務電算処理業務開始 (前橋、静岡、長野、津の各地検は端末機器の設置なし)
浦和地検、千葉地検、奈良地検、和歌山地検、岐阜地検、山口地検、岡山地検、佐賀地検、高松地検移行作業開始

昭和55年 4月 浦和地検、千葉地検、奈良地検、和歌山地検、岐阜地検、山口地検、岡山地検、佐賀地検、高松地検の犯歴事

務電算処理業務開始 (奈良、和歌山、岐阜、山口、岡山、佐賀の各地検は端末機器の設置なし)

宇都宮地検、長崎地検、大分地検、熊本地検、山形地検、盛岡地検、函館地検、旭川地検、釧路地検移行作業開始

昭和56年 1月 静岡地検に端末機器設置

4月 宇都宮地検、長崎地検、大分地検、熊本地検、山形地検、盛岡地検、函館地検、旭川地検、釧路地検の犯歴事務電算処理業務開始 (熊本地検を除く各地検は端末機器の設置なし)
福井地検、鹿児島地検、宮崎地検、福島地検、秋田地検、青森地検、徳島地検、高知地検、松山地検移行作業開始

昭和57年 1月 水戸地検に端末機器設置

4月 福井地検、鹿児島地検、宮崎地検、福島地検、秋田地検、青森地検、徳島地検、高知地検、松山地検の犯歴事務電算処理業務開始 (鹿児島地検を除く各地検は端末機器の設置なし)
甲府地検、新潟地検、金沢地検、富山地検、鳥取地検、松江地検、那覇地検移行作業開始

昭和58年 1月 新潟地検、岡山地検に端末機器設置

4月 甲府地検、新潟地検、金沢地検、富山地検、鳥取地検、松江地検、那覇地検の犯歴事務電算処理業務開始 (新潟地検を除く各地検は端末機器の設置なし)

昭和59年 1月 金沢地検、盛岡地検に端末機器設置

7月 津地検に端末機器設置

昭和61年11月 前橋地検、長崎地検、釧路地検、松山地検に端末機器設置

昭和62年7月 宇都宮地検、長野地検、福島地検に端末機器設置

平成元年1月 残る21地検（甲府、奈良、大津、和歌山、岐阜、福井、富山、山口、鳥取、松江、佐賀、大分、宮崎、那覇、山形、秋田、青森、函館、旭川、徳島、高知）に端末機器設置

2 昭和47年7月、東京地検において犯歴事務電算処理業務が開始された当時のデータ処理方法は、入力及び出力ともにいわゆるバッチ処理方式が採られており、前科照会・回答事務についてみると、情報管理室において前科照会を受けると、電子計算機により該当者の有無を検索し、前科が発見されたときは、電子計算機に直結した高速印字機により作成された前科調書を照会庁に送付する方法がとられていた。しかし、この方法では、人手を要すること、即時処理ができないこと等の難点があったため、これらの点を一举に解決し、一層の合理化を図るため、いわゆるオンラインリアルタイム方式（現行の方式で、情報管理室の電子計算機と各庁の端末機器とを直結した即時処理方式）の開発が進められ、昭和49年からこの方式、すなわち本省（情報管理室）に設置されている電子計算機と犯歴事務電算化庁に設置されている端末機器とを通信回線によって直結し、前科照会の必要が生じた都度、隨時、端末機を操作することによって、本省（現在は、最高検察庁）に設置されている電子計算機によって集中管理されている犯歴を直接検索し、即時に前科の有無を知り、かつ、前科調書を入手し得る方式が採用され、今日に至っている。

3 1で見たように、犯歴事務電算処理業務を開始するためには、本省（刑事局）が策定した計画に基づき、地方検察庁において、犯歴事務電

算処理業務開始予定の1年前から1年間をかけて、犯歴票によって把握されている有罪の確定裁判を受けた者の氏名、生年月日、本籍、確定裁判の内容及び刑の執行状況等を電子計算機に入力させるために、いわゆる犯歴電算化のための移行作業を行った（注）。

（注）移行作業の実施及びその要領については、当該移行対象地方検察庁の検事正に対して、その都度、刑事局長から「犯歴事務電算化のための移行作業の実施について」等の通達が発出された。

（1）移行作業は、大別すると、犯歴票に記載されている事項を犯歴データ・シートに転記する作業と、電子計算機に入力された事項が犯歴票の記載と合致しているかどうかを確認するための点検作業とがあつた。

犯歴票に記載されている事項を犯歴データ・シートに転記する方法をとったのは、当時、電子計算機が読み取ることができるものは、一定の方式により、文字や記号を所定の用紙に穿孔したり、マークしたパンチカード、マークカード等であり、犯歴票から直接パンチカードを作成することができないため、犯歴票に基づいて犯歴データ・シートを作成し、これによりキーパンチャーがパンチカードを作成するという手順がとられていたからである。また、入力された事項が犯歴票の記載と合致しているかどうかを確認するための点検作業は、このように、転記作業及びパンチ作業が介在するために行われたものである。

（2）移行作業は、電子計算機に入力すべき次の事項について行われた。

ア 有罪の裁判の言渡しがあった日（略式命令にあっては、略式命令の日）が昭和23年1月1日以降の確定裁判であって、次に掲げる裁判を除くものの内容

（ア）次に掲げる者に係る確定裁判

① 明治以前の出生者

- ② 氏名、本籍又は生年月日が不明な者
 - ③ 法人又は団体
 - (イ) 道交裁判
 - (ア) 復帰前の沖縄に適用されていた刑罰に関する規定により科された刑に係る確定裁判
 - イ アに掲げる確定裁判に係る刑の執行及び恩赦に関する事項
 - ウ とん刑者カード（明治以前の出生者に係るものを除く。）の記載事項
 - (3) 移行作業では、その対象となる犯歴票又はとん刑者カードに記載されている犯歴事項等を犯歴データ・シートに転記することとされた。転記に当たっては、氏名は「氏名統一読み一覧表」（注）により、本籍は「本籍コード」により、罪名は「罪名コード」により、裁判所名及び検察庁名は「庁名コード」により、それぞれコード化して記載することとされた。
 - 次に、入力された事項と犯歴票及びとん刑者カードに記載されている事項と対査・点検し、誤りがあれば、修正データ・シートを作成し、これによって修正することとされていた。
- （注）犯歴事務の電算化上、最大の問題点は、人の特定をどのようにするかであった。犯歴票の場合には、犯歴係事務官がその目で見ることができるので、たとえ同姓同名であっても、本籍、生年月日が同一である場合を除き、容易に同一人かどうかを判断できる。しかし、これを電算化した場合には、すべて機械が検索を行うので、人の特定を確実なものにしておかないと、犯歴を追加する場合、全く別人の犯歴に追加されるおそれがあり、また、前科を照会する場合、「河野」も「川野」も読み方によっては「カワノ」となり、全く別人の前科を索出することにもなりかねないからである。そこで、種々の検討が重ねられた結果、人の特定は、氏名の読みを氏名統一読み一覧表によることとし、さらに、生年月日コード及び本籍コードと組み合わせる（氏名コード等が全く同一の場合には、更に追番を付す。）ことによって完全に識別されることが明らかとなり、問題は解決した。
- (4) 移行作業を実施する上で最も注意しなければならなかったことは、

犯歴データ・シートへの転記等電子計算機への入力に当たっての「氏名コード」、「生年月日コード」及び「本籍コード」の正確性を確保することであった。電算化された犯歴の検索は、「氏名コード」、「生年月日コード」等からなる「犯歴番号」によって行われ、この犯歴番号が合致しない限り照会した者に係る犯歴は索出されないからである（このことは、現在、規程による電算処理対象者について電子計算機に入力する場合でも全く同様である。）。

したがって、電子計算機への入力に当たり、氏名の統一読みを誤つたり、生年月日を誤つたりした場合には、前科照会があっても「前科不発見」として回答がなされ、また、刑の執行状況を入力しようとしても「該当者なし」として入力することができない等不都合な結果が生じることとなるので、移行作業においては、転記作業及び点検作業を通じ、この犯歴番号の正確を期することに最も注意をするように指導されていた。

犯歴事務規程

〔昭和59年4月26日法務省刑総訓第329号
訓令、検事総長、検事長、検事正あて〕

改正 平成元年2月8日法務省刑総訓第98号
平成元年3月27日法務省刑総訓第294号
平成3年6月18日法務省刑総訓第534号
平成5年12月22日法務省刑総訓第1009号
平成6年3月16日法務省刑総訓第279号
平成8年3月8日法務省刑総訓第200号
平成12年2月18日法務省刑総訓第134号
平成12年3月30日法務省刑総訓第436号
平成12年10月27日法務省刑総訓第1242号
平成13年3月16日法務省刑総訓第317号
平成13年9月21日法務省刑総訓第1123号
平成14年5月29日法務省刑総訓第611号
平成18年5月19日法務省刑総訓第690号
平成20年5月29日法務省刑総訓第820号
平成25年3月19日法務省刑総訓第5号
平成28年5月2日法務省刑総訓第4号
平成28年6月16日法務省刑総訓第7号

犯歴事務規程

目次

第1章 総則 138

第1条 目的	138
第2章 電算処理の対象となる犯歴の把握	138
第2条 電算処理の対象となる裁判	138
第3条 既決犯罪通知	138
第4条 刑執行状況等通知	140
第5条 戸籍事項の訂正	141
第6条 犯歴事項の訂正	141
第3章 電算処理の対象とならない犯歴の把握	143
第7条 既決犯罪通知	143
第8条 刑執行状況等通知	144
第9条 道交裁判の既決犯罪通知	145
第10条 道交裁判の刑執行状況等通知	145
第11条 戸籍事項の訂正	146
第12条 犯歴事項の訂正	147
第4章 犯歴の照会回答	148
第13条 前科照会及び前科調書	148
第14条 身上調査照会	148
第5章 とん刑者等の把握のための特別手続	148
第15条 とん刑者等通知	148
第16条 とん刑者等に係る戸籍事項及び犯歴事項の訂正	149
第17条 とん刑者等発見・解除通知	149
第6章 犯歴の抹消	151
第18条 犯歴の抹消	151
第7章 雜則	152
第19条 電子計算機に入力する手続	152
第20条 地方検察庁の本庁の所在地を管轄する	

区検察庁における特別取扱い	152
第21条 その他の特別取扱い	152
附則	
犯歴事務規程書式例（省略）	

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、犯歴の把握等に関する事務の取扱手続を規定し、これを取り扱う職員の職務とその責任を明確にし、もつてその事務の適正かつ迅速な運用を図ることを目的とする。

第2章 電算処理の対象となる犯歴の把握

（電算処理の対象となる裁判）

第2条 電子計算機により把握する裁判は、次に掲げる裁判以外の有罪の裁判（以下「電算処理対象裁判」という。）であつて、確定したものとする。

- (1) 次に掲げる者（以下「非電算処理対象者」という。）に対する裁判
 - ア 本邦に本籍がある明治以前の出生者及び本邦に本籍がない大正以前の出生者
 - イ 本籍が明らかでない者
 - ウ 法人又は団体
 - (2) 道路交通法、道路交通取締法、道路交通取締法施行令、道路交通取締令又は自動車の保管場所の確保等に関する法律違反の罪に係る裁判であつて、罰金以下の刑に処し、又は刑を免除するもの（以下「道交裁判」という。）
- （既決犯罪通知）

第3条 刑事訴訟法第472条の規定により裁判の執行を指揮すべき検察官

（刑の全部の執行を猶予し、刑を免除し、又は刑の執行を免除する裁判にあつては、執行を要する刑の言渡しがなされたとした場合においてその執行を指揮すべき検察官。以下「執行指揮検察官」という。）の属する検察庁の犯歴担当事務官（犯歴の把握等に関する事務を所管し、又は分担する検察事務官をいう。以下同じ。）は、電算処理対象裁判が確定したときは、既決犯罪通知書（甲の1）（様式第1号）、既決犯罪通知書（甲の2）（様式第2号）又は外国人既決犯罪通知書（様式第2号の2）（以下「既決犯罪通知書（甲）」という。）を作成する。

- 2 地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官は、既決犯罪通知書（甲）を作成したとき又は次項の規定によりその送付を受けたときは、電子計算機により当該裁判を把握する手続をする。
- 3 地方検察庁以外の検察庁又は地方検察庁の支部（以下「地方検察庁の本庁以外の検察庁」という。）の犯歴担当事務官は、既決犯罪通知書（甲）を作成したときは、その検察庁の所在地（その犯歴担当事務官が支部に勤務するものであるときは、その支部の所在地。以下同じ。）を管轄する地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官に対して送付する。
- 4 地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官は、既決犯罪通知書（甲）に記載されている裁判が罰金以上の刑に処する裁判（少年のときに犯した罪に係る裁判であつて、確定のときにその裁判に係る刑の執行を受け終わつたこととなるもの、刑の全部の執行を猶予するもの及び刑の執行を免除するものを除く。ただし、満18歳以上満20歳未満のときに犯した罪に係る裁判であつて、その裁判を受けた者が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項第5号若しくは第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定により選挙権及び被選挙権を有しないこととされるものは、この限りでない。）であるときは、その裁判を受けた者の戸籍事務を管掌する市区町村長（以下「本籍市区町村長」とい

う。)に対し、その既決犯罪通知書(甲)を送付してその裁判に関し必要な事項を通知する。

(刑執行状況等通知)

- 第4条 電算処理対象裁判に関して別表第1の第1欄に掲げる事由が生じたときは、同表第2欄に掲げる犯歴担当事務官は、同表第3欄に掲げる通知書(以下「刑執行状況等通知書(甲)」という。)を作成する。
- 2 地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官は、刑執行状況等通知書(甲)を作成したとき又は次項の規定によりその送付を受けたときは、電子計算機により当該事由を把握する手続をする。
 - 3 地方検察庁の本庁以外の検察庁の犯歴担当事務官は、刑執行状況等通知書(甲)を作成したときは、その検察庁の所在地を管轄する地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官に対して送付する。
 - 4 地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官は、刑執行状況等通知書(甲)が罰金以上の刑に処する裁判(少年のときに犯した罪に係る裁判であつて、確定のときにその裁判に係る刑の執行を受け終わつたこととなるもの、刑の全部の執行を猶予するもの及び刑の執行を免除するものを除く。ただし、満18歳以上満20歳未満のときに犯した罪に係る裁判であつて、その裁判を受けた者が公職選挙法第11条第1項第5号若しくは第252条又は政治資金規正法第28条の規定により選挙権及び被選挙権を有しないこととされるものは、この限りでない。)に関して別表第1の第1欄中1から8までに掲げる事由が生じたことにより作成されたものであるときは、本籍市区町村長に対し、その刑執行状況等通知書(甲)を送付してその事由に關し必要な事項を通知する。
 - 5 地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官は、電算処理対象裁判が少年のときに犯した罪に係る裁判であつて、刑の全部の執行を猶予するものであつた場合においても、刑執行状況等通知書(甲)が次の各号の一に掲げ

る事由が生じたことにより作成されたものであるときは、前項の手続に準じてその事由に關し必要な事項を通知する。

(1) 別表第1の第1欄中1に掲げる事由

(2) 別表第1の第1欄中3, 5又は6に掲げる事由(ただし、罰金の刑に処し、その執行を猶予しない裁判に関して生じたものに限る。)

(戸籍事項の訂正)

第5条 犯歴担当事務官は、有罪の裁判を受けた者の氏名、出生の年月日又は本籍若しくは国籍(以下「戸籍事項」という。)であつて、電子計算機により把握されているものについて、訂正すべき事項を知つたときは、戸籍事項訂正通知書(甲)(様式第17号)又は外国人身分事項訂正通知書(様式第17号の2)(以下「戸籍事項訂正通知書(甲)」といふ。)を作成する。

- 2 地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官は、戸籍事項訂正通知書(甲)を作成したとき又は次項の規定によりその送付を受けたときは、電子計算機により把握されている当該戸籍事項を訂正する手続をする。
 - 3 地方検察庁の本庁以外の検察庁の犯歴担当事務官は、戸籍事項訂正通知書(甲)を作成したときは、その検察庁の所在地を管轄する地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官に対して送付する。
 - 4 地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官は、第2項に規定する手続をしたときは、当該裁判を受けた者について第3条第1項又は前条第1項に規定する手続をした犯歴担当事務官及びその者の本籍地(戸籍事項の訂正が本籍地を他の地方検察庁の管轄区域内に変更するものであるときは、変更前の本籍地)を管轄する地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官に対し、当該戸籍事項訂正通知書(甲)を送付する。
- (犯歴事項の訂正)

第6条 犯歴担当事務官は、有罪の裁判及び別表第1の第1欄に掲げる事

由を把握するために必要な事項のうち戸籍事項を除く事項（以下「犯歴事項」という。）であつて、電子計算機により把握されているものについて、訂正すべき事項があると思料されるときは、その犯歴事項に関して第3条第1項又は第4条第1項に規定する手続をした犯歴担当事務官に対してその旨を通報する。

- 2 犯歴担当事務官は、電子計算機により把握されている犯歴事項について、訂正すべき事項を知つた場合において、その犯歴事項に関して第3条第1項又は第4条第1項に規定する手続をしていたときは、犯歴事項訂正通知書（甲）（様式第18号）を作成する。
- 3 地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官は、犯歴事項訂正通知書（甲）を作成したとき又は次項の規定によりその送付を受けたときは、電子計算機により把握されている当該犯歴事項を訂正する手続をする。
- 4 地方検察庁の本庁以外の検察庁の犯歴担当事務官は、犯歴事項訂正通知書（甲）を作成したときは、その検察庁の所在地を管轄する地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官に対して送付する。
- 5 地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官は、第3項に規定する手続をした場合において、当該犯歴事項が罰金以上の刑に処する裁判（少年のときに犯した罪に係る裁判であつて、確定のときにその裁判に係る刑の執行を受け終わつたこととなるもの、刑の全部の執行を猶予するもの及び刑の執行を免除するものを除く。ただし、満18歳以上満20歳未満のときに犯した罪に係る裁判であつて、その裁判を受けた者が公職選挙法第11条第1項第5号若しくは第252条又は政治資金規正法第28条の規定により選挙権及び被選挙権を有しないこととされるものは、この限りでない。）に係るものであるときは、本籍市区町村長に対し、当該犯歴事項訂正通知書（甲）を送付してその犯歴事項の訂正に関し必要な事項を通知する。

第3章 電算処理の対象とならない犯歴の把握

（既決犯罪通知）

第7条 執行指揮検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官は、非電算処理対象者に対する有罪の裁判（道交裁判を除く。）が確定したときは、次の各号に掲げる手続をする。

- (1) その犯歴担当事務官がその非電算処理対象者の本籍地（法人又は団体にあつては、その本店又は主たる事務所の所在地。本籍が明らかでない者又は本邦に本籍がない者にあつては、東京都。以下同じ。）を管轄する地方検察庁の本庁（以下「本籍地方検察庁」という。）の犯歴担当事務官であつて、その裁判が罰金以上の刑に処するものであるときは、犯歴票（様式第19号）及び既決犯罪通知書（乙）（様式第20号）を作成し、その裁判が拘留若しくは科料に処し、又は刑を免除するものであるときは、犯歴票を作成する。ただし、同一人について既に保管中の犯歴票があるときは、新たな犯歴票の作成に代えて、これに所定の事項を記入する。
- (2) その犯歴担当事務官がその非電算処理対象者の本籍地を管轄する地方検察庁以外の検察庁又はその地方検察庁の支部（以下「本籍地方検察庁以外の検察庁」という。）の犯歴担当事務官であるときは、既決犯罪通知書（乙）を作成する。
- 2 非電算処理対象者に係る本籍地方検察庁の犯歴担当事務官は、次項の規定により既決犯罪通知書（乙）の送付を受けたときは、犯歴票を作成する。ただし、同一人について既に保管中の犯歴票があるときは、新たな犯歴票の作成に代えて、これに所定の事項を記入する。
- 3 非電算処理対象者に係る本籍地方検察庁以外の検察庁の犯歴担当事務官は、既決犯罪通知書（乙）を作成したときは、本籍地方検察庁の犯歴担当事務官に対して送付する。

4 非電算処理対象者に係る本籍地方検察庁の犯歴担当事務官は、既決犯罪通知書（乙）に記載されている裁判が罰金以上の刑に処するものであるときは、本籍市区町村長に対し、その既決犯罪通知書（乙）を送付してその裁判に関し必要な事項を通知する。

5 非電算処理対象者に係る本籍地方検察庁の犯歴担当事務官は、その者に係る犯歴票を作成したとき又は第11条第3項の規定によりその送付を受けたときは、当該裁判を受けた者の氏名を別表第2により数字化し、その犯歴票を数字の順に整理して保管する。ただし、本籍が明らかでない者、本邦に本籍がない者（その氏名を漢字で表示するものを除く。）、法人又は団体に係る犯歴票の整理については、適宜な方法によることができる。

（刑執行状況等通知）

第8条 非電算処理対象者に対する有罪の裁判（道交裁判を除く。）に関して別表第1の第1欄に掲げる事由が生じたときは、同表第2欄に掲げる犯歴担当事務官は、次の各号に掲げる手続をする。

（1）その犯歴担当事務官が非電算処理対象者に係る本籍地方検察庁の犯歴担当事務官であるときは、その者に係る犯歴票にその事由を把握するため必要な事項を記入し、その事由が同表第1欄中1から8までに掲げるものであつて、罰金以上の刑に処する裁判に関して生じたものであるときは、併せて同表第4欄に掲げる通知書を作成する。

（2）その犯歴担当事務官が非電算処理対象者に係る本籍地方検察庁以外の検察庁の犯歴担当事務官であるときは、同表第4欄に掲げる通知書（以下「刑執行状況等通知書（乙）」という。）を作成する。

2 非電算処理対象者に係る本籍地方検察庁の犯歴担当事務官は、次項の規定により刑執行状況等通知書（乙）の送付を受けたときは、その者に係る犯歴票にその刑執行状況等通知書（乙）に係る事由を把握するため

に必要な事項を記入する。

3 非電算処理対象者に係る本籍地方検察庁以外の検察庁の犯歴担当事務官は、刑執行状況等通知書（乙）を作成したときは、本籍地方検察庁の犯歴担当事務官に対して送付する。

4 非電算処理対象者に係る本籍地方検察庁の犯歴担当事務官は、刑執行状況等通知書（乙）が罰金以上の刑に処する裁判に関して別表第1の第1欄中1から8までに掲げる事由が生じたことにより作成されたものであるときは、本籍市区町村長に対し、その刑執行状況等通知書（乙）を送付してその事由に関し必要な事項を通知する。

（道交裁判の既決犯罪通知）

第9条 執行指揮検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官は、道交裁判が確定したときは、既決犯罪通知書（丙）（様式第31号）を作成する。ただし、その道交裁判が道路交通法等違反事件迅速処理のための共用書式又は反則金不納付事件迅速処理のための共用書式によつて処理されたものであるときは、道路交通法等違反事件迅速処理のための共用書式の第2枚目又は反則金不納付事件迅速処理のための共用書式の第1枚目（以下「切符原票」という。）をもつて既決犯罪通知書（丙）に代える。

2 道交裁判を受けた者に係る本籍地方検察庁の犯歴担当事務官は、既決犯罪通知書（丙）を作成したとき若しくは切符原票をもつてこれに代えたとき又は次項若しくは第11条第3項の規定によりこれらの送付を受けたときは、第7条第5項の例に準じて保管する。

3 道交裁判を受けた者に係る本籍地方検察庁以外の検察庁の犯歴担当事務官は、既決犯罪通知書（丙）を作成したとき又は切符原票をもつてこれに代えたときは、本籍地方検察庁の犯歴担当事務官に対してこれらを送付する。

（道交裁判の刑執行状況等通知）

第10条 道交裁判に関して別表第1の第1欄中1から3まで及び5から7までに掲げる事由が生じたときは、同表第2欄に掲げる犯歴担当事務官は、次の各号に掲げる手続をする。

- (1) その犯歴担当事務官が道交裁判を受けた者に係る本籍地方検察庁の犯歴担当事務官であるときは、その者に係る既決犯罪通知書（丙）又は切符原票にその事由を把握するために必要な事項を記入する。
- (2) その犯歴担当事務官が道交裁判を受けた者に係る本籍地方検察庁以外の検察庁の犯歴担当事務官であるときは、刑執行状況等通知書（乙）を作成する。
- 2 道交裁判を受けた者に係る本籍地方検察庁の犯歴担当事務官は、次項の規定により刑執行状況等通知書（乙）の送付を受けたときは、その者に係る既決犯罪通知書（丙）又は切符原票にその刑執行状況等通知書（乙）に係る事由を把握するために必要な事項を記入する。
- 3 道交裁判を受けた者に係る本籍地方検察庁以外の検察庁の犯歴担当事務官は、刑執行状況等通知書（乙）を作成したときは、本籍地方検察庁の犯歴担当事務官に対して送付する。

（戸籍事項の訂正）

- 第11条 犯歴担当事務官は、犯歴票、既決犯罪通知書（丙）又は切符原票（以下「犯歴票等」という。）に記載されている戸籍事項について、訂正すべき事項があると思料されるときは、その犯歴票等を保管する地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官に対してその旨を通報する。
- 2 地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官は、その庁の保管する犯歴票等に記載されている戸籍事項について、訂正すべき事項を知ったときは、その犯歴票等にその戸籍事項を訂正するために必要な事項を記入するとともに、戸籍事項訂正通知書（乙）（様式第32号）を作成し、その戸籍事項に係る者に関する第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項又は第

10条第1項に規定する手続をした犯歴担当事務官に対して送付する。

- 3 地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官は、その庁の保管する犯歴票等に係る戸籍事項の訂正が非電算処理対象者又は道交裁判を受けた者の本籍地を他の地方検察庁の管轄区域内に変更するものであるときは、新たにその犯歴票等を保管することとなる地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官に対し、犯歴票等保管場所変更通知書（様式第33号）にその犯歴票等を添付して送付する。

（犯歴事項の訂正）

第12条 犯歴担当事務官は、犯歴票等に記載されている犯歴事項について、訂正すべき事項があると思料されるときは、その犯歴事項に関する第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項又は第10条第1項に規定する手続をした犯歴担当事務官に対してその旨を通報する。

- 2 犯歴担当事務官は、犯歴票等に記載されている犯歴事項について、訂正すべき事項を知った場合において、その犯歴事項に関する第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項又は第10条第1項に規定する手続をしていたときは、次の各号に掲げる手続をする。
 - (1) その犯歴担当事務官がその犯歴票等を保管する地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官であるときは、その犯歴票等にその犯歴事項を訂正するために必要な事項を記入し、その犯歴事項が罰金以上の刑に処する裁判（道交裁判を除く。）に係るものであるときは、併せて犯歴事項訂正通知書（乙）（様式第34号）を作成する。
 - (2) その犯歴担当事務官がその犯歴票等を保管する地方検察庁以外の検察庁又はその地方検察庁の支部の犯歴担当事務官であるときは、犯歴事項訂正通知書（乙）を作成し、その犯歴票等を保管する地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官に対して送付する。
- 3 犯歴担当事務官は、前項第2号の規定により犯歴事項訂正通知書

(乙) の送付を受けたときは、当該犯歴票等に当該犯歴事項を訂正するためには必要な事項を記入する。

- 4 犯歴担当事務官は、第2項第1号の規定により犯歴事項訂正通知書(乙)を作成したとき又は同項第2号の規定により送付を受けた犯歴事項訂正通知書(乙)に記載されている犯歴事項が罰金以上の刑に処する裁判(道交裁判を除く。)に係るものであるときは、本籍市区町村長に対し、その犯歴事項訂正通知書(乙)を送付してその犯歴事項の訂正に関し必要な事項を通知する。

第4章 犯歴の照会回答

(前科照会及び前科調書)

- 第13条 檢察官又は検察事務官が、刑事事件について、他の検察庁の犯歴担当事務官に対し、特定の者が有罪の裁判を受けこれが確定した事実の有無を照会する場合には、前科照会書(様式第35号)による。ただし、急速を要するときは、適宜な方法によることができる。

- 2 犯歴担当事務官が、特定の者が有罪の裁判を受けこれが確定した事実を明らかにする書面を作成する場合には、前科調書(甲)(様式第37号)、前科調書(乙)(様式第38号)、前科調書(丙)(様式第39号)又は前科調書(丁)(様式第40号)による。

(身上調査照会)

- 第14条 檢察官又は検察事務官が、市区町村長に対して書面で身分関係を照会する場合には、身上調査照会書(様式第41号)による。

第5章 とん刑者等の把握のための特別手続

(とん刑者等通知)

- 第15条 犯歴担当事務官は、別表第3の第1欄に掲げる者であつて、所在不明となつたもの(以下「とん刑者等」という。)があることを知つたときは、同表第2欄に掲げる通知書等を作成する。ただし、とん刑者等

に係る本籍地方検察庁の犯歴担当事務官にあつては、同一人について既に保管中のとん刑者等カード(1)及びとん刑者等カード(2)(以下「とん刑者等カード」という。)があるときは、新たなとん刑者等カードの作成に代えて、これに所定の事項を記入する。

- 2 地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官は、とん刑者通知書(甲)、道交とん刑者等通知書(甲)若しくは外国人道交とん刑者等通知書(甲)(以下「とん刑者等通知書(甲)」といふ。)を作成したとき又は次項の規定によりその送付を受けたときは、電子計算機により当該とん刑者等を把握する手続をする。
- 3 地方検察庁の本庁以外の検察庁の犯歴担当事務官は、とん刑者等通知書(甲)を作成したときは、その検察庁の所在地を管轄する地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官に対して送付する。
- 4 とん刑者等に係る本籍地方検察庁の犯歴担当事務官は、とん刑者通知書(乙)、道交とん刑者等通知書(乙)、外国人道交とん刑者等通知書(乙)若しくはとん刑者等カード(以下「とん刑者等通知書(乙)」といふ。)を作成したとき又は次項の規定によりその送付を受けたときは、犯歴票等とともにそれぞれ第7条第5項の例に準じて保管する。
- 5 とん刑者等に係る本籍地方検察庁以外の検察庁の犯歴担当事務官は、とん刑者等通知書(乙)を作成したときは、本籍地方検察庁の犯歴担当事務官に対して送付する。

(とん刑者等に係る戸籍事項及び犯歴事項の訂正)

- 第16条 第5条、第11条及び第12条の規定は、とん刑者等に係る戸籍事項及び犯歴事項の訂正について準用する。

(とん刑者等発見・解除通知)

- 第17条 犯歴担当事務官は、とん刑者等の所在を知つたときは、とん刑者等発見通知書(様式第48号)を作成し、第15条第1項に規定する手続を

した犯歴担当事務官（以下「通知庁犯歴担当事務官」という。）に対して送付する。

2 通知庁犯歴担当事務官は、とん刑者等について、所在発見、時効完成等の事由（別表第3の第1欄の1に掲げる者及び同表第1欄の2に掲げる者であつて、その者に関する第3条第1項、第7条第1項又は第9条第1項に規定する手続がなされているものの死亡を除く。）によりその把握をする必要がなくなったことを知つたときは、別表第3の第3欄に掲げる通知書を作成する。ただし、その犯歴担当事務官がそのとん刑者等に係る本籍地方検察庁の犯歴担当事務官であるときは、とん刑者等解除通知書（乙の2）の作成に代えて、そのとん刑者等に係るとん刑者等通知書（乙）を廃棄し、又はそのとん刑者等通知書（乙）の記載事項のうち、その把握をする必要がなくなった事項を抹消する。

3 地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官は、とん刑者解除通知書（甲）若しくは道交とん刑者等解除通知書（甲）（以下「とん刑者等解除通知書（甲）」という。）を作成したとき又は次項の規定によりその送付を受けたときは、電子計算機によりその通知書に係る者をとん刑者等として把握するために必要とされた事項のうち、その把握をする必要がなくなった事項を抹消する手続をする。

4 地方検察庁の本庁以外の検察庁の犯歴担当事務官は、とん刑者等解除通知書（甲）を作成したときは、その検察庁の所在地を管轄する地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官に対して送付する。

5 とん刑者等に係る本籍地方検察庁の犯歴担当事務官は、次項の規定によりとん刑者解除通知書（乙の1）、とん刑者等解除通知書（乙の2）又は道交とん刑者等解除通知書（乙）（以下「とん刑者等解除通知書（乙）」という。）の送付を受けたときは、そのとん刑者等に係るとん刑者等通知書（乙）を廃棄し、又はそのとん刑者等通知書（乙）の記載事

項のうち、その把握をする必要がなくなった事項を抹消する。

6 とん刑者等に係る本籍地方検察庁以外の検察庁の犯歴担当事務官は、とん刑者等解除通知書（乙）を作成したときは、本籍地方検察庁の犯歴担当事務官に対して送付する。

第6章 犯歴の抹消

（犯歴の抹消）

第18条 犯歴担当事務官は、電子計算機又は犯歴票等により把握されている有罪の裁判を受けた者が死亡したことを知つたときは、次の各号に掲げる手続をする。

（1）その裁判が電算処理対象裁判であるときは、死亡通知書（甲）（様式第17号）又は外国人死亡通知書（様式第17号の2）（以下「死亡通知書（甲）」という。）を作成する。

（2）その裁判が非電算処理対象者に対する裁判又は道交裁判であるときは、その者に係る本籍地方検察庁の犯歴担当事務官にあつては、その者に係る犯歴票等及びとん刑者等通知書（乙）を廃棄し、本籍地方検察庁以外の検察庁の犯歴担当事務官にあつては、死亡通知書（乙）（様式第51号）を作成する。

2 有罪の裁判を受けた者に係る本籍地方検察庁の犯歴担当事務官は、死亡通知書（甲）を作成したとき又は次項の規定により死亡通知書（甲）若しくは死亡通知書（乙）の送付を受けたときは、次の各号に掲げる手続をする。

（1）死亡通知書（甲）を作成したとき又はその送付を受けたときは、電子計算機により把握されているその者に係る戸籍事項及びその他の事項を抹消する。

（2）死亡通知書（乙）の送付を受けたときは、その者に係る犯歴票等及びとん刑者等通知書（乙）を廃棄する。

3 有罪の裁判を受けた者に係る本籍地方検察庁以外の検察庁の犯歴担当事務官は、死亡通知書（甲）又は死亡通知書（乙）を作成したときは、本籍地方検察庁の犯歴担当事務官に対して送付する。

第7章 雜則

（電子計算機に入力する手続）

第19条 第3条第2項、第4条第2項、第5条第2項（第16条において準用する場合を含む。）、第6条第3項、第15条第2項、第17条第3項及び第18条第2項第1号に規定する手続は、別に法務省刑事局長が定める。

（地方検察庁の本庁の所在地を管轄する区検察庁における特別取扱い）

第20条 檢事正は、第7条第3項、第8条第3項、第9条第3項、第10条第3項、第12条第2項第2号（第16条において準用する場合を含む。）、第15条第5項及び第17条第6項の規定により、地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官に対し、既決犯罪通知書（乙）その他の書面を送付すべきものとされている犯歴担当事務官が、その地方検察庁の本庁の犯歴の把握等に関する事務を取り扱っている場合には、これらの書面の作成を要せず、確定記録等の回付をもつてその送付に代えることとする取扱いをさせることができる。

（その他の特別取扱い）

第21条 檢事正は、前条に定めるものほか、事務処理上支障がないときは、法務大臣の許可を得て、犯歴の把握等に関する事務に關し、特別の取扱いをさせることができる。

2 檢事正は、前項の許可を得て特別の取扱いを実施したときは、直接法務大臣に対してその旨を報告するとともに、検事総長及び検事長にそれぞれ同文の報告をしなければならない。

附 則

この訓令は、昭和59年6月1日から施行する。

附 則（平成元年2月8日法務省刑総訓第98号）

この訓令は、平成元年2月20日から施行する。

附 則（平成元年3月27日法務省刑総訓第294号）

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成3年6月18日法務省刑総訓第534号）

この訓令は、平成3年7月1日から施行する。

附 則（平成5年12月22日法務省刑総訓第1009号）

この訓令は、平成6年3月1日から施行する。

附 則（平成6年3月16日法務省刑総訓第279号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月8日法務省刑総訓第200号）

1 この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

2 書式例中この訓令により改正した様式は、当分の間、改正前の様式によるものを適宜修正して使用することができる。

附 則（平成12年2月18日法務省刑総訓第134号）

この訓令は、平成12年3月21日から施行する。

附 則（平成12年3月30日法務省刑総訓第436号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年10月27日法務省刑総訓第1242号）

この訓令は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成13年3月16日法務省刑総訓第317号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年9月21日法務省刑総訓第1123号）

この訓令は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成14年5月29日法務省刑総訓第611号）

この訓令は、平成14年6月20日から施行する。

附 則（平成18年5月19日法務省刑総訓第690号）

この訓令は、平成18年5月24日から施行する。

附 則（平成20年5月29日法務省刑総訓第820号）

この訓令は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成25年3月19日法務省刑総訓第5号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月2日法務省刑総訓第4号）

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成28年6月16日法務省刑総訓第7号）

この訓令は、平成28年6月19日から施行する。

別表第1（第4条、第8条、第10条関係）

第 1	第 2	第 3	第 4
1 刑の執行猶予の言渡しを取り消す決定が確定したとき	執行事務規程（平成25年法務省刑総訓第2号大臣訓令）第46条第1項又は第47条第2項の規定により通知の手続をすべき執行担当事務官（同規程第3条に規定する執行担当事務官をいう。）の属する検察庁の犯歴担当事務官	刑執行猶予言渡し取消通知書（甲）（様式第3号）	刑執行猶予言渡し取消通知書（乙）（様式第21号）
2 恩赦法の規定により、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権があつたときは、最後に有罪の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官）の属する検察庁の犯歴担当事務官	判決原本に左記事由を付記すべき検察官（復権があつたときは、最後に有罪の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官）の属する検察庁の犯歴担当事務官	恩赦事項通知書（甲）（様式第4号）	恩赦事項通知書（乙）（様式第22号）
3 刑法第52条の規定により刑を定める決定が確定したとき	刑を定める請求をした検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官	刑の分離決定通知書（甲）（様式第5号）	刑の分離決定通知書（乙）（様式第23号）
4 刑の時效が完成したとき	執行指揮検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官	刑の時效完成通知書（甲）（様式第6号）	刑の時效完成通知書（乙）（様式第24号）
5 再審の審判によりなされた裁判が確定したとき	執行指揮検察官（再審の審判によりなされた裁判が管轄違い、無罪、免訴又は公訴棄却であるときは、執行を要する刑の言渡しがなされたとした場合においてその執行を指揮すべき検察官）の属する検察庁の犯歴担当事務官	再審結果通知書（甲）（様式第7号）	再審結果通知書（乙）（様式第25号）
6 非常上告により原判決が破棄され更になされた判決が確定したとき	最高検察庁の犯歴担当事務官	非常上告結果通知書（甲）（様式第8号）	非常上告結果通知書（乙）（様式第26号）

7 上訴権又は正式裁判請求権の回復請求を認める決定が確定したとき	第3条第1項、第7条第1項又は第9条第1項に規定する手続をした犯歴担当事務官	既決犯罪通知撤回通知書(甲)(様式第9号)	既決犯罪通知撤回通知書(乙)(様式第27号)
8 財産刑の執行が終了したとき	執行指揮検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官	財産刑執行終了通知書(甲)(様式第10号)	財産刑執行終了通知書(乙)(様式第28号)
9 死刑を執行したとき	執行指揮検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官	死刑執行通知書(甲)(様式第11号)	死刑執行通知書(乙)(様式第29号)
10 仮釈放が許され放されたとき	刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下13において同じ。)の長から左記事由の通知を受けた検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官	仮釈放通知書(様式第12号)	犯歴事項通知書(様式第30号)
11 仮釈放が取り消されたとき	地方更生保護委員会から刑の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官として左記事由の通知を受けた検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官	仮釈放取消通知書(様式第13号の3)	犯歴事項通知書(様式第30号)
12 仮釈放期間が満了したとき	保護観察所の長から左記事由の通知を受けた検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官	仮釈放期間満了通知書(様式第14号)	犯歴事項通知書(様式第30号)
13 自由刑の執行が終了したとき(14に掲げる場合を除く。)	刑事施設の長から左記事由の通知を受けた検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官	自由刑執行終了通知書(様式第15号)	犯歴事項通知書(様式第30号)

14 更生保護法(平成19年法律第88号)第78条第1項の規定により、刑の執行を受け終わつたものとする決定があつたとき	地方更生保護委員会から左記事由の通知を受けた検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官	不定期刑執行終了通知書(様式第13号の6)	犯歴事項通知書(様式第30号)
15 仮釈放を許されている者について、保護観察の停止又は停止解除(更生保護法第77条第4項により停止を解く決定があつたものとみなされる場合を含む。)若しくは取消しがあつたとき	地方更生保護委員会から左記事由の通知を受けた検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官	保護観察停止決定通知書(様式第16号)又は保護観察停止解除決定通知書(様式第16号)若しくは保護観察停止取消決定通知書(様式第16号)	犯歴事項通知書(様式第30号)
16 刑の執行猶予の期間中保護観察に付されている者について、保護観察の仮解除又は仮解除の取消しがあつたとき	地方更生保護委員会から左記事由の通知を受けた検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官	保護観察仮解除通知書(様式第13号の1)又は保護観察仮解除取消通知書(様式第13号の2)	犯歴事項通知書(様式第30号)
17 補導処分に付された者について、その執行が終了したとき(18に掲げる場合を除く。)	婦人補導院長から左記事由の通知を受けた検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官	補導処分執行終了通知書(様式第13号の4)	犯歴事項通知書(様式第30号)
18 婦人補導院から仮に退院することを許された者について、補導処分の残期間が経過したとき	保護観察所の長から左記事由の通知を受けた検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官	仮退院期間満了通知書(様式第13号の5)	犯歴事項通知書(様式第30号)

別表第2 (第7条, 第9条, 第15条関係)

換数表

1	あ	い	う	え	お
2	か	き	く	け	こ
3	さ	し	す	せ	そ
4	た	ち	つ	て	と
5	な	に	ぬ	ね	の
6	は	ひ	ふ	へ	ほ
7	ま	み	む	め	も
8	や	ゆ	よ	わ	
9	ら	り	る	れ	ろ
0	ん				

備考

- 1 氏名は、その読みに従い、氏及び名の上位の各4音を上記換数表によつて各4けたの数に換数して数字化する。氏又は名の音が3音以下のときは、これを数字化した数の末尾に4けたに達するまで「0」を加える。
- 2 潤音又は半潤音は、清音と同様に換数する。ただし、ぢ、づは3に数字化する。

別表第3 (第15条, 第17条関係)

第 1	第 2	第 3
<p>1 次の各号に掲げる裁判により罰金以上の刑に処せられた者であつて、その執行を受け終わつてないもの (刑の全部の執行を猶予されている者並びに刑の一部の執行を猶予された者であつて、執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を受け終わつたもの及びその執行を受けることがなくなつたものを除く。)</p> <p>(1) 電算処理対象裁判</p> <p>(2) 非電算処理対象者に対する裁判</p> <p>(3) 非電算処理対象者でない者に対する道交裁判</p> <p>2 次の各号に掲げる者であつて、犯歴担当事務官の属する検察庁に対応する裁判所に係属している事件の被告人その他検察庁においてその所在を把握する必要があるもの</p> <p>(1) 非電算処理対象でない者</p> <p>(2) 非電算処理対象者</p>	<p>とん刑者通知書(甲)(様式第42号) とん刑者通知書(乙)(様式第43号) とん刑者等カード(1)(様式第44号) とん刑者等カード(2)(様式第45号) 道交とん刑者等通知書(甲)(様式第46号) 外国人道交とん刑者等通知書(甲)(様式第46号の2) 道交とん刑者等通知書(乙)(様式第47号) 外国人道交とん刑者等通知書(乙)(様式第47号の2)</p> <p>道交とん刑者等通知書(甲)(様式第46号) 外国人道交とん刑者等通知書(甲)(様式第46号の2) 道交とん刑者等通知書(乙)(様式第47号) 外国人道交とん刑者等通知書(乙)(様式第47号の2) とん刑者等カード(1)(様式第44号) とん刑者等カード(2)(様式第45号)</p>	<p>とん刑者解除通知書(甲)(様式第42号) とん刑者解除通知書(乙)(様式第43号) とん刑者等解除通知書(乙)(2)(様式第48号)</p> <p>道交とん刑者等解除通知書(甲)(様式第49号) 道交とん刑者等解除通知書(乙)(様式第50号)</p> <p>道交とん刑者等解除通知書(甲)(様式第49号) 道交とん刑者等解除通知書(乙)(様式第50号)</p> <p>とん刑者等解除通知書(乙)(2)(様式第48号)</p>

公職選挙法等に定める公民権（選挙権及び被選挙権）停止に関する規定

法令の名称	関係条文	内 容
公職選挙法（昭和25年法律第100号） ※ 公職の定義（公職選挙法3条、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律1条） ① 衆議院議員 ② 参議院議員 ③ 地方公共団体の議会の議員及び長	11条1項2号	禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
	11条1項3号	禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
	11条1項4号	公職にある間に犯した刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4までの罪又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第1条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者
	11条1項5号	法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者（注）
	11条の2	公職にある間に犯した前条第1項第4号に規定する罪により刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行の免除を受けた者でその執行を終わり又はその執行の免除を受けた日から5年を経過したものは、当該5年を経過した日から5年間、被選挙権を有しない。
	252条1項	この章に掲げる罪（第240条、第242条、第244条、第245条、第252条の2、第252条の3及び第253条の罪を除く。）を犯し罰金の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から5年間（刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間）、この法律に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。
	252条2項	この章に掲げる罪（第253条の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後5年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、この法律に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

252条3項	第221条、第222条、第223条又は第223条の2の罪につき刑に処せられた者で更に第221条から第223条の2までの罪につき刑に処せられた者については、前2項の5年間は、10年間とする。
252条4項	裁判所は、情状により、刑の言渡しと同時に、第1項に規定する者（第221条から第223条の2までの罪につき刑に処せられた者を除く。）に対し同項の5年間若しくは刑の執行猶予中の期間について選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、若しくはその期間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、第1項に規定する者で第221条から第223条の2までの罪につき刑に処せられたもの及び第2項に規定する者に対し第1項若しくは第2項の5年間若しくは刑の執行猶予の言渡しを受けた場合にあつてはその執行猶予中の期間のうち選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、又は前項に規定する者に対し同項の10年間の期間を短縮する旨を宣告することができる。
政治資金規正法（昭和23年法律第194号）	第23条から第26条の5まで及び前条第2項の罪を犯し罰金の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から5年間（刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間）、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。
28条1項	第23条、第24条、第25条第1項、第26条、第26条の2、第26条の4及び前条第2項の罪を犯し禁錮の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後5年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。
28条2項	第23条、第24条、第25条第1項、第26条、第26条の2、第26条の4及び前条第2項の罪を犯し禁錮の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後5年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。
28条3項	裁判所は、情状により、刑の言渡しと同時に、第1項に規定する者に対し同項の5年間若しくは刑の執行猶予中の期間について選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、若しくはその期間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、又は前項に規定する者に対し同項の5年間若しくは刑の執行猶予の言渡しを受けた場合にあつてはその執行猶予中の期間のうち選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用すべき期間を短縮する旨を宣告することができる。

地方公共団体の議会の議員及び長の選舉に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号）	17条1項	前条第2項又は第3項の罪を犯し罰金の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から5年間（刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間）、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。
	17条2項	前条第2項の罪を犯し禁錮の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後5年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。
	17条3項	裁判所は、情状により、刑の言渡しと同時に、第1項に規定する者に対し同項の5年間若しくは刑の執行猶予中の期間について選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、若しくはその期間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、又は前項に規定する者に対し同項の5年間若しくは刑の執行猶予の言渡しを受けた場合にあってはその執行猶予中の期間のうち選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用すべき期間を短縮する旨を宣告することができる。

- (注) 公職選挙法第11条第1項第5号の「法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査」には、
- 公職選挙法によって行われる衆議院議員選挙、参議院議員選挙、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙
 - 海区漁業調整委員会の委員の選挙（漁業法第85条第3項、第94条第1項）
 - 水害予防組合の組合会議員の選挙（水害予防組合法第18条第1項、第5項）
 - 土地改良区の役員、総代の選挙（土地改良法第18条、第23条）
 - 一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定に必要な住民投票（地方自治法第261条第3項、第262条第1項）
 - 地方公共団体の議会の解散請求に関する住民投票（地方自治法第76条第3項、85条第1項）
 - 地方公共団体の議会の議員及び長の解職に関する住民投票（地方自治法第80条第3項、第81条第2項、第85条第1項）
 - 最高裁判所の裁判官の任命に関する国民審査の投票（憲法第79条第2項、最高裁判所裁判官国民審査法第44条～第49条）
- などがある（法務省保護局恩赦課編「資格制限法令ハンドブック」13ページ）。

研修教材

五訂版 犯歴事務解説

昭和52年1月25日	初版発行
昭和54年11月15日	改訂版発行
昭和60年3月30日	新版発行
平成3年3月30日	改訂版発行
平成8年3月11日	三訂版発行
平成16年3月30日	四訂版発行
平成30年3月5日	五訂版発行

発行所 法務総合研究所
印刷所 株式会社キタジマ